

厚生労働省

令和元年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究

報告書

令和2年3月

みずほ情報総研株式会社

目次

調査研究の要旨	i ~ iv
I. 調査研究の目的と概要	1
1. 調査研究の目的	1
2. 実施内容と方法	2
(1) 「障害福祉関係データベースの構築に向けた検討会」による検討	2
(2) 関係機関等への聞き取り調査の実施	4
II. 調査研究の成果	5
1. 障害福祉関係データの状況	6
(1) 検討の対象とするデータの範囲	6
(2) 障害福祉サービス等給付費明細データの状況	8
(3) 障害支援区分認定データの状況	11
(4) 障害者手帳（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）データの状況	13
(5) 補装具費支給決定データの状況	17
(6) 補装具処方せんデータの状況	20
(7) 傷病名データの状況	21
2. 障害福祉関係データの標準化の状況	22
(1) 「障害者福祉」移行ファイル間の関係	22
(2) 「障害者福祉」ファイルの標準化状況	24
(3) 障害福祉関係データの標準化の状況と課題	26
3. データベースの利活用	27
(1) 障害者権利条約の実効性を担保するための情報収集と利用	27
(2) 利用主体別のデータベースの利活用	28
(3) 施策上の課題等におけるデータベースの利活用	31
(4) データベースを利活用するうえでの課題	36
4. 個人情報保護法制等との関係	38
5. データベースが備える機能等	40
(1) データ概要	40
(2) データの流れ	44
(3) データベースのシステム機能	46
(4) データベースの定期出力集計表	48
III. データベースの構築に向けてのまとめと課題等	50
(1) データベースの構築に向けての検討結果のまとめ	50
(2) データベース構築上の課題と対応の方向性	54
IV. 参考資料	61
1. 障害福祉関係データに係る各種様式	61
2. 審査支払等システムが扱う障害福祉関係の蓄積データ	85
3. 中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」データ項目一覧表、コード表等	103
4. 障害福祉関係データベースの定期出力集計表案	182
5. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要	214
6. 自治体・システムベンダーへのヒアリング結果（障害福祉関係データ等の管理状況）	226

調査研究の要旨

1. 調査研究の目的

本調査研究では、昨年度の調査研究成果を踏まえつつ、障害福祉サービス等給付費明細書データや障害支援区分認定データ、補装具費データ等について、医療・介護分野のようなデータベース（NDBや介護DB等）を構築することを目指し、有効に活用することができるよう、それに向けた現状分析、課題の整理を行うことを目的とした。

2. 実施内容と方法

障害福祉政策や障害福祉サービス等の状況に詳しい有識者や、介護分野等の公的データベース事業の仕組みや法的枠組み、利活用等に精通する有識者等を参集し、検討を行った。また、先行している公的データベース事業として介護DB事業についての概要や、障害関係福祉データに係る現状、並びに利活用内容等について、関係機関や自治体担当者等への聞き取り調査を実施し、データベース構築に向けた現状分析と技術的な課題等の整理を行った。

3. 調査研究の成果（データベース構築に向けての検討結果のまとめ）

障害福祉関係DBの構築に向けての検討結果について、以下にまとめた。

（1）構築するデータベースの概要

検討結果に基づき、構築するデータベースの概要を以下にまとめた。

《データベースで取り扱うデータの概要》

- 障害福祉関係DBで取り扱うデータの種別は、市町村でシステム管理（データ登録）が一定程度進んでいる「障害福祉サービス等給付費明細書データ」、「障害支援区分認定データ」、「補装具費支給決定データ」、「障害者手帳データ」の4種別を想定する。
- 障害福祉関係DBシステム内の個人を識別する項目からハッシュ関数を用いてハッシュ値を作成し、2種類の個人連結可能な識別子（ID）を作成することとする。
 - ・「市町村番号＋受給者証番号」
 - ・「カナ氏名＋生年月日」

《データの収集方法（収集経路）》

- 介護DBの場合と同様に、市町村から国保連合会の閉域網を利用するデータ収集方法（収集経路）を想定する。
- その際、国は、個人連結が可能な識別子（ID：ハッシュ値）や同一事業所連結のための識別番号（ハッシュ値）を生成してもらったうえで（匿名化処理を行ったうえで）、個人に係る受給者証番号や氏名・生年月日等、及び事業所番号等を削除したデータを収集することとする。

《データベースのシステム機能》

- 障害福祉関係DBは、大枠として「データ解凍」、「データクリーニング」、「データ取込」、「データ作成」、「データ集計」、「データ出力」、「管理機能」のシステム機能を有するものとし、28個の個別のシステム機能を設定する。

《データベースの定期出力集計表》

- 障害福祉関係DBの基本情報を定期的に提供する仕組みとして、「①障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計」、「②障害支援区分審査判定結果等に関する集計」、「③補装具費の購入件数・金額等に関する集計」、「④手帳の交付件数等に関する集計」の4区分の集計表を設定する。

(2) データベースの利活用内容

構築されるデータベースの利活用メリットを以下にまとめた。

《障害者権利条約の実効性を担保するための情報収集と利用》

- 障害者権利条約では、本条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）の収集と利用が求められている。

《利用主体別のデータベースの利活用》

- 障害福祉関係DBを構築した後に、全国、都道府県、障害保健福祉圏域、精神医療圏、市町村別等の特徴や課題、取り組み等を客観的にかつ容易に把握できるように、障害福祉関連DBを中心に障害福祉・医療・介護等の様々な関連データ等を含めた「見える化」するためのシステムの構築を進める。
- 障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムにおいて、一部の機能（情報）を除き、利用者（障害者・児）等が利用できるようにすることで、自身が受けているサービス内容の課題や、解決に向けた取り組みを自治体や事業者、関係者等と共有することができ、同様の課題を抱える他の自治体や事業者等の取り組み事例等を参考にしながら、自身が受けるサービスの質の向上を図るための取り組みを自治体・事業者・関係者等と共同で実施することが容易になる。
- 障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムを活用することにより、市町村（都道府県）は、地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取り組み事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- 国においては、障害福祉サービス等の報酬改定や障害支援区分認定等に係る施策の基礎資料として活用することが可能となる。
- 研究者等の第三者にも広く使えるようにし、学術的な研究を行い、国においてその成果を活用することも有用である。

《施策上の課題等におけるデータベースの利活用》

- 障害福祉関係データ間やNDB・介護DBとのデータ連結による、施策上の課題等におけるデータベースの利活用内容を整理した。
- 障害支援区分認定データと障害福祉サービス等給付費明細データとの連結によって、障害者の障害支援区分ごとのサービス提供の総量の把握が可能となる。また、障害者の同じ状態グループごとに、標準的なサービス内容やサービス提供量の把握が可能となる。
- 同じ障害者（同一人物を同定）の状態像が経年的に変化した場合のサービス内容の変更やサービス提供量の変化の状況が把握可能となる（経年的に分析することにより、重症化等の防止効果等を評価することが可能となる）。
- 補装具費支給決定データや障害者手帳データとの障害福祉サービス等給付費明細データとの連結により、補装具や障害者手帳の保有者が他の障害福祉サービスのどこを利用しているかのサービス利用実態の把握分析が可能となる。
- 介護DBと連結することで、高齢障害者の介護保険サービスへの切り替えによる提供量の変化等に関する分析が可能となる。
- 精神障害において、地域移行が目指されている中で、NDBと連結することにより、適切な服薬管理による在宅生活が送れているか、再入院率が低いといった分析が可能となる。
- NDBと連結することで、在宅で暮らす医療的ケア児において、医療保険で算定される人工呼吸器使用や通院、服薬の状況が把握できるようになる。また、受けている障害福祉サービスと医療サービスの組合せ等が分析可能となる。

- 頸髄損傷をはじめとする特定疾病（厚生労働省が定める疾病等）について、NDB・介護DBと連結することで、ある状態の利用者の障害・医療・介護での総サービス内容や提供量が把握できる。

（３）個人情報保護法制等との関係

構築されるデータベースの個人情報保護法制等との関係を以下にまとめた。

- 障害福祉関係データにおいて、障害者等の特定の個人が識別できないよう、国がデータを収集する際には、氏名や生年月日等の情報を削除する必要がある。
- 国がデータを収集するにあたっては、その利用目的（法定目的）を明確化するとともに、国にメリットがあるというだけでなく、利用者（障害者・児）自身にとって、よりメリットがあるということを分かりやすい言葉で伝える必要がある。
- 障害福祉関係データを収集することにより、様々な調査・分析の活用が可能となり、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施策等を推進し、障害福祉サービス等の質の向上を図ることで、豊かな国民生活の実現に資することができる（利用目的）。
- 障害福祉関係DBをNDBや介護DBに連結させるにあたっては、それぞれのDBの目的及び扱う情報の違いに十分配慮することが必要である。

4. 今後の課題等（データベース構築上の課題と対応の方向性）

データベースを構築するうえでの課題と今後の対応のあり方等について、以下にまとめた。

（１）データベースで取り扱うデータについて

- 「障害福祉サービス等給付費明細データ」は、国保連合会を通じて市町村の給付費明細データが毎月蓄積されており、障害者へのサービスデータとして、本データベース構築の中核となるデータである。また、同様に「障害支援区分認定データ」は、厚生労働省に年1回収集され、障害者の状態像をあらわすデータとして、給付費明細データと「市町村番号＋受給者証番号」で一意に連結可能なデータである。この2つのデータに、市町村でのシステム管理（電子化）が進んでいる「補装具費支給決定データ」を加えた3種類のデータを障害福祉関係DBで取り扱うものとし、これまで検討してきた「障害者手帳データ」、「補装具処方せんデータ」、「傷病名データ」の各データについては、当面の取り扱いを行わず、中長期的な課題として対応のあり方をまとめた。

（２）データ連結について

《識別子「カナ氏名＋性別＋生年月日」の整備》

- NDBと介護DBの連結精度の向上を図るために、「性別」を含めた「カナ氏名＋性別＋生年月日」の識別子について、引き続き検討を行うものとする。識別子の作成については、中間標準レイアウト仕様の「障害者福祉」の移行ファイルの「基本情報（住基データ）」から、市町村独自の識別番号を介在して、「性別」や「カナ氏名」、「生年月日」のそれぞれの項目を入手して識別子を作成することが考えられる。

《医療保険の個人単位被保険者番号の整備》

- 将来においては、NDBや介護DBとの連結精度をより向上させるために、現在検討が進んでいる医療保険の個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備等の検討が必要である。そのためには、NDBと介護DBのデータ連結の議論の方向を見据えながら、医療保険の個人単位被保険者番号を使った識別子についても、その収集の仕組みや安全性、連結精度等を検討することが重要である。

(3) データベースの利用目的等について

- 国がデータを収集することへの理解を促進するためには、データベースの利用目的として、行政側にメリットがあるというだけでなく、障害者・児自身にとって、よりメリットがあるということを理解してもらう必要がある。よりメリットを理解してもらうためには、障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムを構築し、そのシステムを自治体だけでは無く、一部の機能（情報）を除き、サービス利用者（障害者・児）にもオープン化する仕組み（Webサイト等で利用）等を整えていくことも重要である。

(4) データベースにおけるマスター整備について

- 障害福祉関係DBの利活用目的に応じた分析を行うためには、受給者・事業所等の属性情報やサービス内容・種類情報等が適切に分類され、各データ項目の更新情報が適時に管理されるマスターが必要である。障害福祉関係DBにおいては、必要なマスターの種類やその内容、作成方法、メンテナンス方法等について、十分な検討を行う必要がある。

(5) データベースの定期出力集計等の公表形式について

《最小集計単位について》

- 介護DBのガイドラインでは、「公表される研究の成果物において要介護者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと」等となっているが、これを障害福祉分野に当てはめると、市町村単位でみた場合に、多くの箇所では集計できない状況になる可能性がある。

《年齢の集計単位について》

- 介護DBのガイドラインでは、「公表される研究の成果物において年齢の集計単位が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること」等となっているが、障害福祉分野において、5歳毎のグルーピングでは、時系列的に動向を把握するには粗すぎる場合がある。

《性別の集計について》

- 障害支援区分認定データや補装具費支給決定データでは「性別」項目がなく、「基本情報（住基データ）」から当該項目の抽出が難しい場合は、性別での集計・分析ができない可能性がある。

以上

I. 調査研究の目的と概要

1. 調査研究の目的

国や地方公共団体の障害福祉分野の政策立案にあたっては、必ずしもエビデンスに基づいた施策が実施されておらず、現状においては、以下に示すような意見が多くみられた。

- 障害福祉サービス費等のマクロ分析は全数で行っているが、利用者の心身の状態やサービス内容等の詳細な分析は、給付費等明細データと認定項目データとの連結ができていない現状では行うことはできない。
- 障害種別やサービス内容等の詳細なデータは、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）において、データ集計を行ったものを利用しているが、利用者の状態像や都道府県・市町村等の詳細な分析が困難である。
- 精神障害においては、地域移行を進めるにあたって、外来のデイケアを使う場合と障害福祉サービスの就労支援を使う場合、その双方を使う場合等がある。利用者は、医療と障害福祉サービスの別々の提供サービスを受けており、地域によりそのサービス等の状況が異なっているが、その実態を捉え切れていない。
- 補装具については、市町村によって支給のされ方が異なる地域差の問題や高額補装具をどのように公平に取り扱うかが課題になっているが、必ずしも実態を把握できていない。また、補装具の利用者が他の障害福祉サービスのこういったところを利用しているかについても把握できていない。
- 障害者手帳制度における正確な交付件数の実態把握ができていない。また、手帳保有と他の障害福祉サービス等の利用の関係についても把握できていない。

また、障害福祉分野においては、障害福祉サービス等給付費明細書データと障害支援区分認定データが連結されていないことや、医療・介護分野と比べると公表しているデータが少ない等の課題についても指摘されているところである。

今後においては、障害福祉サービス等給付費明細書データや障害支援区分認定データ、補装具費データ等（以下、「障害福祉関連データ」という。）を十分に利活用並びに分析し、エビデンスに基づいた施策を推進することが重要である。

そのため、本調査研究では、昨年度の調査研究成果を踏まえつつ、障害福祉関連データについて、医療・介護分野のようなデータベース（NDB^aや介護DB^b等）を構築することを目指し、有効に活用することができるよう、それに向けた現状分析、課題の整理を行うことを目的とした。

^a NDBとは、「レセプト情報・特定健診等情報データベース（National Database）」の略で、平成20年（2008年）に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、医療機関を受診した際に、医療機関から保険者に対して発行されるレセプト（診療報酬明細書）と、40歳以上を対象に行われている特定健診・保健指導の結果からなるデータベースである。

^b 介護DBとは、「介護保険総合データベース」の略で、介護保険法第197条第1項の規定に基づき、介護保険給付費明細書（介護レセプト）等の電子化情報を収集したものであり、平成25年度から厚生労働省が管理するサーバー内へ格納し、運用を開始した。

2. 実施内容と方法

障害福祉政策や障害福祉サービス等の状況に詳しい有識者や、介護分野等の公的データベース事業の仕組みや法的枠組み、利活用等に精通する有識者等を参集し、検討する場（以下「検討会」という。）を設置し、検討を行った。

また、先行している公的データベース事業として介護DB事業についての概要や、障害関係福祉データに係る現状、並びに利活用内容等について、関係機関や自治体担当者等への聞き取り調査を実施し、データベース構築に向けた現状分析と技術的な課題等の整理を行った。

(1) 「障害福祉関係データベースの構築に向けた検討会」による検討

1) 検討会の設置

検討会の構成員（9名）並びにオブザーバー（6名）は、下表に示すとおりとし、計5回開催した。

図表 1 検討会の構成員

（敬称略、五十音順）

氏名	所属等
生貝 直人	東洋大学 経済学部総合政策学科 准教授
今村 知明	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授
○ 大塚 晃	上智社会福祉専門学校保育士科 特任教員
高木 憲司	和洋女子大学 家政福祉学科 准教授
筒井 孝子	兵庫県立大学 大学院 教授
飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター 総長
永尾 光年	大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 課長
山内 慶太	慶應義塾大学 看護医療学部 教授
山之内 芳雄	国立精神・神経医療研究センター 部長

（○は座長）

図表 2 検討会のオブザーバー

（敬称略）

氏名	所属等
金本 昭彦	保健医療福祉情報システム工業会 福祉システム委員長
小澤 加代子	国民健康保険中央会 障害者総合支援課 主任
中村 隆	国立障害者リハビリテーションセンター 義肢装具士長
今橋 久美子	国立障害者リハビリテーションセンター 主任研究官
田中 匡	国立障害者リハビリテーションセンター 作業療法士
小祝 望	国立障害者リハビリテーションセンター 障害福祉研究部

2) 検討会の開催

本年度の検討会の開催日程及び主な議事項目は、以下の図表3のとおりであった。
 なお、参考として、昨年度検討会の主な議事項目を図表4に示す。

図表 3 本年度の検討会の開催日程と主な議事項目

開催日	主な議事
第1回目 (令和元年9月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」の進め方 ○ 昨年度の検討結果概要について ○ 本年度の検討内容とスケジュールについて ○ 新たに取り扱うデータ等について ○ 検討すべき項目(案)について
第2回目 (令和元年10月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補装具費情報、障害者手帳情報、傷病名情報の取り扱いについて ○ 自治体へのヒアリング結果について ○ 集計表案について
第3回目 (令和元年11月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉関係DBで取り扱うデータについて ○ 障害福祉関係DBが備える機能概略案について ○ 報告書骨子案について
第4回目 (令和元年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間標準レイアウト仕様について ○ 報告書案について
第5回目 (令和2年2月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積み残し事案について ○ 最終報告書案について

図表 4 (参考) 昨年度の検討会の開催日程と主な議事項目

開催日	主な議事
第1回目 (平成30年12月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」の進め方 ○ 介護保険総合データベース事業の概要について ○ 障害福祉関係データに係る現状について ○ 検討すべき項目(案)について
第2回目 (平成31年2月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉関係データベース事業の位置づけ及び対象範囲等 ○ 利用範囲・利用方法について ○ 個人情報保護法制等との関係について ○ 技術面の課題(情報セキュリティの確保含む)について ○ その他
第3回目 (平成31年3月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積み残し事案について ○ とりまとめ骨子案
第4回目 (平成31年3月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積み残し事案について ○ 最終とりまとめ(報告書案)

(2) 関係機関等への聞き取り調査の実施

1) 介護DB事業についての聞き取り調査

介護DB事業の担当部局（厚生労働省老健局老人保健課）を通じて、データベース運用事業者への聞き取り調査を行い、データベース構築に向けた課題等の整理を行った。

- 介護DB事業とデータベースシステムの概要
- データの収集方法、データフロー
- データベースの機能概要
- データベースの利活用状況
- 課題等

2) 障害福祉関係データの管理状況等についての聞き取り調査

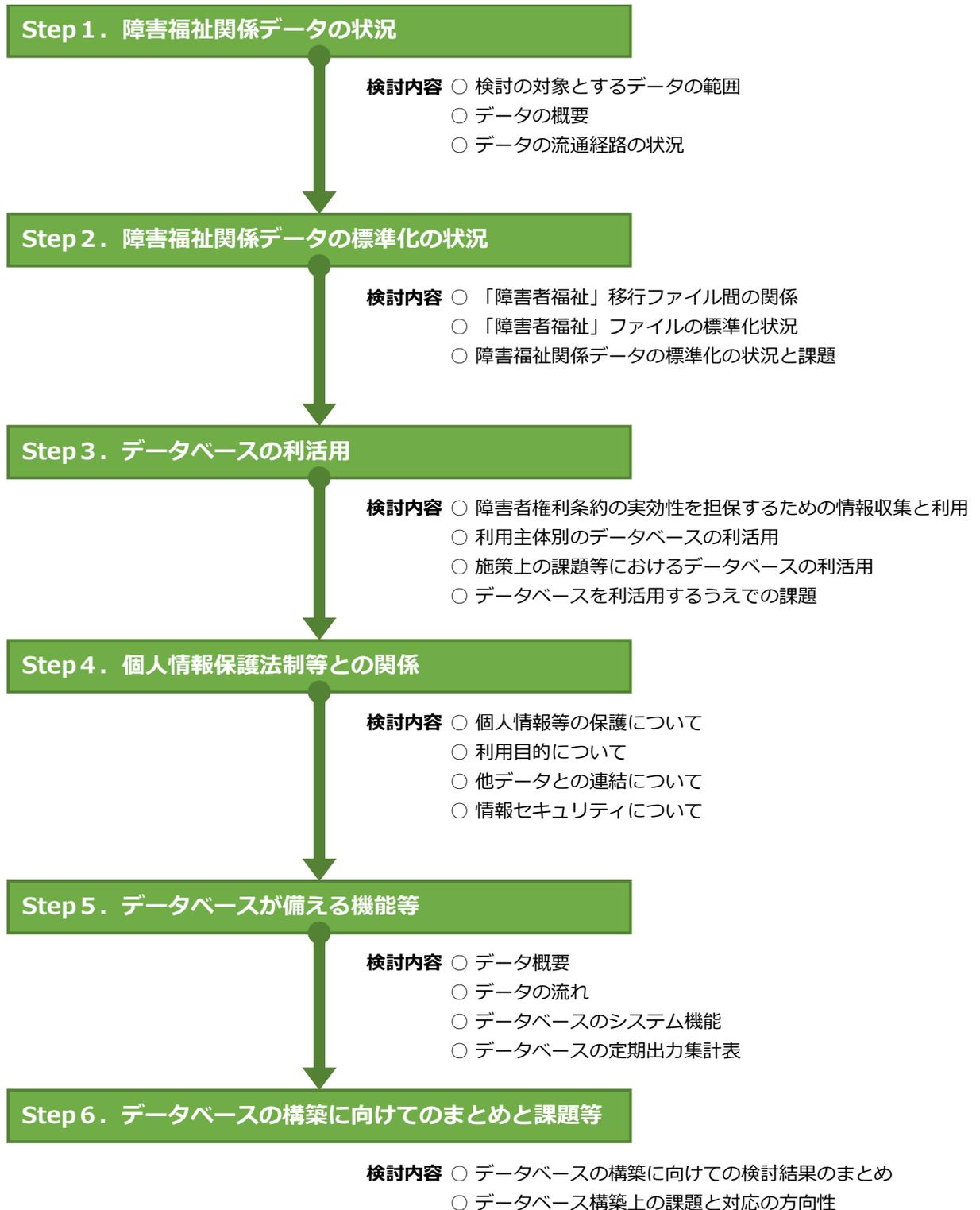
障害福祉関係データについては、公表されている資料等から事前に調査及び整理を行い、データ処理上の不明点やデータ保護方法、データ間の連結方法等に関する考え方、課題等について、担当部局（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）を通じて、情報収集主体等（レセプトデータ：国民健康保険中央会、認定データ：障害支援区分認定データ収集事業者、その他）の担当者や自治体（市町村）の担当者職員へ、以下の項目等について聞き取り調査を行い、障害福祉関係データに係る実態の把握並びに課題等の整理を行った。

- 障害福祉関係データの種類とそのデータ仕様概要
- 主な利用目的、利用者
- データ作成機関（データ収集機関）
- 作成頻度、データ期間、データ仕様、データ保管期間など
- データ保護すべき項目（受給者証番号、氏名、生年月日、事業所・施設コード等）、データ保護の考え方
- データ作成方法、データフロー、データ提供方法
- データ項目の品質（必須・任意項目、入力割合、入力内容の信頼性、他項目との関連等）

II. 調査研究の成果

昨年度並びに本年度における「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」の検討内容を踏まえ、全体として下図のとおり整理した。本報告書は、この「検討内容の流れ」に沿うかたちでの記載とした。

図表 5 調査研究の「検討内容の流れ」



1. 障害福祉関係データの状況

障害福祉関係DBの構築に向けて、検討の対象とするデータを取り上げて、そのデータの管理状況や流通状況等の実態を把握した。

(1) 検討の対象とするデータの範囲

1) 障害者福祉に係るサービス等と検討対象データ

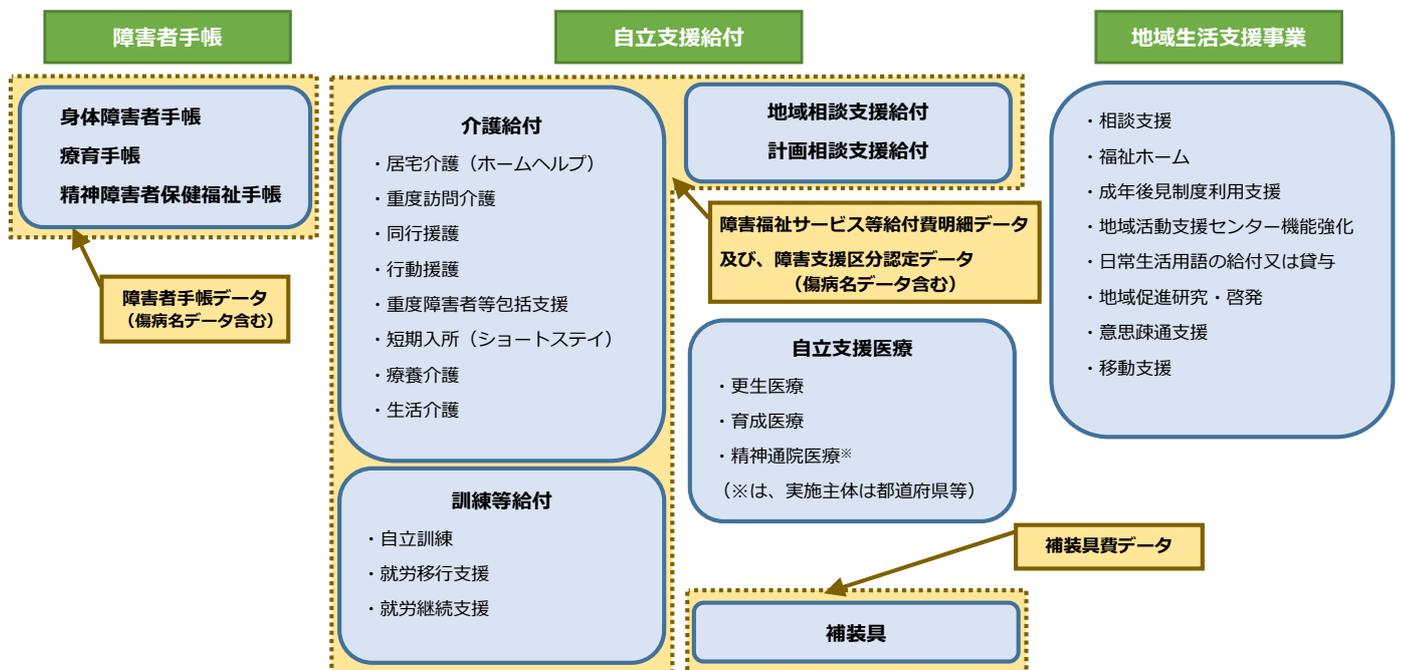
検討の対象とするデータの範囲を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」における「障害福祉サービス等給付費明細データ」と「障害支援区分認定データ」、「補装具費データ」とした。

同様に、障害者福祉に係る障害者手帳の交付についての「障害者手帳データ（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）」も併せて検討することとした。

また、上記の各データのデータ項目内における「傷病名データ」項目についても検討の対象とすることとした。

なお、障害者総合支援法における「自立支援医療」や「地域生活支援事業」については、今回の検討対象の範囲外としたが、障害者・児を対象としたサービスや事業の状況を多面的に捉え、データベースの内容を充実させていくためには、今後、検討の対象とすることも必要である。

図表 6 市町村の障害者福祉（障害者手帳の交付、障害者総合支援法の給付・事業）と検討対象データ



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

2) 障害者・児の範囲

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」における障害者・児の範囲は、以下のとおりである。

○ 身体障害者

身体に障害がある 18 歳以上の人で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている人（身体障害者手帳の交付を受けている人）。身体障害者福祉法第 4 条別表で対象となる身体障害が指定されている。

○ 知的障害者

知的障害者福祉法では知的障害の対象とする定義の解釈として、厚生労働省においては、知的障害を精神医学の領域における「精神遅滞」（「1. 全般的な知的機能が同年齢の子どもと比べて明らかに遅滞し」「2. 適応機能の明らかな制限が」「3. 18 歳未満に生じる」と定義される）と同じものと定めている。

○ 精神障害者

精神保健福祉法の対象とする精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒、またはその依存症、知的障害、精神病質などの精神疾患を持つ方。ただし知的障害は除く）。

○ 難病等

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である 18 歳以上の人。

○ 障害児

身体障害、知的障害、発達障害を含んだ精神障害がある児童。または難病等があり、一定の障害がある児童。

(2) 障害福祉サービス等給付費明細データの状況

「障害福祉サービス等給付費明細データ」に係る「データの概要」や「データの流通経路」の状況は、以下のとおりである。

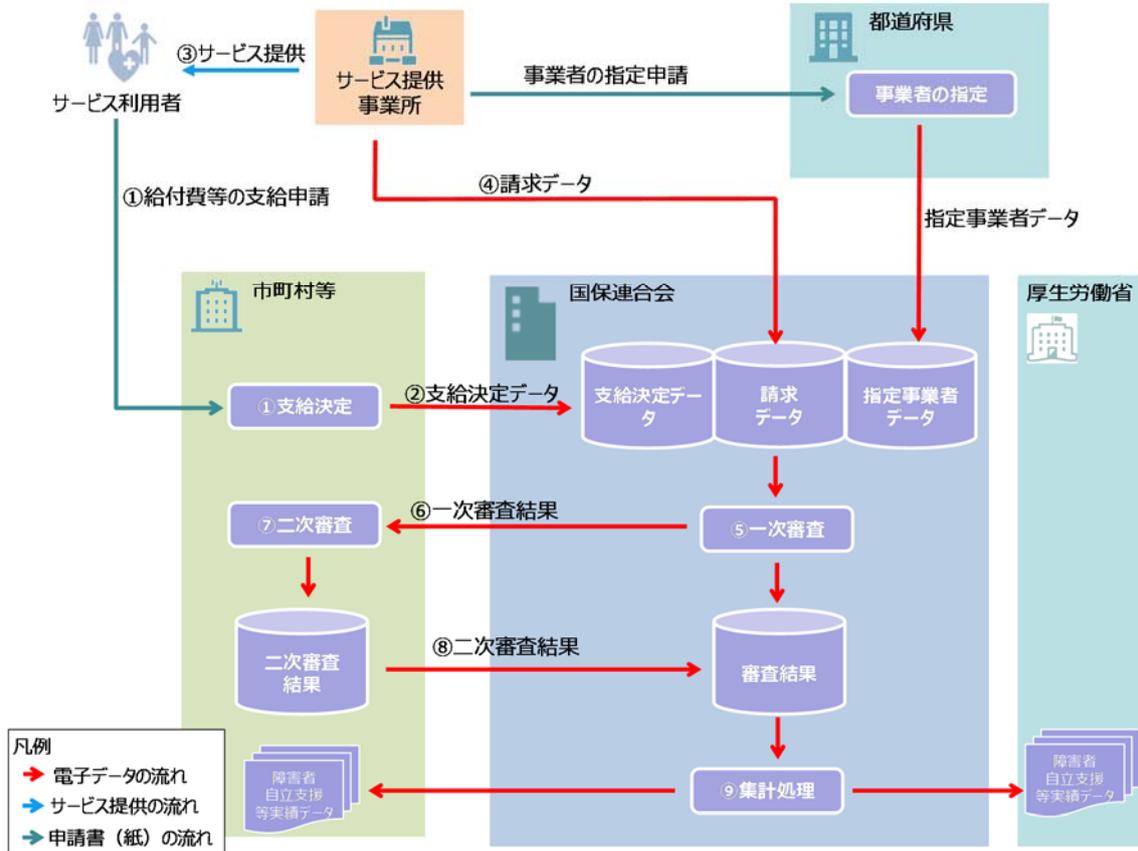
1) データの概要

- 「障害福祉サービス等給付費明細データ」は、審査支払機関である国保連合会を經由して、市町村へ請求される給付費等明細書に記載されている内容データである。
- 国保連合会を經由して収集された給付費等明細書データ（電子データ）は、市町村区分やサービス区分等に集約され（氏名や生年月日、受給者証番号等の情報は除かれる）、市町村や厚生労働省へ提供されている。
- 請求明細書受付件数（障害福祉サービス）は、年間約 1,648 万件（平成 30 年度）である。また、障害児サービスの請求明細書受付件数は、年間約 627 万件（平成 30 年度）で、全体として年間約 2,300 万件となる（平成 30 年度）。
- 障害福祉サービス等給付費明細書に係る主なデータ項目は、個人連結のための項目を除くと、以下である。
 - 給付費等明細書
 - ・市町村番号
 - ・受給者証番号
 - ・事業所番号
 - ・サービス種類
 - ・単位数／日数／回数
 - 受給者台帳情報
 - 事業所台帳情報
 - 市町村台帳情報 等
- 障害支援区分認定データとの個人連結のための識別子としては、「市町村番号＋受給者証番号」が想定される。

2) データの流通経路

現状の障害福祉サービス等給付費明細書データの流通経路図を以下に示す。

図表 7 障害福祉サービス等給付費明細書データの流通経路図



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

データの流れを以下に解説する (①～⑨)。

① 給付費等の支給申請 (随時)

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者等は、市町村 (障害児入所支援は都道府県) に給付費等の支給申請を行う。

市町村等は、審査会による審査を経て、支給決定を行う。

② 支給決定データの登録 (随時)

決定した受給者の情報は市町村が登録を行い、国保連合会に情報を送る。

③ 障害福祉サービスの提供 (随時)

利用契約を締結したサービス提供事業所は、支給決定障害者等に、個別支援計画等に従って障害福祉サービス等を提供する。

④ 請求書等送付 (月1回 10日頃)

サービス提供事業所は、サービス提供の翌月に、給付費等の請求に関する情報 (請求情報) を作成して、国保連合会あてに提出する。

また、サービス提供事業所は、支給決定障害者等が複数のサービス提供事業所を利用する人について、必要に応じて、他のサービス提供事業所との間で利用者負担上限額管理にかかる調整事務を行う。

⑤ 請求内容の一次審査（月1回 10日頃～12日頃）

国保連合会は、サービス提供事業所からの請求情報を、市町村や都道府県から提供された支給決定障害者等や事業所に関する台帳情報（支給決定等の情報や事業所の届出の情報）と突合し、請求内容の審査を行う。

⑥ 一次審査結果の送付（月1回 12日頃）

国保連合会は、請求情報の審査に基づく一次審査結果を市町村等に送付する。

⑦ 請求内容の二次審査（月1回 12日～25日頃）

市町村等は、一次審査結果資料を基に、請求情報を審査する。

⑧ 二次審査結果の送付（月1回 25日頃）

市町村等は、国保連合会に審査結果を送付する。

⑨ 集計処理（月1回）

集計処理により障害者自立支援等実績データを作成し市町村と厚生労働省に送付する。

(3) 障害支援区分認定データの状況

「障害支援区分認定データ」に係る「データの概要」や「データの流通経路」の状況は以下のとおりである。

1) データの概要

- 「障害支援区分認定データ」は、市町村が障害支援区分認定に用いた調査の結果データである。
- 市町村が専用ソフトを用いて氏名や生年月日等の情報を除外した上で、10月から翌年9月までの1年間の認定状況データを年1回、厚生労働省へ提出（ネット経由）している。提出している市町村は、平成29年10月～30年9月の認定状況データの場合で、1741(0件報告含む) /1741市町村（100%）である。
- 収集している障害支援区分認定データの件数は、約108万件（平成26年4月～平成30年9月）である。
- 障害支援区分認定データに係る主なデータ項目は、個人連結のための項目を除くと、以下である。

障害支援区分認定一次判定

- ・ 概況調査項目 障害者手帳の種類、等級等
- ・ 認定調査項目 移動や動作等に関連する項目（12項目）、
身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）、
意思疎通等に関連する項目（6項目）、行動障害に関連する項目（34項目）、
特別な医療に関連する項目（12項目）
- ・ 医師意見書 麻痺、関節の拘縮、てんかん、二軸評価、生活障害評価
- ・ 一次判定結果

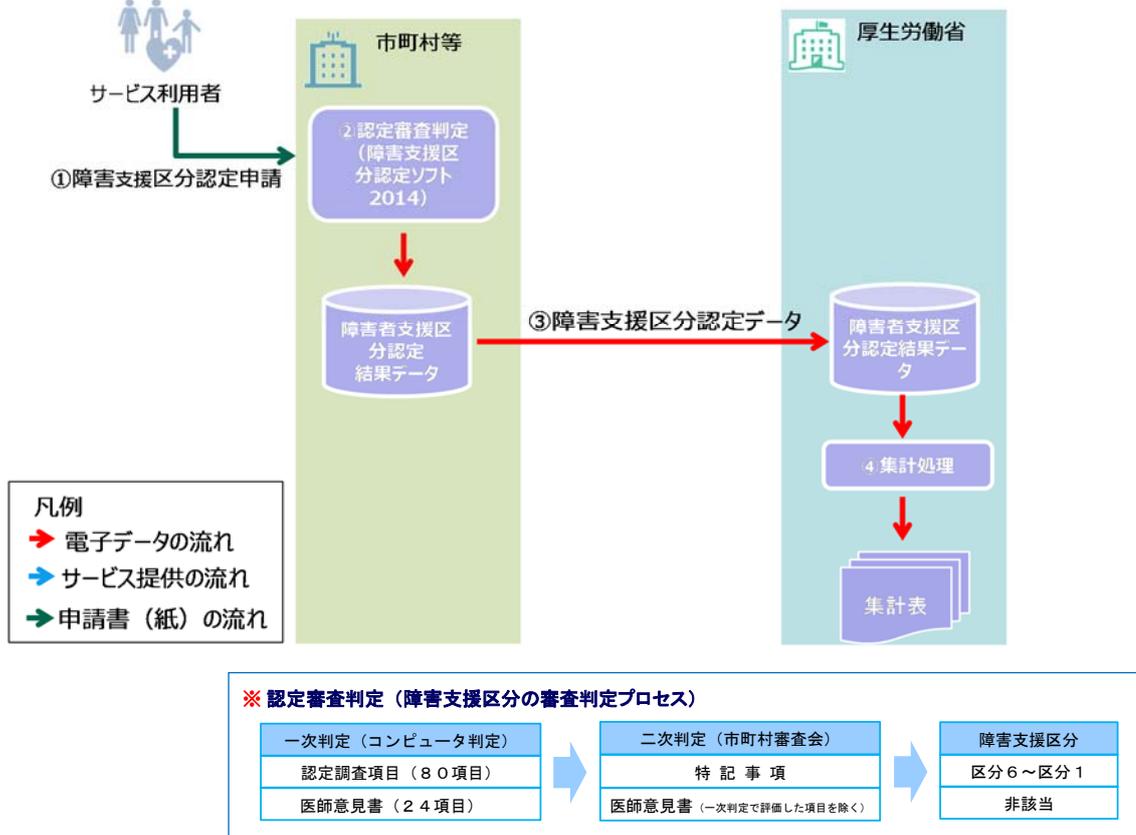
障害支援区分認定二次判定

- ・ (介) 二次判定結果、認定有効期間、支給決定日
 - ・ (訓) 暫定支給決定日、暫定支給、支給決定日、本支給
 - ・ (地) 支給決定日、支給
- 障害福祉サービス等給付費明細データとの個人連結のための識別子としては、「市町村番号＋受給者証番号」が想定され、一意の連結が可能である。また、他のデータとの識別子としては、「カナ氏名＋生年月日」が想定される。

2) データの流通経路

障害支援区分認定データの流通経路について、以下に示す。

図表 8 障害支援区分認定データの流通経路図



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

データの流れを以下に解説する（①～④）。

① 障害支援区分認定申請（随時）

障害認定障害者総合支援サービス利用者は、障害支援区分の認定を市町村等に申請する。

② 認定審査判定（随時）※

障害支援区分認定ソフト 2014 を使って、一次判定（コンピュータ判定）を行い、その後、二次判定（市町村審査会）を経て、障害支援区分を決定する。

③ 障害支援区分認定データの送付（年1回、10月中）

市町村等は、10月から翌年9月までの1年間の障害支援区分認定結果のデータを毎年10月中に厚生労働省に送信（報告）する。

障害支援区分認定ソフト 2014 の送信機能を使って、氏名や受給者証番号等の情報を除いたうえで、インターネット経由で送信する。

④ 集計処理（年1回）

受信したデータを加工・集計して集計表を作成し、認定状況を確認する。

(4) 障害者手帳（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）データの状況

「障害者手帳（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）データ」に係る「データの概要」や「データの流通経路」の状況は、以下のとおりである。

1) データの概要

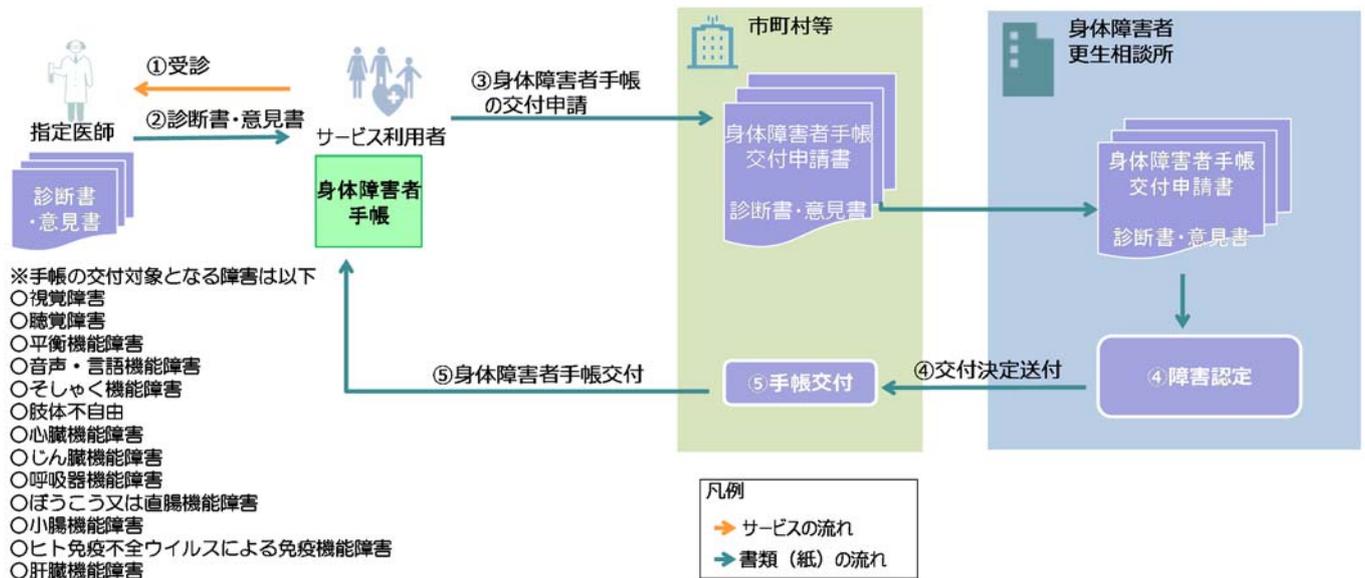
- 「障害者手帳データ」（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）は、それぞれの手帳における進達履歴や交付情報等に係るデータである。
- 市町村における障害者手帳交付台帳情報は、専用システムでの管理等、電子化が一定程度進んでおり、死亡や転出等の動態情報の更新も、住民基本台帳データ（以下「住基データ」という。）等と連動（自動又は手動）している^c。
- 都道府県及び指定都市・中核市は、政府統計の「福祉行政報告例」や「衛生行政報告例」に年1回交付台帳掲載数の集計調査票を提出しており、手帳交付台帳掲載数は年間約733万人（障害者・児）となっている。
 - ・ 身体障害者手帳交付台帳掲載数（身体障害者福祉法）
509万人（平成30年度）福祉行政報告例
 - ・ 療育手帳交付台帳掲載数（知的障害者福祉法）
112万人（平成30年度）福祉行政報告例
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳掲載数
112万人（平成30年度）衛生行政報告例
- 市町村でシステム管理されている障害者手帳データのデータ項目は、個人連結のための項目を除くと、以下が想定される。原疾患名については、一部入力をしている市町村もあるが、入力していない市町村が多いと推察される。
 - ・ 障害の種類
 - ・ 障害の程度 障害の等級等
 - ・ 手帳交付年月日 初回／再交付／返還
 - ・ 動態情報年月日 死亡／転出／転入
- 障害支援区分認定データとの個人連結では、受給者証番号を保持していないので、識別子として、「カナ氏名＋生年月日」が考えられる。

^c 「障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究（平成29-31年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）」（国立障害者リハビリテーションセンター研究所主任研究官 今橋久美子）において、障害者手帳交付台帳情報については、市町村の8割が専用システムでの管理をしており、そのうち9割は住基データの動態情報を反映しているとの研究結果であったこと、及び参考資料（IV. 6. 自治体・システムベンダーへのヒアリング結果）の自治体担当者やシステムベンダーへのヒアリング結果からも同様の結果があったことに基づき記述した。ただし、研究結果によると、専用システムによる管理は、市が97%であるのに対して町が77%、村が50%であることから、行政区分で異なることに留意が必要である。

2) 身体障害者手帳データの流通経路

身体障害者手帳の交付に関するデータの流通経路について以下に示す（都道府県、市町村により障害認定を行う機関の名称は異なる）。

図表 9 身体障害者手帳交付に関するデータの流通経路図



（出所）みずほ情報総研株式会社作成

データの流れを以下に解説する（①～⑤）。

① 受診

指定医師に身体障害者診断書・意見書の記入してもらうために受診する。

② 診断書・意見書

受診後、指定医師は、診断書・意見書を作成する。

③ 身体障害者手帳の交付申請

サービス利用者は、身体障害者手帳交付申請を作成し、指定医師が作成した診断書・意見書を併せて市町村に提出し、身体障害者手帳の交付申請を行う。

④ 障害認定・交付決定送付

指定医師が身体障害者診断書・意見書に記入した等級意見等を参考に、「身体障害者更生相談所」で障害認定を行い、交付決定結果を市町村に送付する

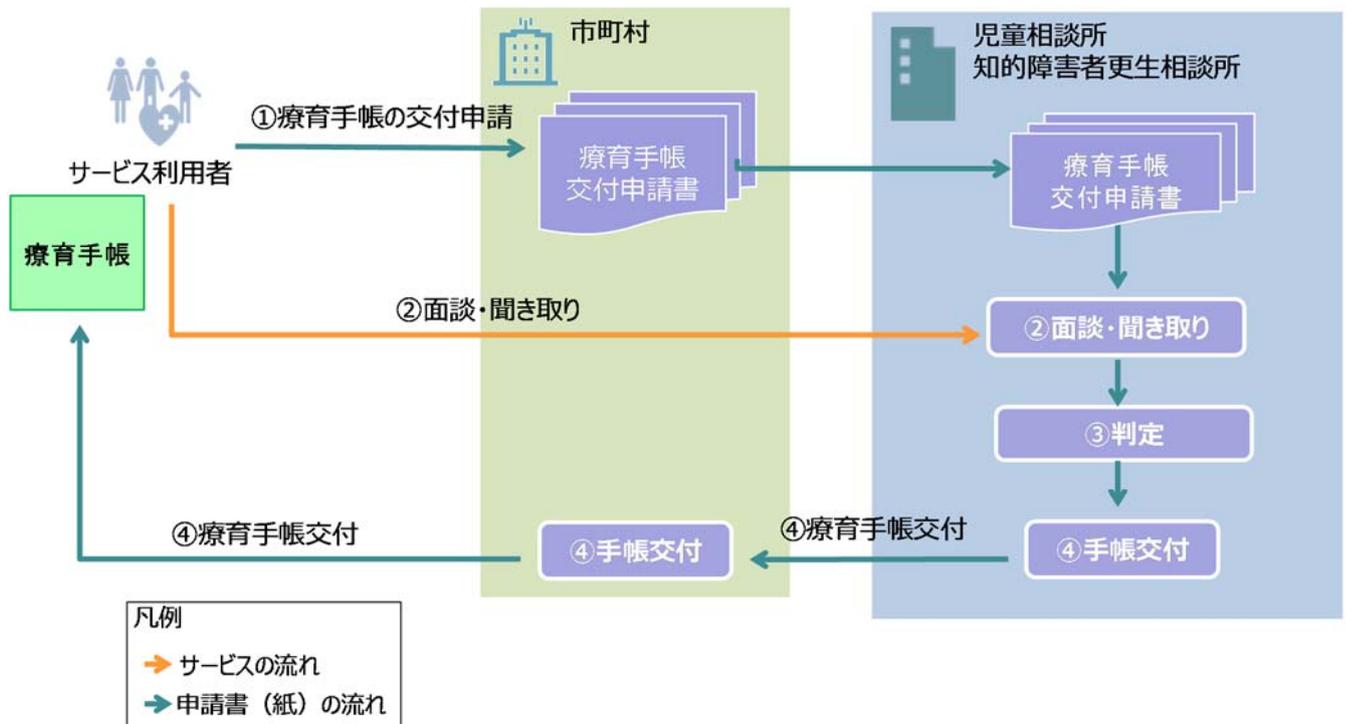
⑤ 手帳交付

交付決定を受けて市町村は、身体障害者手帳を利用者に交付する。

3) 療育手帳データの流れ

療育手帳の交付に関するデータの流通経路について以下に示す。

図表 10 療育手帳交付に関するデータの流通経路図



(出所)「埼玉県総合リハビリテーションセンター」のホームページの情報を参考に「みずほ情報総研株式会社」作成
<https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/annai/green-techou.html>

データの流れを以下に解説する (①～④)。

① 療育手帳の交付申請

サービス利用者は、市町村の療育手帳の交付申請を行う。

② 面談・聞き取り

サービス利用者は、小児科医、心理判定員による面談・聞き取りを受ける。18歳未満の場合は「児童相談所」、18歳以上の場合は「知的障害者更生相談所」にて面談・聞き取りを行う。

③ 判定

面談・聞き取り結果から療育手帳のランクの判定を行う。

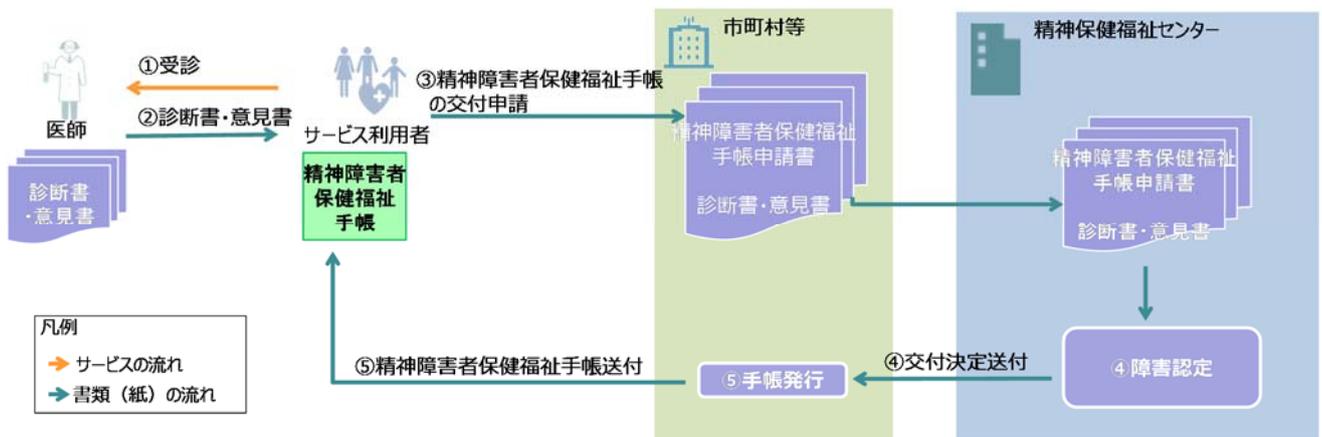
④ 手帳交付

判定結果に基づき、療育手帳が市町村を経由して、サービス利用者に交付される。

4) 精神障害者保健福祉手帳データの流通経路

精神障害者保健福祉手帳の交付に関するデータの流通経路について以下に示す。

図表 11 精神障害者保健福祉手帳交付に関するデータの流通経路図



※ 都道府県、市町村により書類の名称や障害認定を行う機関の名称は異なる。

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

データの流れを以下に解説する (①～⑤)。

① 受診

医師に診断書・意見書の記入をしてもらうために、医師を受診する。

② 診断書・意見書

医師は、診断書・意見を作成する。

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請

サービス利用者は、精神障害者保健福祉手帳申請書を作成し、医師が作成した診断書・意見書を併せて市町村に提出し、精神障害者保健福祉手帳の交付申請を行う。

④ 障害認定・交付決定送付

医師が診断書・意見書に記入した等級意見を参考に、「精神保健福祉センター」で障害認定を行い、交付決定結果を市町村に送付する。

⑤ 手帳交付

交付決定を受けて、市町村は、精神障害者保健福祉手帳を発行し、利用者に交付する。

(5) 補装具費支給決定データの状況

「補装具費支給決定データ」に係る「データの概要」や「データの流通経路」の状況は、以下のとおりである。

1) データの概要

- 「補装具費支給決定データ」は、補装具における申請決定や請求情報等に係るデータである。
- 補装具費情報うち、支給決定データについては、市町村において一定程度システム管理されている^d。
- 都道府県及び指定都市・中核市は、政府統計の「福祉行政報告例」に年1回、補装具購入・借受け・修理件数等の集計調査票を提出しており、年間約27万件的申請件数が発生している。
 - ・ 身体障害者・児の補装具費の支給（購入・借受け・修理）
購入・借受け・修理申請件数 27 万件（平成 30 年度）福祉行政報告例
 - ・ 難病患者等の補装具費の支給（購入・借受け・修理）
購入・借受け・修理申請件数 716 件（平成 30 年度）福祉行政報告例
- 市町村でシステム管理されている支給決定データのデータ項目は、個人連結ための項目（匿名化）を除くと、以下が想定される。なお、補装具の完成用部品^eや採型区分のコードのシステムへの取込みは、実施されていない状態である。
 - ・ 補装具種目名称コード
 - ・ 申請の種類 購入／借受け／修理
 - ・ 年月日 申請日／決定日
 - ・ 決定金額 公費負担額／自己負担額
- 番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律：平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴う個人番号利用事務において「補装具種目名称別コード」が設定され、判定書や補装具処方せん等に対して統一的にコードが記載されている（種目名称別コードでの管理が可能）。

^d IV. 参考資料（6. 自治体・システムベンダーへのヒアリング結果）の自治体担当者及びシステムベンダーへのヒアリング結果から、補装具費支給決定データに係る市町村でのシステム管理がされていること、及び後述する中間標準レイアウト仕様にも補装具費支給決定データに係るデータファイルが設定されていることから市町村において一定程度システム管理されていると判断した。

^e 障害者総合支援法等の公的制度を利用して義肢装具および座位保持装置を完成させるに必要な部品を完成用部品という。現在、国内外の多くのメーカーより義肢装具および座位保持装置の部品が開発されている。しかし、公的な支給制度を利用する場合には、それらすべてが使えるわけではなく、厚生労働省の基準に採用された部品(完成用部品)を使用する。完成用部品は工学的試験評価と臨床的試験評価を行ない、第 I 類補装具評価検討会（完成用部品指定審査）の検討を経て厚生労働省により採用が決定される。完成用部品以外の部品を使用したい場合は特例補装具として申請をする。

なお、完成用部品のデータベースは、テクノエイド協会のホームページに掲載されている。

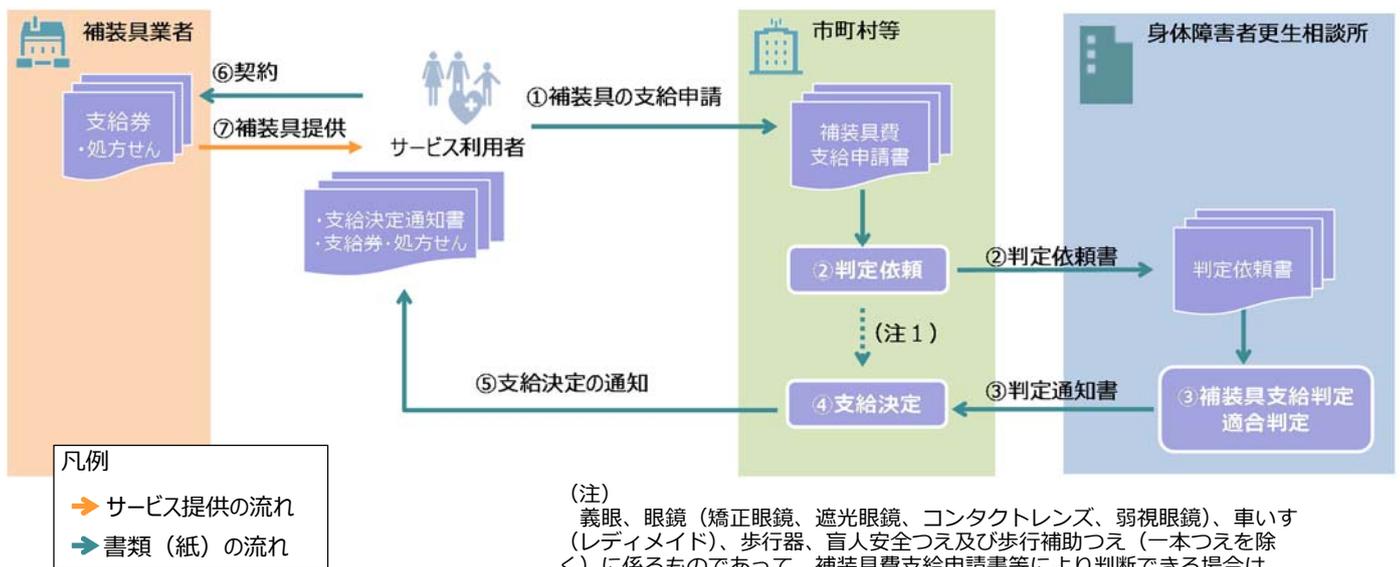
（出所：<http://www.rehab.go.jp/ri/hosougu/WORDS.html>）

- 障害支援区分認定データとの個人連結では、受給者証番号を保持していないので、識別子として、「カナ氏名＋生年月日」が想定される。
- 身体障害者手帳との個人連結では、「市町村番号＋身体障害者手帳交付番号」が考えられる。ただし、補装具費データにおいては、難病の場合もあるため、交付番号が必ずしもある訳ではない。

2) データの流通経路

補装具費支給決定に関するデータの流通経路について以下に示す。

図表 12 補装具費支給決定並びに処方せん等に関するデータの流通経路図



(出所)「長野県総合リハビリテーションセンター」のホームページの情報を参考に「みずほ情報総研株式会社」作成
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/rehabili/kose/hosogu.html>)

データの流れを以下に解説する（①～⑦）。

① 補装具の支給申請（随時）

障害者総合支援法による補装具費の支給を申請するサービス利用者は、補装具支給申請書を市町村に提出する。

② 判定依頼（随時）

市町村は、サービス利用者からの申請に対する判定依頼書を作成し、更生相談所に提出する。

③ 補装具支給判定・適合判定

更生相談所は、判定依頼書内容を確認し、補装具の支給判定と適合判定を行う。判定結果を判定通知書により市町村に通知する。

④ 支給決定

市町村は、「身体障害者更生相談所」の判定結果に基づき、支給決定を行う。

⑤ 支給決定通知

市町村は、支給決定通知書により通知を行い、支給券・処方せんをサービス利用者に発行する。

⑥ 契約

サービス利用者は補装具業者と契約を行う。その際、市町村から発行をうけた支給券・処方せんを提出する。

⑦ 補装具提供

補装具業者は、契約内容に基づいた補装具を提供する。

(6) 補装具処方せんデータの状況

「補装具処方せんデータ」に係る「データの概要」は、以下のとおりである。

1) データの概要

- 「補装具処方せんデータ」は、補装具支給判定・適合判定情報や補装具処方せん情報に係るデータである^f。
- 補装具処方せんデータについては、市町村においてシステム管理が進んでおらず、紙台帳での管理が中心となっている^g。
- システム管理が進まない理由として、データ件数の割には項目内容が多様で、様式等の標準化も進んでいないためと考えられる。

2) データの流通経路

補装具処方せんデータ（紙ベース）の流通経路は、前々頁の図表 12 に示すものと同じである。

^f IV. 参考資料（1. 障害福祉関係データに係る各種様式について）の「補装具処方せんデータに係る様式」を参照のこと。

^g IV. 参考資料（6. 自治体・システムベンダーへのヒアリング結果）の自治体担当者及びシステムベンダーへのヒアリング結果から、補装具処方せんデータに係る市町村でのシステム管理がされていないこと、及び後述する「中間標準レイアウト仕様」にも補装具処方せんデータに係るデータファイルが設定されていないこと等から、市町村における標準的なデータ管理がないものと判断した。

(7) 傷病名データの状況

「傷病名データ」に係る「データの概要」は、以下のとおりである。

- 「傷病名データ」は、障害者手帳データや障害支援区分認定データ等の各データ内における障害者・児の原疾患名称項目とそのコード項目（ICD コード）である。
- 障害支援区分認定データにおける医師意見書においては、「障害の直接の原因となった傷病名」欄はあるが、市町村において入力されていない（システム登録されていない）。また、傷病名欄には ICD コードの記入欄がない^h。
- 障害者手帳データにおける診断書においては、傷病名の記入欄はあるものの、多くの市町村で入力されていない（システム登録されていない）ものと推察される。また、精神障害者保健福祉手帳（診断書）の傷病名欄には ICD コードの記入欄があるものの、身体障害者手帳（診断書）や療育手帳（診断書）にはその記入欄がないⁱ。
- ただし、難病については、障害支援区分認定データや補装具費支給決定データにおいて、難病名及び難病コードがシステム登録されている。

^h IV. 参考資料（1. 障害福祉関係データに係る各種様式の（4）障害支援区分認定データ「医師意見書様式例」）を参照のこと。

ⁱ IV. 参考資料（1. 障害福祉関係データに係る各種様式の（5）障害者手帳データ「身体障害者手帳申請に関する診断書・意見書様式例」（7）障害者手帳データ「精神障害者保健福祉手帳申請に関する診断書・意見書様式例」）を参照のこと。

2. 障害福祉関係データの標準化の状況

ここでは、市町村の情報システムにおける障害福祉関係データの標準化の状況をみる視点として、「中間標準レイアウト仕様」^jの実態の状況把握を行った。

「中間標準レイアウト仕様」については、単に市町村の業務システムのデータ移行のツールとしてだけでなく、データの流通手段の標準化の取組みとして捉えることにより、効果的で効率的なデータ収集の可能性が高まるものと考えられる^k。

(1) 「障害者福祉」移行ファイル間の関係

中間標準レイアウト仕様で定義している 23 業務システム^lのうちの「障害者福祉」では、障害者福祉の対象者に対する資格管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムとなっている。

「障害者福祉」における移行ファイルは、「障害者ファイル(住基台帳情報)」を中核として、「識別番号(自治体内で人を統一的に管理する番号)」または、「受給者証番号」等で紐付づかたちとなっている(次頁図表 13 参照)。

^j 「中間標準レイアウト仕様」とは、市町村の情報システム更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様で、平成 24 年 6 月から総務省において公開、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において維持管理されている。

なお、詳細説明については、IV. 参考資料(3. 中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」データ項目一覧表、コード表等)に掲載した。

^k 「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド(2019 年度版)」では、データ移行以外の多目的活用の検討を進めており、データの流通手段の標準化の取組みとして捉えるとオープンデータ対応の促進やアウトソーシングの活用による業務の効率化等、さまざまな利活用方法を想定している。

^l 「住民基本台帳」や「印鑑登録」、「住登外管理」、「戸籍」、「就学」、「選挙人名簿管理」、「固定資産税」、「個人住民税」等、23 業務システムが定義されている。詳細説明については、IV. 参考資料(3. 中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」データ項目一覧表、コード表等)に掲載した。

図表 13 「障害者福祉」の移行ファイル関連図



(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5 「19.障害者福祉」移行ファイル関連図

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

(2) 「障害者福祉」ファイルの標準化状況

1) 主要移行ファイルの標準化状況

「障害者福祉」の移行ファイルのうち、検討対象としている障害福祉関係データと関わりのある15ファイル（主要移行ファイル）との関係を下表に示す。

主要移行ファイルそれぞれの各データ項目の標準化の状況については、IV. 参考資料（3. 中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」データ項目一覧表、コード表等）のデータ項目一覧表に掲載した。

図表 14 障害福祉関係データと「障害者福祉」における主要移行ファイルとの関係

No.	(障害福祉関係データ) 種類	主要移行ファイル	ファイルの概要
1	基本情報(住基データ)	障害者ファイル	障害者の氏名、住所等の基本情報
2	障害者手帳データ	身体障害者手帳ファイル	身体障害者手帳の進達履歴及び交付情報
3		療育手帳ファイル	療育手帳の進達履歴及び交付情報
4		精神手帳ファイル	精神障害者保健福祉手帳の進達履歴及び交付情報
5	障害支援区分認定データ	障害福祉サービス申請決定ファイル	障害福祉サービスの申請決定情報
6	障害者 障害福祉サービス等給付費明細データ	障害福祉サービス請求基本ファイル	障害福祉サービス請求基本情報
7		障害福祉サービス請求日数ファイル	障害福祉サービス請求日数情報
8		障害福祉サービス請求明細ファイル	障害福祉サービス請求明細情報
9		障害福祉サービス請求集計ファイル	障害福祉サービス請求集計情報
10	障害支援区分認定データ	障害児支援申請決定ファイル	障害児支援の申請決定情報
11	障害児 障害福祉サービス等給付費明細データ	障害児支援請求基本ファイル	障害児支援請求基本情報
12		障害児支援請求日数ファイル	障害児支援請求日数情報
13		障害児支援請求明細ファイル	障害児支援請求明細情報
14		障害児支援請求集計ファイル	障害児支援請求集計情報
15	補装具費支給決定データ	補装具ファイル	補装具申請決定、請求情報

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

2) 主要移行ファイルの識別子項目等の有無

主要移行ファイルのデータ項目一覧表から、個人連結をするための識別子として考慮すべきデータ項目の有無を下表にまとめた。また、傷病のデータ項目の有無等についても併せてまとめた。

図表 15 「障害者福祉」における主要移行ファイルの個人識別子項目及び傷病項目等の有無

No.	種類	主要移行ファイル	個人識別子項目					傷病項目等				動態項目		
			識別番号	受給者証番号	手帳番号	カナ氏名	生年月日	性別	傷病名(原疾患名)	ICDコード	難病名	難病コード	手帳返還事由	手帳返還日
1	基本情報(住基データ)	障害者ファイル	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
2	障害者手帳データ	身体障害者手帳ファイル	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
3		療育手帳ファイル	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
4		精神手帳ファイル	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
5	障害者 障害福祉サービス等給付費 明細データ	障害福祉サービス申請決定ファイル	○	○	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-
6		障害福祉サービス請求基本ファイル	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
7		障害福祉サービス請求日数ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8		障害福祉サービス請求明細ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9		障害福祉サービス請求集計ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	障害児 障害福祉サービス等給付費 明細データ	障害児支援申請決定ファイル	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
11		障害児支援請求基本ファイル	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
12		障害児支援請求日数ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13		障害児支援請求明細ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		障害児支援請求集計ファイル	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	補装具費支給決定データ	補装具ファイル	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-

※「識別番号」は、自治体内で人を統一的に管理する番号。

※「手帳交換事由」コード値の内容は、1 死亡/2 治ゆ/3 その他/4 県外、である。

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

(3) 障害福祉関係データの標準化の状況と課題

障害福祉関係データの標準化の状況とデータベースを構築するうえでの課題を以下にまとめた。

1) データ連結に係る課題

データ連結に係る前提条件として、個人を識別するための識別子として以下の2種類を想定している。

- 第1 識別子「市町村番号+受給者証番号」
- 第2 識別子「カナ氏名+生年月日」

上記識別子による連結方法を踏まえたうえでの課題は、以下のとおりである。

- 「障害者手帳データ（移行ファイル名：身体障害者手帳ファイル、療育手帳ファイル、精神手帳ファイル）」には、第2 識別子項目の「カナ氏名」、「生年月日」のいずれの項目もないので、基本情報（住基データ）から、市町村独自の識別番号を介在して、当該項目を設定する必要がある。
- 「補装具費支給決定データ（移行ファイル名：補装具ファイル）」には、第2 識別子項目の「カナ氏名」、「生年月日」のいずれの項目もないので、基本情報（住基データ）から、市町村独自の識別番号を介在して、当該項目を設定する必要がある。

2) 傷病名データに係る課題

傷病名データは、「障害者福祉」の移行ファイル全てのデータファイルにデータ項目が設定されておらず、現時点においては、電子化されたデータをそのままデータベースに取り込むことは困難である。

難病については、「障害支援区分認定データ（移行ファイル名：障害福祉サービス申請決定ファイル、障害児支援申請決定ファイル）」、「補装具費支給決定データ（移行ファイル名：補装具ファイル）」に難病コードのデータ項目が設定されており、データベースに取り込むことは可能である^m。

^m 中間標準レイアウト仕様 v2.5 の「障害者福祉」のコード一覧表の「障害疾病コード」で 359 種類が設定されている。

3. データベースの利活用

障害福祉関係DBの利活用については、障害者権利条約との関係や介護DBで行っているような地域包括ケア「見える化」システムⁿへの利活用等を検討しつつ、利用主体別の利活用の方向性を整理した。また、NDBや介護DB等とのデータ連結による施策上の課題等からみた利活用内容について検討を行うとともに、その際の利活用における課題についてもまとめた。

(1) 障害者権利条約の実効性を担保するための情報収集と利用

障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約である^o。

この条約は、平成18年（2006年）12月に国連総会において採択され、平成20年（2008年）5月に発効した。わが国では、平成19年（2007年）9月に本条約に署名した後、条約締結に先立つ国内法令の整備を推進し^p、平成26年（2014年）1月に条約の締結を行った（1か月後の2月に本条約の効力が発生している）。

本条約においては、本条約を実効的なものとするための政策を立案し及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む）の収集と利用が求められている^q。

ⁿ IV. 参考資料（5. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要）に「地域包括ケア「見える化」システムの目的」等について掲載した。

^o 「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」の主な内容
（外務省ホームページ：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）

この条約の主な内容としては、

- (1) 一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- (2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- (3) 障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- (4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）

となっている。

^p 「国内法令の整備」の状況

平成23年（2011年）8月 障害者基本法の改正

平成24年（2012年）6月 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の成立

平成25年（2013年）6月 障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正

^q 「障害者権利条約」第三十一条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。

(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

(2) 利用主体別のデータベースの利活用

障害福祉関係DBの利活用については、データベースを構築した後に、介護DBで行っているような「見える化」システムを進めることを前提に、利用主体別の利活用の方向性を整理した。

1) 障害福祉関係DB「見える化」システムの機能概要

まず、障害福祉関係DBを活用した「見える化」システムの機能概要について、介護DBにおける「地域包括ケア「見える化」システム」の内容を参考に以下にまとめた。

障害福祉関係DB「見える化」システムの構築に向けて、全国、都道府県、障害保健福祉圏域^F、精神医療圏（二次医療圏を基本）、市町村別等の特徴や課題、取り組み等を客観的にかつ容易に把握できるように、障害福祉関連DBを中心に障害福祉・医療・介護等の様々な関連データ等を含めた「見える化」するためのシステムの構築を進めることとする。

図表 16 障害福祉関係DB「見える化」システムの機能概要

■「見える化」システムの機能	
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ●現状分析・課題抽出に有効な指標群を随時自動的に算出・提供 ●指標群の解釈・課題抽出のポイント等の助言 ●日常よく活用する指標群等の保存 ●地域資源の位置情報・基本情報の提供 ●GIS・グラフ等による直感的分析
施策検討	●ベストプラクティス事例等を検索・閲覧
将来推計	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス見込み量等の将来推計 ●将来推計の考え方、適切に推計するための留意点等の助言
実行管理	●計画値と実績値の乖離状況の管理、地域間格差等の分析

安全対策を確保したうえでのオープン化

■「見える化」システムの情報利活用（Webサイトからの利用等）	
自治体・国民共有 (事業所、利用者)	<ul style="list-style-type: none"> ●現状分析・課題抽出支援 ●課題解決のための取り組み事例の共有・施策検討支援
自治体向けのみ	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉計画等の実行管理支援 ●サービス見込み量等の将来推計支援

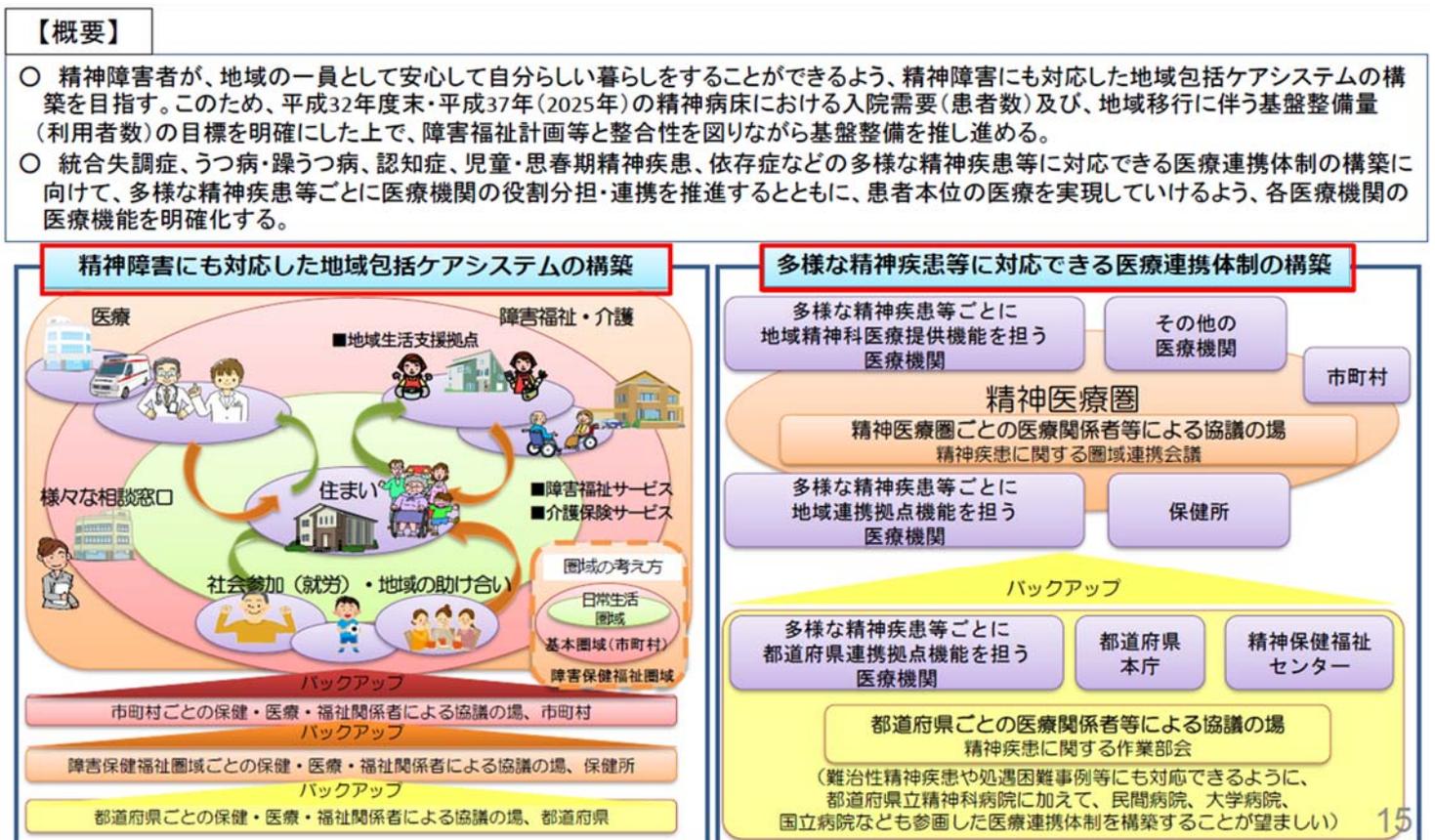
(出所) 厚生労働省老健局資料「地域包括ケア「見える化」システムの概要」を参考に、みずほ情報総研株式会社作成

^F 障害保健福祉圏域は、市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより広域的なサービス提供網を築くため、都道府県の医療計画における二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域として設定されている。

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が検討されており、参考として、その概要を下図に示す。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」では、精神病床における入院需要及び、地域移行に伴う基盤整備量の目標を明確にしたうえで、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推進することとされている。

図表 17 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



(出所) 第90回 社会保障審議会障害者部会(平成30年6月27日) 資料2(15頁)

2) 利用主体別の利活用の方向性

前節にまとめた障害福祉関係DB「見える化」システムの機能概要に基づき、利用主体別の障害福祉関係DBを活用した「見える化」システム等の利活用の方向性について、下表にまとめた。

図表 18 障害福祉関係DB「見える化」システム等における利用主体別の利活用の方向性

利用主体	利活用の方向性
利用者 (障害者・児)	障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムにおいて、一部の機能(情報)を除き、利用者(障害者・児)が利用できるようにすることで、障害福祉サービス等の地域間比較等による現状分析等から、自身が受けているサービス内容の課題や、解決に向けた取り組みを自治体や事業者、関係者等と共有することができ、同様の課題を抱える他の自治体や事業者等の取り組み事例等を参考にしながら、自身が受けるサービスの質の向上を図るための取り組みを自治体・事業者・関係者等と実施することが容易になる。
国民(住民)	障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムにおいて、一部の機能(情報)を除き、誰もが利用できるようにすることで、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取り組みを共有でき、障害福祉の課題に向けた取り組みを推進しやすくなる。
事業者	障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムにおいて、一部の機能(情報)を除き、事業者が利用できるようにすることで、自身が提供するサービス等の地域間・事業者間比較等による現状分析等から、サービス内容の課題や解決に向けた取り組み事例等を参考にしながら、サービスの質の向上を図るための取り組みを利用者・関係者等と実施することが容易になる。
市町村	このシステムを活用することにより、市町村は、地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取り組み事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。 また、市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。 加えて、担当者の人事異動による影響を効果的且つ効率的に補完することができ、スピード感をもって継続性のある施策を実行しやすくなる。
都道府県	このシステムを活用することにより、都道府県は、地域間比較等による現状分析から都道府県内における市町村ごとの課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える他都道府県内市町村の取り組み事例等を参考にしつつ、各市町村に適した支援施策を検討しやすくなる。 また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、都道府県・自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
国	障害福祉サービス等の報酬改定や障害支援区分認定等に係る施策の基礎資料として活用することが可能となる。 障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムを構築することで、都道府県・市町村における障害福祉計画等の策定・実行・評価の支援の充実化が期待される。
研究者等	障害福祉関係DBの第三者提供の仕組みをルール化し、行政だけにとどめておくだけでなく、研究者等の第三者にも広く使えるようにし、その成果を行政等の施策等に活かすことが可能となる。

(出所) 厚生労働省老健局資料「地域包括ケア「見える化」システムの概要」を参考に、みずほ情報総研株式会社作成

(3) 施策上の課題等におけるデータベースの利活用

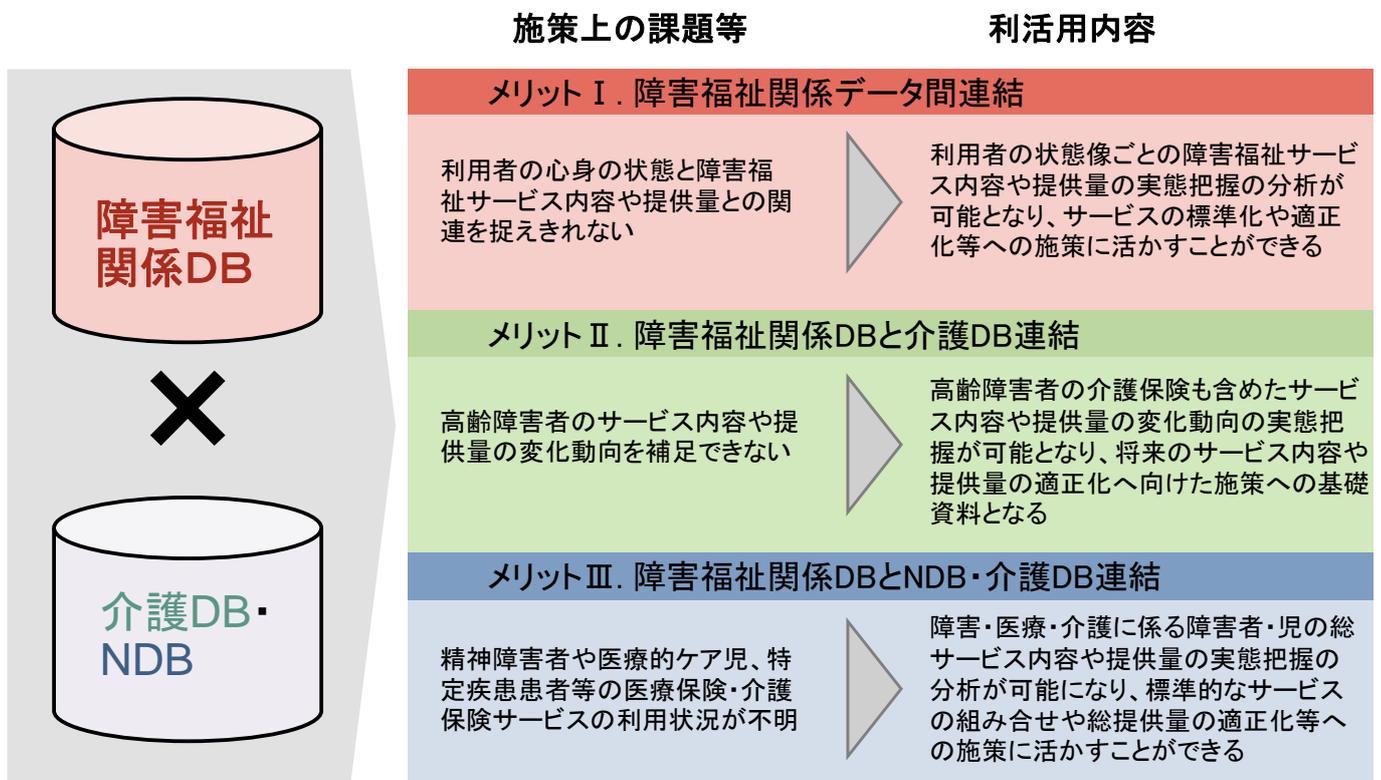
障害福祉関係DBにおける障害福祉関係データ間（ここでは、障害福祉サービス等給付費明細データ、障害支援区分認定データ、補装具費支給決定データ、障害者手帳データの4種類を想定する）でのデータ連結によって、これまで関連付けて分析することができなかった、障害者の状態像や地域別によって異なっていたサービス内容や提供量の違い等を把握し、それを是正することが可能となることを意味する。

このことは、利用者にとっては、いかなる地域に居住していても適切なサービスを受けることができるというサービスの適正化への道筋となり、また国、都道府県、自治体にとっては、障害サービスの適正化に資する施策に活かすことができるものと考えられる。

また、障害福祉関係DBを、NDB及び介護DBと連結して分析を行うことにより、障害福祉関係DBのみや、NDB・介護DBのみでは分らなかった、高齢者障害者のサービス提供量の変動要因の実態や、精神障害者の地域移行の実態、医療的ケア児の障害福祉・医療サービス内容の組み合わせ利用実態、特定疾患患者の社会全体でのサービス提供量等が分析を可能とし、障害の状態像別の適切なサービスの組み合わせ内容の検討や、総サービス量の適正化等の施策への基礎資料とすることが可能である。

以下に、データ連結によるメリットと施策上の課題等におけるデータベースの利活用内容を整理した。

図表 19 データ連結によるメリットと施策上の課題等におけるデータベースの利活用



(出所) 今村構成員提出資料をみずほ情報総研株式会社で一部改変

1) 障害福祉関係データ間での連結による利活用

障害福祉関係データ間でのデータ連結によって、以下に示すような利活用が可能となる。

○ 障害支援区分認定データと障害福祉サービス等給付費明細データの連結

- ・ 障害者の障害支援区分（必要とされる支援の度合い）ごとのサービス提供の総量の把握が可能となる。
- ・ 障害者の同じ状態グループごとに、標準的なサービス内容やサービス提供量の把握が可能となる。
- ・ 同じ障害者（同一人物を同定）の状態像が経年的に変化した場合のサービス内容の変更やサービス提供量の変化の状況が把握可能となる（経年的に分析することにより、重症化等の防止効果等を評価することが可能となる）。

○ 補装具費支給決定データと障害支援区分認定データ・障害福祉サービス等給付費明細データとの連結

- ・ 補装具費受給者の補装具種目別の障害福祉サービス提供の有無、有りの場合の障害支援区分ごとのサービス内容やサービス提供の総量の把握が可能となる。
- ・ 補装具の支給による地域差や高額補装具等の時系列動向の実態把握が可能となる。

○ 障害者手帳データと障害支援区分認定データ・障害福祉サービス等給付費明細データとの連結

- ・ 障害者の等級別の障害福祉サービス提供の有無、有りの場合の障害支援区分ごとのサービス内容やサービス提供の総量の把握が可能となる（障害者の等級については、身体障害者が1級から6級、療育手帳が重度・中軽度の2区分、精神障害者手帳が1級から3級の区分となっている）。

○ 障害者手帳データと補装具費支給決定データとの連結

- ・ 身体障害者の等級（1級～6級）や障害種類（視覚障害や肢体不自由等）ごとの補装具種目別の決定件数・金額の把握が可能となる。

2) 障害福祉関係DBと介護DBとの連結による利活用

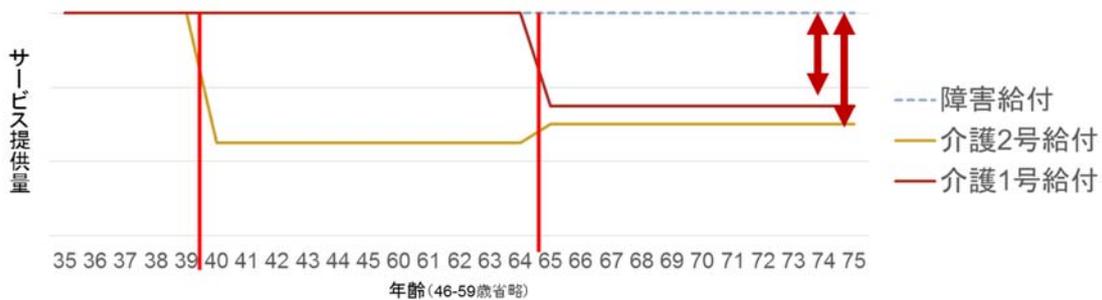
障害福祉関係DBと介護DBを連結した場合の利活用の分析例を以下に示す。

ア) 高齢障害者のサービス提供状況把握

高齢障害者の状況については、介護保険サービスの2号被保険者、1号被保険者への切り替え時点による、障害福祉サービスの提供量の変化が把握できていなかった。一方で、継続して障害福祉サービスを利用している者もいるので、障害福祉サービスの提供量の将来の見込み測定が難しい状況にあった。

障害福祉関係DBと介護DBを連結することにより、高齢障害者について、介護保険サービスへの切り替えによる提供量の変化等に関する分析が可能となる。

図表 20 2号被保険者、1号被保険者への切り替え時点の提供量の変化等



(出所) 今村構成員提出資料から抜粋

3) 障害福祉関係DBとNDB・介護DBとの連結による利活用

障害福祉関係DBとNDB・介護DBを連結した場合の利活用の分析例を以下に示す。

ア) 精神障害者へのサービス提供状況の把握

現状の障害福祉関係データでは、障害福祉サービスを受けながら暮らす者(精神障害者)が、医療機関へ入院すると、障害福祉サービス等給付費明細データでは補足できなくなる。

一方、退院して在宅やグループホームへ移ると、NDBでは補足できないため、地域移行の状況が精緻に把握できなかった。

地域移行が目指される中で、障害福祉関係DBとNDBを連結することにより、適切な服薬管理による在宅生活が送れているか、再入院率が高くないかといった分析等が可能となる。

図表 21 精神障害者へのサービス提供状況のシームレスな把握



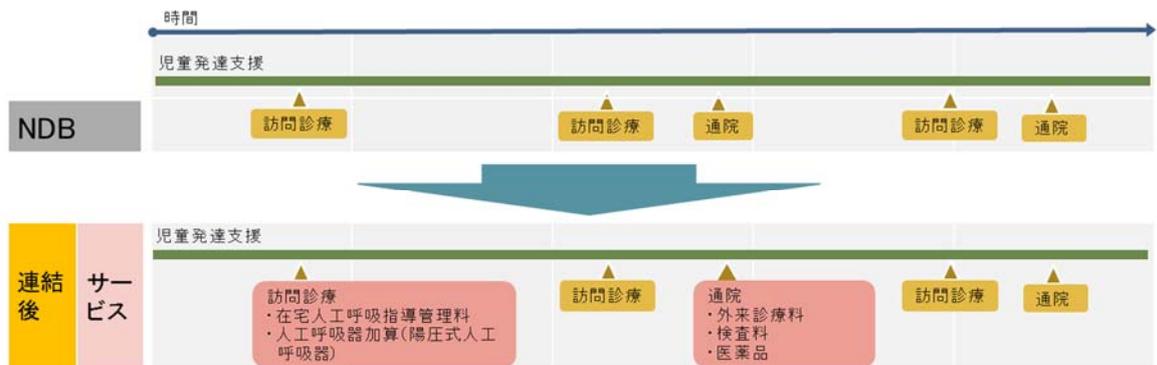
(出所) 今村構成員提出資料から抜粋

イ) 医療的ケア児への医療提供状況の把握

現状の障害福祉関係データでは、在宅で暮らす医療的ケア児が増え、政策的な重要性がさらに高まる中、具体的な医療提供内容が把握できていなかった。

障害福祉関係DBとNDBを連結することにより、障害福祉サービスの状況だけでなく、医療保険で算定されている人工呼吸器や通院、服薬等の状況が把握できるようになる。

図表 22 医療的ケア児への医療提供状況把握



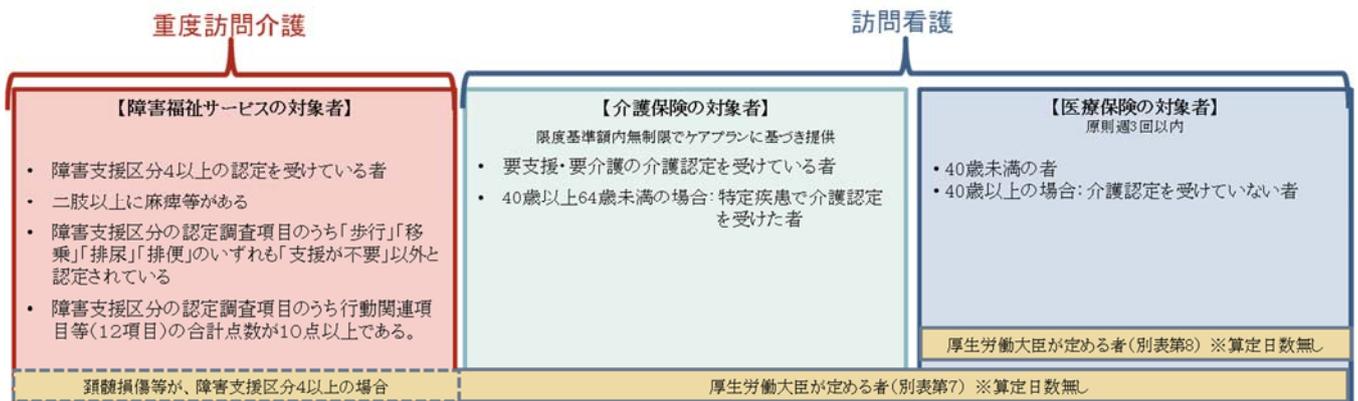
(出所) 今村構成員提出資料から抜粋

ウ) 特定疾病患者へのサービス提供状況の把握

頸髄損傷をはじめとする特定疾病（厚生労働大臣が定める疾病等）については、医療保険や介護保険で訪問看護サービスの上限がなく、障害福祉サービスでも事実上、上限がない状態である。そのため、どのようなサービス内容や提供量が実施されているか全く把握できていない状況である。

障害福祉関係DB、NDB、介護DBの各データを連結することにより、ある状態の利用者の障害・医療・介護での総サービス内容や提供量が把握可能となる。

図表 23 特定疾病患者へのサービス提供状況把握



(出所) 今村構成員提出資料から抜粋

(4) データベースを利活用するうえでの課題

障害福祉関係DBのデータを利活用するうえで、NDBや介護DBとの個人連結の連結精度の向上や、各種コードのマスター整備の充実化を図ることは、利活用成果に直結する重要な課題の一つである。以下にその課題を整理した。

1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用等

NDBと介護DBの連結整備のあり方として、カナ氏名等（カナ氏名＋性別＋生年月日）をハッシュ化した識別子を用いて連結解析を進める一方で、NDBと介護DB等の連結精度の向上を図っていく観点から、「2021年度以降、連結精度の検証と個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備・活用について検討すべき」とされている^S。

障害福祉関係DBにおいても、将来、NDBや介護DBとの連結精度の向上を図るうえで、個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備を行う等の検討が必要である。

この場合には、例えば、自立支援給付の利用者の申請時等において、医療保険の個人単位被保険者番号を市町村が収集・管理し、国保連合会等を経由、ハッシュ化されたものを障害福祉関係DBに取り込む等の方法が考えられる。

^S 社会保障審議会「介護保険部会（第84回）」令和元年10月28日提出資料 から

医療保険の個人単位被保番の活用等について①（現状）

- 2019年の健康保険法等の改正法に基づき、2020年10月から介護DBについては、NDB等との連結解析が可能となるほか、2021年度から医療保険においては、被保険者番号の個人単位化等が行われる予定となっている。
- また、介護DBとNDBの連結解析等について議論を行った「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」の報告書（2018年11月16日公表）においては、データベースの整備の在り方として、まずは、カナ氏名等（カナ氏名＋性別＋生年月日）をハッシュ化した識別子を用いて連結解析を進めることとし、介護DBとNDB等の連結精度の向上を図っていく観点から、「2021年度以降、連結精度の検証と個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備・活用について検討すべき。」とされている。
- 一方、データベースの整備を通じて医療等分野の研究開発等を推進するためには、医療等情報の連結を推進することが重要であることから、「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」において議論が行われ、
 - ・個人単位化された被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結について、2021年度から運用開始を目指すこと
 - ・その基本スキームや活用主体（履歴を照会するデータベースの保有主体）、管理・運営主体（履歴の照会を受け、回答を行う主体）

等について、本年10月（令和元年10月）に報告書がまとめられた。

「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会報告書」に盛り込まれた、被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結に関する具体的な仕組み

- ①被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結の基本スキーム
- ②履歴照会・回答システムの活用主体（被保険者番号の履歴を照会するデータベースの保有主体）
- ③履歴照会・回答システムの管理・運営主体（履歴の照会を受け、回答を行う主体）
- ④システム導入前後のデータの連結精度の向上等

2) 分析基盤としてのマスター整備の必要性

障害福祉関係DBの利活用目的に応じた分析を行うためには、受給者・事業所等の属性情報やサービス内容・種類情報等が適切に分類され、各データ項目の更新情報が適時に管理されるマスターが必要である。

障害福祉関係DBにおいては、必要となるマスターの種類やその内容、作成方法、メンテナンス方法等について、十分な検討を行う必要がある。

以下にマスターの種類例を示す。

- ・事業所・施設マスター

(事業所コード／法人種別(社会福祉法人(社協)・社会福祉法人(社協以外)・医療法人・NPO法人・市町村・都道府県等)／事業所種類(指定事業所・基準該当事業所等)／市町村(所在地)／障害保健福祉圏域(所在地)／地域区分(一級地・二級地～七級地等)／施設等の区分(生活介護・短期入所・施設入所支援等)／障害児施設区分／人員配置区分／事業実施区分(単独・多機能等)／更新年月日 他)

- ・介護給付費等単位数サービスコードマスター

(サービス種類コード／サービス項目コード／サービス内容略称／算定項目／合成単位数／算定単位／更新年月日 他)

- ・市町村マスター

(市町村番号／市町村名／都道府県／障害保健福祉圏域コード／障害保健福祉圏域名／更新年月日 他)

- ・難病コードマスター

(難病コード／難病名／更新年月日 他)

- ・補装具種目名称別コードマスター

(補装具種類コード／カテゴリーコード／補装具種類名称／更新年月日 他)

4. 個人情報保護法制等との関係

障害福祉関係DBの構築に向けた検討に際し、個人情報保護法制等との関係について、以下に整理した。

1) 個人情報等の保護について

- 障害福祉関係データには、氏名・生年月日や心身の状態項目等、慎重に取り扱うべき情報が含まれており、また、障害福祉計画・障害児福祉計画等の作成に必要な分析においては、特定の障害者等を識別する必要がないことから、障害者等については特定の個人が識別されないよう、国がデータを収集する際には、障害者等の氏名や生年月日等の情報を削除する必要がある。
- 市町村等が行う障害福祉計画・障害児福祉計画等の作成に必要な分析として、サービス事業所の種類別の状況や入所施設の定員数の状況に関する分析を行う必要があるため、障害福祉関係データ内容においては、サービス事業者・入所施設コードの収集は必須となっている。したがって、国が収集するデータに「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」上の個人情報が含まれることとなることから、収集データは同法に基づき適切に取り扱わなければならない。

2) 利用目的について

- 改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」は、個人の権利利益を保護するための法律であるが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護」を目的とすることを明確化している。国がデータを収集するにあたっては、その利用目的（法定目的）を明確化するとともに、行政にメリットがあるというだけでなく、利用者（障害者・児）自身にとって、よりメリットがあるということを分かりやすい言葉で伝えることが重要である
- 障害福祉関係データを収集することにより、様々な調査・分析の活用が可能となり、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施策等を推進し、障害福祉サービス等の質の向上を図ることで、豊かな国民生活の実現に資することができる（利用目的）。

3) 他データベースとの連結について

- 障害福祉関係DBをNDBや介護DBに連結させるにあたっては、それぞれのDBの目的及び扱う情報の違いに十分配慮することが必要である。
- 障害や難病等の希少性に鑑み、個人情報保護や情報セキュリティの観点からも、個人連結のあり方を慎重に検討する必要がある。

4) 情報セキュリティについて

- 障害福祉関係データ等を保管し、また活用する際には、情報の漏洩等がないよう、個人情報保護法制の下、十分な情報セキュリティ対策を講じることが不可欠である。

- 情報セキュリティの対策については、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」^tに準拠した対策を講ずることが求められる。

^t 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」は一般には非公表となっているが、その内容は「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠したものとなっている。

5. データベースが備える機能等

これまでの検討内容を踏まえ、障害福祉関係DBが備えるべき機能等について、以下に整理した。

(1) データ概要

1) 取り扱いデータの概要

障害福祉関係DBで取り扱うデータの種別は、市町村でシステム管理（データ登録）が一定程度進んでいる「障害福祉サービス等給付費明細書データ」、「障害支援区分認定データ」、「補装具費支給決定データ」、「障害者手帳データ」の4種別を想定する。

各データの概要は、下表のとおり。

図表 24 障害福祉関係DBで取り扱うデータの種別と概要 1 / 2

データの種別	項目	内容
①障害福祉サービス等給付費明細データ	データの概要	審査支払機関である国保連合会を経由して、市町村へ請求される給付費等明細書に記載されている内容データ。
	個人識別子	第1 識別子 市町村番号+受給者証番号（障害福祉サービス等） 第2 識別子 -
	主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> ●給付費等明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供年月（日） ・事業所番号 ・サービス種類 ・単位数/日数/回数 ●受給者台帳データ ●事業所台帳データ ●市町村台帳データ 等
	取り込み頻度	月1回
	データ概数	<ul style="list-style-type: none"> ●請求明細書受付件数（障害福祉サービス） 約 1,648 万件（平成 30 年度） ●請求明細書受付件数（障害児サービス） 約 627 万件（平成 30 年度）
②障害支援区分認定データ	データの概要	市町村の障害支援区分認定で用いた調査の内容データ。
	個人識別子	第1 識別子 市町村番号+受給者証番号（障害福祉サービス等） 第2 識別子 カナ氏名+生年月日
	主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日/申請区分コード/障害種別 ●概況調査項目 障害者手帳の種類/等級等 ●認定調査項目 移動や動作等に関連する項目(12 項目) 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16 項目) 意思疎通等に関連する項目(6 項目) 行動障害に関連する項目(34 項目) 特別な医療に関連する項目(12 項目) ●医師意見書 麻痺/関節の拘縮/てんかん/二軸評価/生活障害評価 ●一次判定結果 一次判定日/一次判定結果 ●二次判定 (介)二次判定結果/認定有効期間/支給決定日 ●二次判定 (訓)暫定支給決定日/暫定支給/支給決定日/本支給 ●二次判定 (地)支給決定日/支給
	取り込み頻度	月1回～年1回
	データ概数	●認定件数 約 108 万件（平成 26 年 4 月～平成 30 年 10 月）

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

図表 25 障害福祉関係DBで取り扱うデータの種類と概要 2/2

データの種類	項目	内容
③補装具費支給決定データ	データの概要	市町村の補装具費の支給決定に関する内容データ。
	個人識別子	第1 識別子 - 第2 識別子 カナ氏名+生年月日
	主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> ●補装具費名称コード ●申請の種類 購入/借受け/修理 ●申請日 ●決定日 ●決定金額 公費負担額/自己負担額
	取り込み頻度	月1回～年1回
	データ概数	<ul style="list-style-type: none"> ●申請件数(身体障害者・児) 約27万件(平成30年度) ●申請件数(難病患者等) 716件(平成30年度)
④障害者手帳データ	データの概要	障害者手帳の交付に関する内容データ。
	個人識別子	第1 識別子 - 第2 識別子 カナ氏名+生年月日
	主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の種類 ●障害の程度(等級) ●手帳交付年月日 初回交付日/再交付日/返還日 ●手帳返還事由 死亡/治ゆ/その他/県外転出
	取り込み頻度	月1回～年1回
	データ概数	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳交付台帳登載数 約509万人(平成30年度) ●療育手帳交付台帳登載数 約112万人(平成30年度) ●精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数 約112万人(平成30年度)

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

2) データ間の連結方法（匿名化処理と連結）について

障害福祉関係DBシステム内の個人を識別する識別子項目からハッシュ関数^uを用いてハッシュ値を作成し、以下に示す2種類の個人連結可能な識別子（ID）を作成することとする。

なお、「性別」のデータ項目を含めた識別子「カナ氏名＋性別＋生年月日」は、NDBや介護DBでの個人連結に使用されており、「性別」のデータ項目が収集可能となった場合は、障害福祉関係DBにおいても「カナ氏名＋性別＋生年月日」（第3識別子）の識別子を作成するものとする。

ア) 「市町村番号＋受給者証番号」

「障害福祉サービス等給付費明細データ」と「障害支援区分認定データ」では、個人単位の「市町村番号＋受給者証番号」のハッシュ値を生成し個人識別子とする（第1識別子）。この識別子（ID1）は、両データと一意に連結される。

イ) 「カナ氏名＋生年月日」

障害福祉関係データにおいて、「基本情報（住基データ）」から「性別」のデータ項目の収集が困難な場合が想定されるので、「カナ氏名＋生年月日」のハッシュ値を生成し個人識別子（ID2）を作成する（第2識別子）。「カナ氏名＋生年月日」のハッシュ値の識別子は、受給者の異動の追跡（時間的変化を追従）を行う際にも利用される。

また、この識別子でのNDBや介護DBとの連結の必要性から、NDBや介護DBに同様の識別子（ID）を作成するよう要望するなどの対応が必要である。

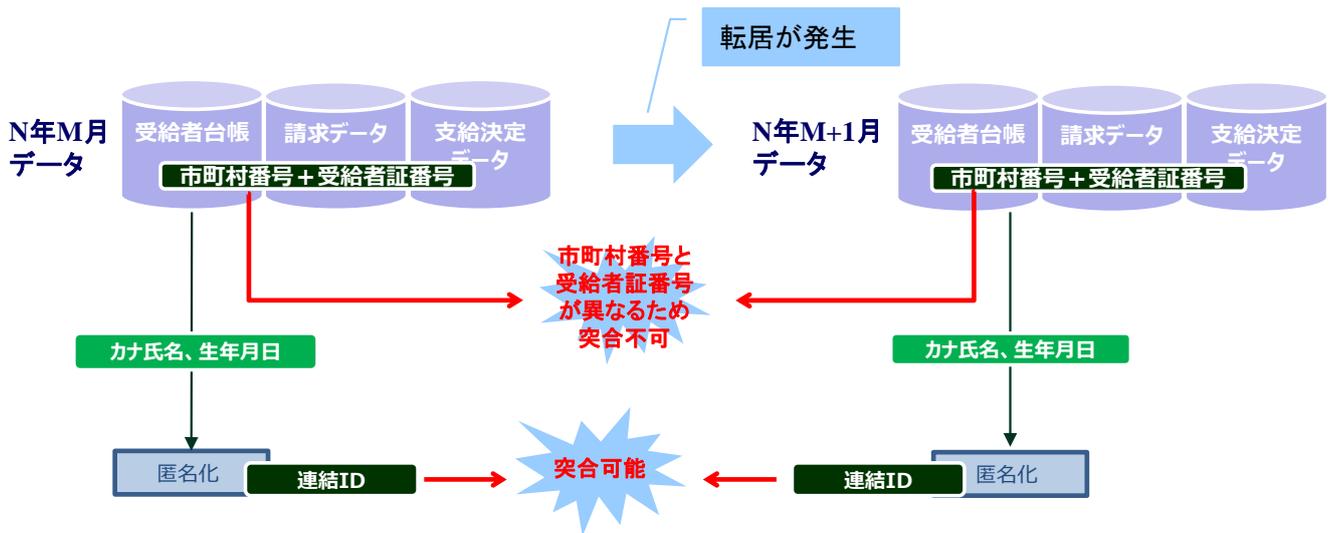
^u ハッシュ関数（同一人物として特定する方策）

以下の特徴を持つ「ハッシュ関数」を用いることで、個人の特定につながる情報を削除（「匿名化」）したうえで、同一人物の情報であることを識別できるようにし、データベースへ保管する。

【ハッシュ関数の特徴】

- ・与えられたデータから固定長の疑似乱数（ハッシュ値）を生成する。
- ・異なるデータから同じハッシュ値を生成することは極めて困難。
（介護DBで使用しているハッシュ関数（SHA-256）の場合、 $1/2^{128}$ の確率で異なるインプット情報から同一の値が生成される可能性有り。）
- ・生成された値（ハッシュ値）からは、元データを再現することは出来ない。対応表も作成しない。
（個人情報（受給者証番号や氏名、生年月日等）を基にしてハッシュ値を生成し、それを個人識別子として用いることで個人情報を削除したレセプト情報等について、同一人物の情報として特定することが可能。）

図表 26 障害福祉関係データ間の連結



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

(2) データの流れ

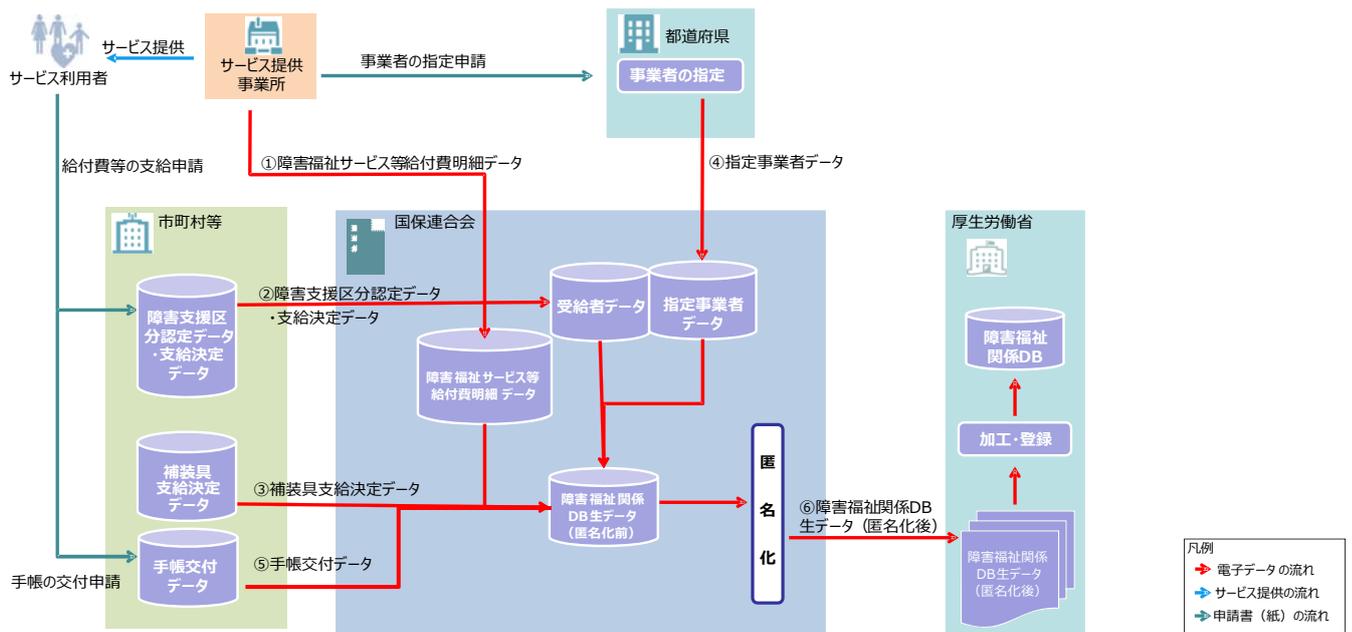
障害福祉関係DBシステムが備える機能を検討するにあたり、以下のデータの流れ（データ経路図）を仮設定した。

現在、障害支援区分認定データは、年1回の収集を行っているが、データベースの構築に向けては、毎月の収集が必要である。また、現在のインターネットのSSL通信にてデータ収集していることに対して、市町村の情報セキュリティ強靱化（情報の内外分離）の観点から対応できない市町村が存在することが考えられる。

そのため、介護DBの場合と同様に^v、国保連合会の閉域網を利用するデータ収集方法（収集経路）を想定する。

なお、国保連合会から厚生労働省へ送付される障害福祉関係DBの生データは、受給者等の識別子（ID）として、「市町村番号+受給者証番号」及び、「カナ氏名+生年月日」のハッシュ値を作成したうえで、受給者証番号やカナ氏名・生年月日等の情報を削除するものとする。同様に、事業所データの場合も、識別子として「都道府県番号+事業所番号」のハッシュ値を作成し、事業所名や事業所番号等を削除するものとする。

図表 27 障害福祉関係データの収集経路図



(出所) みずほ情報総研株式会社作成

データの流れを以下に解説する（①～⑥）。

① 障害福祉サービス等給付費明細データ

- ・サービス提供事業者から送付される、サービス提供の翌月に、給付費等の請求に関する情報（請求データ）。

^v 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年5月26日成立）により、収集目的を規定するとともに、市町村等によるデータ提出等を義務化した。

② 障害支援区分認定データ・支給決定データ

- ・市町村等から送付される、サービス支給を決定した受給者の情報。
- ・市町村等から送付される、障害支援区分の認定を行った時の調査データ（心身の状態に関するデータ）。

③ 補装具費支給決定データ

- ・市町村等から送付される、市町村が補装具費の支給決定を行った際のデータ。

④ 指定事業所データ

- ・障害福祉サービスの提供を行っている事業所から送付される、事業所に関するデータ。

⑤ 手帳交付データ

- ・サービス利用者から送付される、手帳交付に関するデータ。

⑥ 障害福祉関係DB生データ（匿名化後）

- ・国保連合会から厚生労働省に送付される、障害福祉関係DBに登録するデータ（上記①～⑤のデータの集合）。
- ・受給者等の識別子（ID）として、「市町村番号+受給者証番号」及び「カナ氏名+生年月日」のハッシュ値を付与する。
- ・受給者等に関する情報として、5歳きざみの年齢階級情報を付与する。
- ・受給者証番号やカナ氏名・生年月日等は削除する。
- ・事業所の識別子として、「都道府県番号+事業所番号」のハッシュ値を付与し、事業所名や事業所番号等は削除する。

(3) データベースのシステム機能

障害福祉関係DBは、大枠として「データ解凍」、「データクリーニング」、「データ取込」、「データ作成」、「データ集計」、「データ出力」、「管理機能」のシステム機能を有するものとし、下表（No1～No28）に個別のシステム機能を設定する。

図表 28 データベースのシステム機能一覧 1 / 2

No	大分類	機能名	機能概要
1	データ解凍	圧縮データ解凍機能	国保連合会から送付される際に圧縮された、データ（受給者台帳データ、支給決定等データ、請求データ、事業所台帳データ）を解凍し、DB上に配置する。
2	データクリーニング	給付実績データクリーニング機能	受信データ（受給者台帳データ、支給決定等データ、請求データ、事業所台帳データ）について異常値を取り除くためのデータクリーニングを行う。
3	データ取込	給付実績データ取込機能	給付実績データをデータベースへ取込む。
4		市町村データ取込機能	市町村データをデータベースへ取込む。
5		事業所系データ取込機能	事業所データをデータベースへ取込む。
6		受給者データ取込機能	受給者データをデータベースへ取込む。
7		認定データ取込機能	障害支援区分認定データをデータベースへ取込む。
8		補装具支給決定データ取込機能	補装具支給データをデータベースへ取込む。
9		手帳交付データ取込機能	手帳交付データをデータベースへ取込む。
10		データ作成	給付実績データ作成機能
11	補装具支給決定データ作成機能		クリーニングした補装具支給データを加工し、集計・分析に必要な集約データを作成する。
12	手帳交付データ作成機能		クリーニングした手帳交付データを加工し、集計・分析に必要な集約データを作成する。
13	市町村系マスター作成機能		市町村系データ等から必要なデータを抜き出して市町村系マスターを作成する。
14	事業所系マスター作成機能		事業所系データ等から必要なデータを抜き出して事業所系マスターを作成する。
15	受給者マスター作成機能		受給者データ等から必要なデータを抜き出して受給者マスターを作成する。
16	認定結果データ作成機能		認定データから必要なデータを抜き出して分析用の認定結果データを作成する。

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

図表 29 データベースのシステム機能一覧 2 / 2

No	大分類	機能名	機能概要
17	データ集計	取込結果参照機能	月次のデータ取込結果を参照する。
18		認定結果データ・給付実績データ突合機能	月次の給付実績データと認定結果データを突合する。
19		認定結果データ・給付実績データ突合率チェック機能	給付実績データと認定結果データの突合率を集計する。
20		認定結果データ・補装具支給決定データ・手帳データ突合機能	月次の補装具支給決定データと手帳データ及び認定結果データを突合する。
21		認定結果データ・補装具支給決定データ・手帳データ突合率チェック機能	補装具支給決定データと手帳データ及び認定結果データの突合率を集計する。
22	データ出力	データファイル出力	データ分析者（利用者等）の申し出に対して許可されたデータをデータベースから抽出・集計した結果をCSV形式にてファイル出力を行う。依頼のあった抽出・集計条件や抽出結果のデータセットについてはファイル出力後もシステム内に保存する。
23		出力ファイル暗号化	ファイル出力にて作成されたファイルに対し、暗号化を行う。
24	管理機能	ユーザ登録	障害福祉関係DBシステムを利用するユーザ情報の登録を行う。
25		ユーザ変更	障害福祉関係DBシステムを利用するユーザ情報の変更を行う。
26		ユーザ削除	障害福祉関係DBシステムを利用しなくなったユーザ情報の削除を行う。
27		ユーザ照会	登録済のユーザ情報を照会する。
28		権限登録	障害福祉関係DBシステムの各機能に対する利用可否を登録する。

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

(4) データベースの定期出力集計表

障害福祉関係DBの基本情報を定期的に提供する仕組みとして、「①障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計」、「②障害支援区分審査判定結果等に関する集計」、「③補装具費の購入件数・金額等に関する集計」、「④手帳の交付件数等に関する集計」の4区分の集計表を想定する^W。

想定している各集計表の概要は、下表のとおりである。

なお、集計表のデータ数が少ない項目については、個人が特定されやすいなど、機微性が高いデータとなるため、公表にあたっては、こういった情報に配慮するよう、何らかの決まりが必要である。

図表 30 定期出力集計表案一覧 1 / 2

集計表の種類	項目	内容
① 障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計	集計表の概要	集計にあたっては、「利用者数に係る集計」、「費用に係る集計」、「その他集計」別に12種類の集計を想定する。集計は、都道府県別・障害区分別・障害支援区分別・所得区分別等のクロス集計とする。
	集計表	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者数に係る集計 (1) サービス利用者数 (2) 障害支援区分別のサービス利用者数 (3) サービス利用者における平均障害支援区分・重度者割合 (4) 所得区分別のサービス利用者数 (5) サービス種類別のサービス利用者数 ■費用に係る集計 (6) 総費用額・給付費・利用者負担額 (7) サービス利用者1人当たり総費用額・給付費・利用者負担額 (8) サービス種類別の費用額 (9) 利用者負担額の分布 (10) 利用者負担率の分布 ■その他集計 (11) 事業所数 (12) 支給決定者数
	出力頻度	月1回 または 年1回 等

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

^W 具体的な集計表案をIV. 参考資料(4. 障害福祉関係データベースの定期出力集計表案)に掲載した。

図表 31 定期出力集計表案一覧 2 / 2

集計表の種類	項目	内容
② 障害支援区分審査判定結果等に関する集計	集計表の概要	集計にあたっては、「申請者に係る集計」、「審査判定結果に係る集計」別に6種類の集計を想定する。集計は、都道府県別・障害区分別・障害支援区分別等のクロス集計とする。
	集計表	<ul style="list-style-type: none"> ■申請者に係る集計 (1) 申請件数 (2) 新規申請者の二次判定者数 (3) 更新申請者の二次判定者数 ■審査判定結果に係る集計 (4) 一次判定の障害支援区分者数・平均障害支援区分 (5) 二次判定の障害支援区分者数・平均障害支援区分 (6) 二次判定における障害支援区分変更割合
	出力頻度	月1回 または 年1回 等
③ 補装具費の購入件数・金額等に関する集計	集計表の概要	集計にあたっては、「購入・借受け・修理件数等に係る集計」、「購入・借受け・修理金額等に係る集計」別に6種類の集計を想定する。集計は、都道府県別・補装具種目別・年齢区分別等のクロス集計とする。
	集計表	<ul style="list-style-type: none"> ■購入・借受け・修理件数等に係る集計 (1) 購入件数・借受け件数・修理件数 (2) 補装具種目別の購入件数・借受け件数・修理件数 ■購入・借受け・修理金額等に係る集計 (3) 購入金額・借受け金額・修理金額 (4) 補装具種目別の購入金額・借受け金額・修理金額 (5) 決定件数1件あたり金額・自己負担額等 (6) 補装具種目別の決定件数1件あたり金額・自己負担額等
	出力頻度	月1回 または 年1回 等
④ 手帳の交付件数等に関する集計	集計表の概要	集計にあたっては、「新規交付・転入・転出返還・変更等に係る集計」別に4種類の集計を想定する。集計は、等級別・障害種別・年齢区分別等のクロス集計とする。
	集計表	<ul style="list-style-type: none"> ■手帳の交付件数等に係る集計 (1) 手帳の交付件数 (2) 障害種類・等級別の身体障害者手帳交付件数 (3) 等級別の精神障害者手帳交付件数 (4) 障害程度別の療育手帳交付件数
	出力頻度	月1回 または 年1回 等

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

Ⅲ. データベースの構築に向けてのまとめと課題等

これまでの検討結果を踏まえて、障害福祉関係DBの構築に向けての検討結果のまとめと、障害福祉関係DBを構築するうえでの課題と対応の方向性について、以下にまとめた。

(1) データベースの構築に向けての検討結果のまとめ

障害福祉関係DBの構築に向けての検討結果について、以下にまとめた。

- ・構築するデータベースの概要
- ・データベースの利活用内容
- ・個人情報保護法制等との関係

1) 構築するデータベースの概要

検討結果に基づき、構築するデータベースの概要を以下にまとめた。

《データベースで取り扱うデータの概要》

- 障害福祉関係DBで取り扱うデータの種類は、市町村でシステム管理（データ登録）が一定程度進んでいる「障害福祉サービス等給付費明細書データ」、「障害支援区分認定データ」、「補装具費支給決定データ」、「障害者手帳データ」の4種類を想定する。
- 障害福祉関係DBシステム内の個人を識別する項目からハッシュ関数を用いてハッシュ値を作成し、2種類の個人連結可能な識別子（ID）を作成することとする。
 - ・第1識別子 「市町村番号+受給者証番号」
 - ・第2識別子 「カナ氏名+生年月日」

《データの収集方法（収集経路）》

- 介護DBの場合と同様に、市町村から国保連合会の閉域網を経由してデータ収集する方法（収集経路）を想定する。
- その際、国は、個人連結が可能な識別子（ID：ハッシュ値）や同一事業所連結のための識別番号（ハッシュ値）を生成してもらったうえで（匿名化処理を行ったうえで）、個人に係る受給者証番号や氏名・生年月日等、及び事業所番号等を削除したデータを収集することとする。

《データベースのシステム機能》

- 障害福祉関係DBは、大枠として「データ解凍」、「データクリーニング」、「データ取込」、「データ作成」、「データ集計」、「データ出力」、「管理機能」のシステム機能を有するものとし、28個の個別のシステム機能を設定する。

《データベースの定期出力集計表》

- 障害福祉関係DBの基本情報を定期的に提供する仕組みとして、「①障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計」、「②障害支援区分審査判定結果等に関する集計」、「③補装具費の購入件数・金額等に関する集計」、「④手帳の交付件数等に関する集計」の4区分の集計表を設定する。

2) データベースの利活用内容

構築されるデータベースの利活用メリットを以下にまとめた。

《障害者権利条約の実効性を担保するための情報収集と利用》

- 障害者権利条約では、本条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）の収集と利用が求められている。

《利用主体別のデータベースの利活用》

- 障害支援区分認定データと障害給付等明細書データ等との個人連結によるデータベースを構築した後に、全国、都道府県、障害保健福祉圏域、精神医療圏（二次医療圏を基本）、市町村別等の特徴や課題、取り組み等を客観的にかつ容易に把握できるように、障害福祉関連DBを中心に障害福祉・医療・介護等の様々な関連データ等を含めた「見える化」するためのシステムの構築を進める。
- 障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムにおいて、一部の機能（情報）を除き、利用者（障害者・児）等が利用できるようにすることで、障害福祉サービス等の地域間比較等による現状分析等から、自身が受けているサービス内容の課題や、解決に向けた取り組みを自治体や関係者等と共有することができ、同様の課題を抱える他の自治体や事業者等の取り組み事例等を参考にしながら、自身が受けるサービスの質の向上を図るための取り組みを自治体・事業者・関係者等と実施することが容易になる。
- 障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムを活用することにより、市町村は、地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取り組み事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- 国においては、障害福祉サービス等の報酬改定や障害支援区分認定等に係る施策の基礎資料として活用することが可能となる。
- データの利活用については、国や自治体だけにとどめておくだけでなく、研究者等の第三者にも広く使えるようにし、学術的な研究を行い、その成果を行政の施策等に活用することも有用であると考えられる。

《施策上の課題等におけるデータベースの利活用》

- 障害福祉関係データ間やNDB・介護DBとのデータ連結による、施策上の課題等におけるデータベースの利活用内容を整理した。
- 障害支援区分認定データと障害福祉サービス等給付費明細データとの連結によって、障

害者の障害支援区分ごとのサービス提供の総量の把握が可能となる。また、障害者の同じ状態グループごとに、標準的なサービス内容やサービス提供量の把握が可能となる。

- 同じ障害者（同一人物を同定）の状態像が経年的に変化した場合のサービス内容の変更やサービス提供量の変化の状況が把握可能となる（経年的に分析することにより、重症化等の防止効果等を評価することが可能となる）。
- 補装具費支給決定データや障害者手帳データとの障害福祉サービス等給付費明細データとの連結により、補装具や障害手帳の保有者が他の障害福祉サービスのどのようしているかのサービス利用実態の把握分析が可能となる。
- 障害福祉関係DBとNDB、介護DBとの連結を図ることで、障害者・児が受けている各種サービスとその組合せや、それぞれのサービス量の把握が可能となり、総サービスの標準化や適正化等の施策に活かすことができる。
- 高齢障害者の状況については、介護2号被保険者、1号被保険者への切り替え時点によるサービス提供量の変化が把握できていなかった。一方で、継続して障害福祉サービスを利用している人もいる者もいるので、障害福祉サービスの提供量の将来の見込み測定が難しい状況にあった。介護DBと連結することで、高齢障害者の介護保険サービスへの切り替えによる提供量の変化等に関する分析が可能となる。
- 精神障害者において、障害福祉サービスを受けながら暮らす者が、医療機関へ入院すると障害福祉サービス等給付費明細データでは補足できなくなる。一方、退院して在宅やグループホームへ移るとNDBでは補足できないため、地域移行の状況が精緻に把握できていない。NDBと連結することで、適切な服薬管理による在宅生活が送れているか、再入院率が高くないかといった分析が可能となる。
- NDBと連結することで、在宅で暮らす医療的ケア児において、医療保険で算定される人工呼吸器や通院、服薬の状況が把握できるようになる。また、受けている障害福祉サービスと医療サービスの組合せ等が分析可能となる。
- 頸髄損傷をはじめとする特定疾病（厚生労働省が定める疾病等）については、医療保険や介護保険で訪問看護サービスの上限がなく、障害福祉サービスでも事実上、上限がないため、どのようなサービス内容や提供量が実施されているか全く把握できていない状況である。NDB・介護DBと連結することで、ある状態の利用者の障害・医療・介護での総サービス内容や提供量が把握可能となる。

3) 個人情報保護法制等との関係

構築されるデータベースの個人情報保護法制等との関係を以下にまとめた。

- 障害福祉関係データには、障害等級や心身の状態等慎重に取り扱うべき情報が含まれており、また、障害福祉計画等の作成に必要な分析上、特定の障害者等を識別する必要がないことから、障害者・児については特定の個人が識別できないよう、国がデータを収集する際には、障害者等の氏名や生年月日等の情報を削除する必要がある。
- 改正された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」は、個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化している。国がデータを収集するにあたっては、その利用目的（法定目的）を明確化するとともに、国にメリットがあるというだけでなく、利用者（障害者・児）自身にとって、よりメリットがあるということを分かりやすい言葉で伝える必要がある。
- 障害福祉関係データを収集することにより、様々な調査・分析の活用が可能となり、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施策等を推進し、障害福祉サービス等の質の向上を図ることで、豊かな国民生活の実現に資することができる（利用目的）。
- 障害福祉関係DBをNDBや介護DBに連結させるにあたっては、それぞれのDBの目的及び扱う情報の違いに十分配慮することが必要である。また、障害や難病等の希少性に鑑み、個人情報保護や情報セキュリティの観点からも、連結のあり方を慎重に検討する必要がある。

(2) データベース構築上の課題と対応の方向性

データベースを構築するうえでの課題と今後の対応のあり方等について、以下の5項目を取り上げて整理した。

- ・データベースで取り扱うデータについて
- ・データ連結について
- ・データベースの利用目的等について
- ・データベースにおけるマスター整備について
- ・データベースの定期出力集計等の公表形式について

1) データベースで取り扱うデータについて

「障害福祉サービス等給付費明細データ」は、国保連合会を通じて市町村の給付費明細データが毎月蓄積されており、障害者へのサービスデータとして、本データベース構築の中核となるデータである。

また、同様に「障害支援区分認定データ」は、厚生労働省に年1回収集され、障害者の状態像をあらわすデータとして、給付費明細データと「市町村番号+受給者証番号」で一意に連結可能なデータである。

この2つのデータに、市町村でのシステム管理（電子化）が進んでいる「補装具費支給決定データ」を加えた3種類のデータを障害福祉関係DBで取り扱うものとし、これまで検討してきた「障害者手帳データ」や「補装具処方せんデータ」、「傷病名データ」については、当面取り扱いを行わず、中長期的な課題として対応の方向性をまとめた。

① 障害者手帳データ

○ 課題等

障害者手帳データは、障害者の動向を把握するうえで基礎となるデータであるが、住民基本台帳と連動した動態情報も含め、機微性の高い情報であることから、国がデータを収集することへの国民の理解が直ぐに得られにくいと考えられる。

市町村でのシステム管理（データの電子化）は進んでいるものの、データの収集に際しては、慎重に進めていく必要がある。

○ 対応の方向性

国が取扱うことの法的根拠の整備においては（下表参照）、まず、障害福祉サービス給付費明細データや障害支援区分認定データ等の自立支援給付データを取扱うことを優先し、障害者手帳データについては、国民や関係団体等へデータの安全対策等を確保したうえで利活用価値があることへの理解を醸成する対応が必要である。

図表 32 対象データと関連法令等

対象データ等	関連法令等
住民基本台帳データ	住民基本台帳法
障害福祉サービス等給付費明細データ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法
障害支援区分認定データ	
補装具費支給決定データ	
障害者手帳データ（身体障害者手帳）	身体障害者福祉法
障害者手帳データ（療育手帳）	（知的障害者福祉法） <u>手帳発行の法的裏付けがない</u>
障害者手帳データ（精神障害者保健福祉手帳）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
個人情報	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

② 補装具処方せんデータ

○ 課題等

補装具費情報うち、処方せんデータについては、市町村においてシステム管理が進んでおらず、紙台帳での管理が中心である。

システム管理が進まない理由として、データ件数の割には項目内容が多様で、様式等の標準化も進んでいないためと考えられる。

○ 対応の方向性

処方せんデータに関しては、まず、中長期的な観点で、様式等の標準化を進めるとともに、システム管理に向けてのデータレイアウト仕様等の検討を併せて行うことが必要である。

③ 傷病名データ

○ 課題等

傷病名データは、障害者の状態像をあらわす重要な指標のひとつであるが、機微性の高い情報であることから、国がデータを収集することへの国民の理解が得られるには時間を要すると考えられる。

また、実効性の点からも、電子化（データ登録）が進んでおらず、医師意見書や診断書等からの傷病名の転記入力作業や ICD コード付け作業等が必要であり、現場（市町村等）において、作業負荷が大きくなることを見込まれる。そのため、現時点で、データベースで取扱うこととすることは困難である。

○ 対応の方向性

障害支援区分認定の医師意見書や精神障害者保健福祉手帳の診断書では、傷病名の入力欄及び ICD コード入力欄が既にある。このように書類様式が整備されているものから順次、傷病名データのシステム管理への登録を進めていくことが考えられる。

2) データ連結について

NDBと介護DBの連結のための識別子については、「カナ氏名＋性別＋生年月日」の連結精度検証を継続して行うことと、医療保険の個人単位被保険者番号を整備すること等が検討されている^x。

障害福祉関係DBにおいても、上記条件を踏まえたデータ連結を検討することとし、以下に課題と対応をまとめた。

① 識別子「カナ氏名＋性別＋生年月日」の整備

○ 課題等

障害福祉関係DBでは、個人連結の識別子として、「市町村番号＋受給者証番号（障害福祉サービス等）」と「カナ氏名＋生年月日」の二つを想定しているが、連結精度の向上を図る観点で、「性別」も含めた「カナ氏名＋性別＋生年月日」の識別子の作成ができるようにすることが重要である。

「障害支援区分認定データ（移行ファイル名：障害福祉サービス申請決定ファイル、障害児支援申請決定ファイル）」には「性別」の項目がないことや、「障害者手帳データ（移行ファイル名：身体障害者手帳ファイル、療育手帳ファイル、精神手帳ファイル）」、「補装具費支給決定データ（移行ファイル名：補装具ファイル）」には、「カナ氏名」、「性別」、「生年月日」のいずれの項目もない等、「カナ氏名＋性別＋生年月日」の識別子の作成ができない可能性がある。

○ 対応の方向性

「カナ氏名＋性別＋生年月日」の識別子の作成に関しては、項目の入手方法として、中間標準レイアウト仕様の「障害者福祉」の移行ファイルの「基本情報（住基データ）」から、市町村独自の識別番号を介在して、「性別」や「カナ氏名」、「生年月日」のそれぞれの項目を入手したうえで、識別子を作成することが考えられる。

^x 「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」報告書（平成30年11月16日）7頁「②連結解析のための技術的な対応」にNDBと介護DBの連結のための識別子について以下の記述がある。

- 2020年度に向けて、カナ氏名・性別・生年月日をハッシュ化して作成した識別子をもとに、NDBと介護DBの連結解析が可能となるよう、それぞれのデータベースにおいて必要な対応を進めるべきである。また、2021年度以降、以下の対応を行うことを検討すべきである。

- ①カナ氏名・性別・生年月日をハッシュ化して作成した識別子による連結精度の検証

- ②個人単位の被保険者番号（医療保険）をハッシュ化して作成した識別子の整備

なお、②の対応を行う場合にも、一定の連結の精度を維持する観点から、カナ氏名・性別・生年月日をハッシュ化して作成した識別子の整備も継続することを基本とすべきである。

（※）被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認については、2020年度の運用開始を目指し、保険者・医療関係者の意見を聴きながら、具体的な仕組みを検討中。

- NDBと介護DBに加え、他の公的DBとの連結解析を行う際には、それぞれの公的DBの検討状況を踏まえ、さらなる安全性や連結精度の向上を確保するための方策について検討すべきである。

② 医療保険の個人単位被保険者番号の整備

○ 課題等

将来においては、NDBや介護DBとの連結精度をより向上させるために、「カナ氏名＋性別＋生年月日」の識別子だけでなく、現在検討が進んでいる医療保険の個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備等の検討が必要である。

○ 対応の方向性

NDBと介護DBのデータ連結の議論の方向を見据えながら、医療保険の個人単位被保険者番号を使った識別子についても、その収集の仕組みや安全性、連結精度向上等を検討していくことが重要である。

収集の仕組みとしては、例えば、自立支援給付の利用者の申請時等において、医療保険の個人単位被保険者番号を市町村が収集・管理し、国保連合会等を経由・ハッシュ化されたものを障害福祉関係DBに取り込む等の方法が想定される。

3) データベースの利用目的等について

① データベースの利用目的について

○ 課題等

国がデータを収集することへの理解を促進するためには、データベースの利用目的として、行政側にメリットがあるというだけでなく、利用者（障害者・児）自身にとって、よりメリットがあるということを理解してもらう必要がある。

○ 対応の方向性

メリットを理解してもらうためには、障害福祉関係DBに基づく「見える化」システムを構築し、そのシステムを自治体だけではなく、一部の機能（情報）を除き、サービス利用者（障害者・児）にもオープン化する（Webサイト等で利用できるようにする）等の仕組みを整えていくことも重要である。

利用できる仕組みを整えることで、障害福祉サービス等の地域間比較等による現状分析等から、自身が受けているサービス内容の課題や、解決に向けた取り組みを自治体や事業者、関係者等と共有することができ、同様の課題を抱える他の自治体や事業者等の取り組み事例等を参考にしながら、自身が受けるサービスの質の向上を図るための取り組みを自治体・事業者・関係者等と共同で実施することが可能となる。

4) データベースにおけるマスター整備について

① マスター整備について

○ 課題等

障害福祉関係DBの利活用目的に応じた分析を行うためには、受給者・事業所等の属性情報やサービス内容・種類情報等が適切に分類され、各データ項目の更新情報が適時に管理されるマスターが必要である。

○ 対応の方向性

障害福祉関係DBにおいては、必要なマスターの種類やその内容、作成方法、メンテナンス方法等について、十分な検討を行う必要がある。

以下にマスターの種類例を示す。

- ・事業所・施設マスター
- ・介護給付費等単位数サービスコードマスター
- ・市町村マスター
- ・難病コードマスター
- ・補装具種目名称別コードマスター

5) データベースの定期出力集計等の公表形式について

データベースに基づき集計された集計表の数値項目においては、特に、数が少ない項目について、個人が特定されやすい等の課題がある。公表にあたっては、こういった情報に配慮するよう、何らかの決まりが必要である。

一方で、障害福祉分野では、公表形式の制約によっては、全くデータを表示できなくなる等の課題もある。

ここでは、それぞれの課題について、以下に整理した。

① 最小集計単位について

○ 課題等

介護DBの公表に関するガイドラインでは^Y、「公表される研究の成果物において要介護者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと」や「公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと」となっている。

これを障害福祉分野にあてはめると、市町村単位でみた場合に、多くの箇所ですべて障害者・児等の数や事業所・施設等の数を集計できない状況になる可能性がある。

② 年齢の集計単位について

○ 課題等

介護DBの公表に関するガイドラインでは、「公表される研究の成果物において年齢の集計単位が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること」、「65歳未満及び95歳以上については、それぞれ1グループとして集計されていること」となっている。

また、NDBの公表に関するガイドラインでは^Z、「公表される研究の成果物において年齢区分が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること」、「85歳以上については、同一のグループとすること」、「15歳未満については、産業・職業等の情報はなく個人の特長に利用できる情報は限定されるため、研究の目的に応じ、各歳別を可能とする」となっている。

障害福祉分野において、5歳毎のグルーピングでは、時系列的に動向を把握するには粗すぎる場合があり、上記の内容を参考にしつつ、同分野であるべき年齢の集計単位について検討が必要である。

③ 性別の集計について

○ 課題等

障害支援区分認定データや補装具費支給決定データでは「性別」項目がなく、「基本情報(住基データ)」から当該項目の抽出が難しい場合は、性別での集計・分析ができない可能性がある。

^Y 「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（平成30年7月）」29頁「第12 提供依頼申請者による研究成果等の公表」

^Z 「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（平成28年6月改正）」28頁「第12 提供依頼申請者による研究成果等の公表」

IV. 参考資料

1. 障害福祉関係データに係る各種様式

障害福祉関係データに係る各種様式について、以下にまとめた。

- (1) 障害福祉サービス等給付費明細書データ「給付費明細書様式例」
- (2) 障害支援区分認定データ「概況調査票様式例」
- (3) 障害支援区分認定データ「認定調査票様式例」
- (4) 障害支援区分認定データ「医師意見書様式例」
- (5) 障害者手帳データ「身体障害者手帳申請に関する診断書・意見書様式例」
- (6) 障害者手帳データ「療育手帳申請に関する交付（再判定・再交付）申請書様式例」
- (7) 障害者手帳データ「精神障害者保健福祉手帳申請に関する診断書・意見書様式例」
- (8) 補装具データ「補装具費支給に関する判定書・処方せん・支給券様式例」

(1) 障害福祉サービス等給付費明細書データ「給付費明細書様式例」

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書															
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)															
市町村番号					平成					年 月 分					
助成自治体番号															
受給者証番号					請求事業者					指定事業所番号					
支給決定障害者等氏名										事業者及びその事業所の名称					
支給決定に係る障害児氏名										地域区分					
										就労継続支援A型事業者負担減免措置実施					
利用者負担上限月額①					就労継続支援A型減免対象者										
利用者負担上限額管理事業所					指定事業所番号					管理結果					
					事業所名称					管理結果額					
サービス種別		開始年月日		平成	年	月	日	終了年月日		平成	年	月	日	利用日数	入院日数
		開始年月日		平成	年	月	日	終了年月日		平成	年	月	日	利用日数	入院日数
		開始年月日		平成	年	月	日	終了年月日		平成	年	月	日	利用日数	入院日数
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		摘要				
請求額集計欄		サービス種類コード												合計	
		サービス利用日数		日		日		日		日					
		給付単位数													
		単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位				//	
		総費用額													
		1割相当額												//	
		利用者負担額②												//	
		上限月額調整(①②の内少ない数)													
		A型減免		事業者減免額											
				減免後利用者負担額											
		調整後利用者負担額													
		上限額管理後利用者負担額													
		決定利用者負担額													
請求額		給付費													
		自治体助成分請求額													
特定障害者特別給付費		算定日額		日数		給付費請求額		実費算定額							
												枚中 枚目			

6. 就労関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください。）

(1) 就労状況	<input type="checkbox"/> 一般就労	<input type="checkbox"/> パート・アルバイト	
	<input type="checkbox"/> 就労していない	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 就労経験の有無	一般就労やパート・アルバイトの経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	最近1年間の就労の経験	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
	中断の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(3) 就労希望の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	
	具体的に		

7. 日中活動関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください。）

主に活動している場所	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 施設	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> その他（	）
------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---

8. 介護者（支援者）関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください。）

(1) 介護者（支援者）の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有
(2) 介護者（支援者）の健康状況等特記すべきこと		

9. 居住関連（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください。）

(1) 生活の場所：	<input type="checkbox"/> 自宅（単身）	<input type="checkbox"/> 自宅（家族等と同居）	<input type="checkbox"/> グループホーム	
	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 入所施設	<input type="checkbox"/> その他（	）
(2) 居住環境				

10. その他（サービスの種類や量に関するを中心に記入してください。）

--

別紙

サービスの利用状況票

利用者氏名		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
4:00									
6:00									
8:00									
10:00									
12:00									
14:00									
16:00									
18:00									
20:00									
22:00									
24:00									
2:00									
4:00									

週単位以外のサービスの

(3) 障害支援区分認定データ「認定調査票様式例」

1. 移動や動作等に関連する項目

1-1 寝返り		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-2 起き上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-3 座位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-4 移乗		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-5 立ち上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-6 両足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-7 片足での立位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-8 歩行		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-9 移動		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-10 衣服の着脱		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	

1-11 じょくそう		特記事項
1	ない	
2	ある	
1-12 えん下		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

2-1 食事		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-2 口腔清潔		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-3 入浴		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-4 排尿		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-5 排便		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-6 健康・栄養管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-7 薬の管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-8 金銭の管理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-9 電話等の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-10 日常の意思決定		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

2-11 危険の認識		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-12 調理		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-13 掃除		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-14 洗濯		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-15 買い物		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
2-16 交通手段の利用		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	

3. 意思疎通等に関連する項目

3-1 視力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	約 1m 離れた視力確認表の図が見える	
3	目の前に置いた視力確認表の図が見える	
4	ほとんど見えてない	
5	全く見えない	
6	見えているのか判断不能	
3-2 聴力		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	普通の声がやっと聞き取れる	
3	かなり大きな声なら何とか聞き取れる	
4	ほとんど聞こえてない	
5	全く聞こえない	
6	聞こえているのか判断不能	
3-3 コミュニケーション		特記事項
1	日常生活に支障がない	
2	特定の者であればコミュニケーションできる	
3	会話以外の方法でコミュニケーションできる	
4	独自の方法でコミュニケーションできる	
5	コミュニケーションできない	
3-4 説明の理解		特記事項
1	理解できる	
2	理解できない	
3	理解できているのか判断できない	

3-5 読み書き		特記事項
1	支援が不要	
2	部分的な支援が必要	
3	全面的な支援が必要	
3-6 感覚過敏・感覚鈍麻		特記事項
1	ない	
2	ある	

4. 行動障害に関連する項目

4-1 被害的・拒否的		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-2 作話		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-3 感情が不安定		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-4 昼夜逆転		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-5 暴言暴行		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-6 同じ話をする		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-7 大声・奇声を出す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-8 支援の拒否		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-9 徘徊		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-10 落ち着きがない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-11 外出して戻れない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-12 1人で出たがる		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-13 収集癖		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-14 物や衣類を壊す		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-15 不潔行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-16 異食行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-17 ひどい物忘れ		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-18 こだわり		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-19 多動・行動停止		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-20 不安定な行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-21 自らを傷つける行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-22 他人を傷つける行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-23 不適切な行為		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-24 突発的な行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-25 過食・反すう等		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

4-26 そううつ状態		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-27 反復的行動		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-28 対人面の不安緊張		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-29 意欲が乏しい		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-30 話がまとまらない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-31 集中力が続かない		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-32 自己の過大評価		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-33 集団への不適応		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	
4-34 多飲水・過飲水		特記事項
1	支援が不要	
2	希に支援が必要	
3	月に1回以上の支援が必要	
4	週に1回以上の支援が必要	
5	ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	

5. 特別な医療に関する項目

5-1 点滴の管理			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-2 中心静脈栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-3 透析			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-4 ストーマの処置(人口肛門の処置)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-5 酸素療法			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-6 レスピレーター(人工呼吸器)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-7 気管切開の処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-8 疼痛の看護			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-9 経管栄養			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-10 モニター測定(血圧, 心拍, 酸素飽和度等)			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-11 じょくそうの処置			特記事項
	1	ない	
	2	ある	
5-12 カテーテル			特記事項
	1	ない	
	2	ある	

6. その他(認定調査の際に「調査対象者に必要とされる支援の度合い」に関することで確認できた事項)

特記事項	

(4) 障害支援区分認定データ「医師意見書様式例」

記入日 平成 年 月 日

障害福祉番号を記入してください

申請者	(ふりがな)	男・女	〒 ー
	明・大・昭・平 年 月 日生 (歳)		
上記の申請者に関する意見は以下の通りです。主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに			
医師氏名		<input type="checkbox"/> 同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない。	
医療機関名		電話 ()	
医療機関所在地		FAX ()	
(1)最終診察日	平成 年 月 日	(2)意見書作成回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上
(3)他科受診	<input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> 脳神経外科 <input type="checkbox"/> 皮膚科 <input type="checkbox"/> 泌尿器科 <input type="checkbox"/> 婦人科 <input type="checkbox"/> 眼科 <input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科 <input type="checkbox"/> リハビリテーション科 <input type="checkbox"/> 歯科 <input type="checkbox"/> その他()		

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名（障害の直接の原因となっている傷病名については1. に記入）及び発症年月日

1. _____ 発症年月日（昭和・平成 年 月 日頃）

2. _____ 発症年月日（昭和・平成 年 月 日頃）

3. _____ 発症年月日（昭和・平成 年 月 日頃）

入院歴（直近の入院歴を記入）

1. 昭和・平成 年 月～ 年 月（傷病名： _____）

2. 昭和・平成 年 月～ 年 月（傷病名： _____）

(2) 症状としての安定性【不安定である場合、具体的な状況を記入。特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。】

(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報 利き腕(□右 □左) 身長= _____ cm 体重= _____ kg(過去6ヶ月の体重の変化 □増加 □維持 □減少)

(2) 四肢欠損 (部位: _____)

(3) 麻痺

右上肢 (程度: □軽 □中 □重) 左上肢 (程度: □軽 □中 □重)

右下肢 (程度: □軽 □中 □重) 左下肢 (程度: □軽 □中 □重)

その他 (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

(4) 筋力の低下 (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

(過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(5) 関節の拘縮

肩関節 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

肘関節 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

股関節 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

膝関節 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

その他 (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

(6) 関節の痛み (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

(過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(7) 失調・不随意運動

上肢 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

体幹 (程度: □軽 □中 □重)

下肢 右 (程度: □軽 □中 □重) 左 (程度: □軽 □中 □重)

(8) 褥瘡 (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

(9) その他の皮膚疾患 (部位: _____) 程度: □軽 □中 □重

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害											
<input type="checkbox"/> 昼夜逆転	<input type="checkbox"/> 暴言	<input type="checkbox"/> 自傷	<input type="checkbox"/> 他害	<input type="checkbox"/> 支援への抵抗	<input type="checkbox"/> 徘徊						
<input type="checkbox"/> 危険の認識が困難	<input type="checkbox"/> 不潔行為	<input type="checkbox"/> 異食	<input type="checkbox"/> 性的逸脱行動	<input type="checkbox"/> その他()							
(2) 精神症状・能力障害二軸評価						〈判定時期 平成 年 月〉					
精神症状評価	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 6					
能力障害評価	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5						
(3) 生活障害評価						〈判定時期 平成 年 月〉					
食事	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	生活リズム	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
保清	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	金銭管理	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
服薬管理	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5	対人関係	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
社会的適応を妨げる行動	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5						
(4) 精神・神経症状											
<input type="checkbox"/> 意識障害	<input type="checkbox"/> 記憶障害	<input type="checkbox"/> 注意障害	<input type="checkbox"/> 遂行機能障害								
<input type="checkbox"/> 社会的行動障害	<input type="checkbox"/> その他の認知機能障害		<input type="checkbox"/> 気分障害 (抑うつ気分、軽躁/躁状態)								
<input type="checkbox"/> 睡眠障害	<input type="checkbox"/> 幻覚	<input type="checkbox"/> 妄想	<input type="checkbox"/> その他()								
専門科受診の有無	<input type="checkbox"/> 有 ()		<input type="checkbox"/> 無								
(5) てんかん											
<input type="checkbox"/> 週1回以上			<input type="checkbox"/> 月1回以上			<input type="checkbox"/> 年一回以上					

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	<input type="checkbox"/> 点滴の管理	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養	<input type="checkbox"/> 透析	<input type="checkbox"/> ストーマの処置	<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> レスプレーター	<input type="checkbox"/> 気管切開の処置
	<input type="checkbox"/> 疼痛の管理	<input type="checkbox"/> 経管栄養 (胃ろう)	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引処置 (回数 回/日)	<input type="checkbox"/> 間歇的導尿			
特別な対応	<input type="checkbox"/> モニター測定 (血圧、心拍、酸素飽和度等)		<input type="checkbox"/> 褥瘡の処置				
失禁への対応	<input type="checkbox"/> カテーテル (コンドームカテーテル、留置カテーテル 等)						

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針											
<input type="checkbox"/> 尿失禁	<input type="checkbox"/> 転倒・骨折	<input type="checkbox"/> 徘徊	<input type="checkbox"/> 褥瘡	<input type="checkbox"/> 嚥下性肺炎	<input type="checkbox"/> 腸閉塞						
<input type="checkbox"/> 易感染性	<input type="checkbox"/> 心肺機能の低下	<input type="checkbox"/> 疼痛	<input type="checkbox"/> 脱水	<input type="checkbox"/> 行動障害	<input type="checkbox"/> 精神症状の増悪						
<input type="checkbox"/> けいれん発作	<input type="checkbox"/> その他 ()										
→ 対処方針 ()											
(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項											
血圧について	()										
嚥下について	()										
摂食について	()										
移動について	()										
行動障害について	()										
精神症状について	()										
その他	()										
(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的に記入)											
<input type="checkbox"/> 有 ()			<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 不明					

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

(5) 障害者手帳データ「身体障害者手帳申請に関する診断書・意見書様式例」

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）								
総括表								
氏 名	年 月 日生（ ）歳	男・女						
住 所								
① 障害名（部位を明記）								
② 原因となった 疾病・外傷名		交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他（ ）						
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所						
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）								
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日								
⑤ 総合所見								
〔将来再認定 要・不要〕 (再認定の時期 年 月)								
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日								
病院又は診療所の名称 所 在 地 担当診療科名 科 医師氏名 ㊟								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕								
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		等級表による個別等級						
・該当する（ 級相当） ・該当しない		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部 位</th> <th style="width: 50%;">等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>視 野</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 位	等 級	視 力		視 野	
部 位	等 級							
視 力								
視 野								
注								
1 障害名には、現在起っている障害、例えば視力障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、糖尿病性網膜症等原因となった疾患名を記入してください。								
2 「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。								
3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせる場合があります。								
身体障害者福祉法に基づく 指定医師の診断を受けてください								

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正能力
右眼		× D (cyl DAx °
左眼		× D (cyl DAx °

*指数弁の場合、距離（30cm等）も記載 *矯正不能の場合、その旨を記載

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内

上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右										度 (≤80)
左										度 (≤80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右										①	度
左										②	度

(①と②のうち大きい方)

(①と②のうち小さい方)

両眼中心
視野角度 (I / 2)
(× 3 +) / 4 = 度

視覚障害の状況及び所見

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト

両眼開放視認点数

点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③		点	(≥ 26 dB)
左	④		点	(≥ 26 dB)

(③と④のうち大きい

(③と④のうち小さい方)

方)

両眼中心
視野
視認点数

$$\left(\text{ } \times 3 + \text{ } \right) / 4 = \text{ } \text{度}$$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼 底		

(6) 障害者手帳データ「療育手帳申請に関する交付（再判定・再交付）申請書様式例」

別紙様式 2

交 付
療育手帳 再判定 申請書
再交付

令和 年 月 日

千葉県知事 様

〒 -

申請者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

療育手帳の [交付・再判定・再交付] を受取たいので申請します。

本人	フリガナ 氏名		男 女	生年 月日	〔 大正・昭和・平成・令和 〕 年 月 日生 () 歳
	住所	〒 -	電話 (-	-)
保護者	フリガナ 氏名		続柄	生年 月日	〔 大正・昭和・平成・令和 〕 年 月 日生 () 歳
	住所	〒 -	電話 (-	-)

(療育手帳所持者のみ記入) 手帳番号：第 _____ 号 交付年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
 前回の判定年月： _____ 年 _____ 月 障害の程度： _____
 判定機関： _____ 児童相談所・ _____ 障害者相談センター
 ※ 千葉県以外で手帳の交付を受けた人は、申出書の提出により判定を省略できる場合があります。

(再交付申請の場合記入)
 再交付の理由：〔 ①紛失 ②破損 ③その他() 〕

(手帳以外の相談状況) ※本人が18歳未満の方のみ記入してください。
 1 _____ 児童相談所で _____ 年 _____ 月ごろ、判定を受けたことがある。
 2 障害児・者等施設に〔 入所・通所 〕をしている。
 施設名： _____ 措置機関： _____ 児童相談所
 3 特別児童扶養手当〔 1級・2級 〕を受給している。

※添付するもの…写真1枚(サイズ：縦4cm×横3cm)脱帽して上半身を写したもの
 写真の裏には、市町村名、氏名、生年月日を記載してください。

注意事項

- 1 申請書氏名は手帳の交付等を受けようとする本人又は保護者の方の氏名を記入してください。
- 2 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印を省略できます。
- 3 当該欄に必要な事項を記入し、〔 〕内は該当の項目を○で囲んでください。

※ 千葉県流山市の HP に掲載されている療育手帳交付申請書
https://www.city.nagareyama.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/982/ryouiku-shinsei.pdf

(7) 障害者手帳データ「精神障害者保健福祉手帳申請に関する診断書・意見書様式例」

第4号様式 (第3条関係)		等級
診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)		
(フリガナ) 氏 名	()	明・大 昭・平 年 月 日生 (歳)
住 所		
1 病名 (ICDコードは、 F00～F99、G40 のいずれかを記載 してください。)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード () (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード () (3) 身体合併症 _____	身体障害者手帳 (有・無、種別 級)
2 初診年月日 (前医がある場合、前医が初めて診断した日が主たる精神障害の初診年月日となります。)		
(1) 主たる精神障害の初診年月日 年 月 日 (診療録で確認・本人又は家族等の申立て)		
(2) 診断書作成医療機関の初診年月日 年 月 日		
3 発病から現在 までの病歴及び 治療内容等 (推定発病年月、 発病状況、 初発症状、 治療の経過、 治療内容等を 記載してくだ さい。)	(推定発病時期 年 月頃) ※入院歴及び通院歴を含め、具体的に記載してください。 ※器質性精神障害 (認知症を除く。) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名 年 月 日)	
4 現在の病状・状態像等 (該当する項目を○で囲んでください。) ※おおよそ過去2年間の状態について記載してください。		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()		
(2) 躁状態 1 行為心拍 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()		
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()		
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()		
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()		
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チェック・汚言 6 その他 ()		
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()		
(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) (発作型は以下を参照して該当するものを○で囲んでください。) 1 てんかん発作 発作型 (イ・ロ・ハ・ニ) 頻度 (回/月・年) 最終 (直近) 発作 (年 月 日) てんかん発作の型 イ: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 ロ: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 ハ: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 ニ: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 2 意識障害 3 その他 ()		
(9) 精神作用物質の乱用、依存等 1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他 () ア乱用 イ依存 ウ残遺性・遅発性精神病性障害 エその他 () 現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合: 年 月以後不使用)		
(10) 知能、記憶、学習及び注意の障害 1 知的障害 (精神遅滞) ア軽度 イ中等度 ウ重度 愛の手帳 (有・無、等級等) 2 認知症 3 その他の記憶障害 () 4 学習の困難 ア読み イ書き ウ算数 エその他 () 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 ()		
(11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 ()		
(12) その他 ()		

原本手帳申請時に添付（自立支援医療と同時） 提出先ごとに作成し、○をつけてください。

氏名（ ） ①東京都送付用 ②区市町村控用 ③医療機関控用

5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 ※おおむね過去2年間の状態について詳しく記載してください。

検査所見（検査名、検査結果及び検査時期を記入してください。）

6 生活能力の状態（保護的環境でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して判定してください。児童については、年齢相応の能力と比較の上で判断してください。）

(1) 現在の生活環境
入院・入所（施設名 ）・在宅（ア単身・イ家族等と同居）・その他（ ）

(2) 日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲んでください。）

※病状・状態像等との整合性を考慮し、記載してください。

ア 適切な食事摂取
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない

イ 身の清潔保持及び規則正しい生活
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない

ウ 金銭管理と買物
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

エ 通院と服薬（要・不要）
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

オ 他人との意思伝達及び対人関係
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

カ 身の安全保持及び危機対応
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

キ 社会的手続及び公共施設の利用
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

ク 趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(3) 日常生活能力の程度（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲んでください。）

※病状・状態像等及び日常生活能力の判定との整合性を考慮し、記載してください。

ア 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。

イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。

ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。

エ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。

オ 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

7 6の具体的程度、状態等

※就労状況について ア 一般就労 イ 障害者雇用 ウ その他（ ）

8 現在の障害福祉等サービスの利用状況（該当する項目を○で囲み、○で囲んだ項目について具体的な内容を記載してください。）※(1)～(3)については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定するサービスに限る。

(1) 自立訓練（生活訓練）(2) 共同生活援助（グループホーム）(3) 居宅介護（ホームヘルプ）

(4) その他の障害福祉サービス (5) 訪問指導等 (6) 生活保護 (7) なし

9 備考

年 月 日 医療機関コード

--	--	--	--	--	--	--	--

医療機関所在地

名称

電話番号

医師氏名

（自筆又は記名捺印）

東京都記載欄 ※東京都で記入しますので、空欄にしてください。

（自立支援医療と同時申請時）

・自立支援医療（該当・非該当）

・重度かつ継続（該当・非該当）

※ A4版で提出の場合は、1ページ右側中央と2ページ左側中央に割印をしてください。
また、A4版をA3版にした場合は割印の必要はありません。

※東京都保健福祉局のHPに掲載されている帳票

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/chusou/jiritsutechoushinsa/techo.html>

(8) 補装具データ「補装具費の支給に関する判定書・処方せん・支給券様式例」

別添様式例第3号

判 定 依 頼 書

第 号

年 月 日

身体障害者更生相談所長 殿

市町村長 

下記の者に対する判定を依頼する。

記

氏名		年 月 日生	住 所	
手帳	号	年 月 日交付	医療保険名	
長期給付の内容（現在被保険者であればそれも含む）				
家 族 関 係				
生 育 ・ 職 業 歴				
障害・疾患等に関する既往歴			最近5年間の補装具購入・借受け・修理状況	
			年 月（購入・借受け・修理）	
現在受療中の医療機関名				
判定依頼事項				
申請の種類・・・ 購入（借受けの意向 有・無）、借受け、修理				
借受けの意向・・・有、無				
判定の方法・・・ 通所、巡回、在宅				

別紙様式例第5号(1)

義手処方箋

氏名				生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日 ()歳	性別	男・女											
住所						TEL													
医学的 所見	疾患名				切断 部位	左 右		職業 (具体的に)											
	障害名				断端長	cm													
種目	殻構造・骨格構造			採型区分	A- ()		種目名称別コード												
名称	1. 上腕義手 2. 肩義手 3. 肘義手 4. 前腕義手 5. 手義手 6. 手部義手 7. 手指義手	型式・ 基本 価格	1. 裝飾用 2. 作業用 3. 能動式 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a.ハンド型手部付</td> <td style="width:50%;">f.ハンド型中断端用</td> </tr> <tr> <td>b.フック型手部付</td> <td>g.フック型中断端用</td> </tr> <tr> <td>c.ハンド型長断端用</td> <td>h.ハンド型短断端用</td> </tr> <tr> <td>d.フック型長断端用</td> <td>i.フック型短断端用</td> </tr> <tr> <td>e.フック型長断端用</td> <td>j.フック型短断端用</td> </tr> </table>				a.ハンド型手部付	f.ハンド型中断端用	b.フック型手部付	g.フック型中断端用	c.ハンド型長断端用	h.ハンド型短断端用	d.フック型長断端用	i.フック型短断端用	e.フック型長断端用	j.フック型短断端用	加算	1. 肩甲胸部間切断用 2. 吸着式 3. 頼上懸垂式 4. スプリット式 5. チェックソケット a.シリコン又はライナー b.透明プラスチック	
	a.ハンド型手部付		f.ハンド型中断端用																
b.フック型手部付	g.フック型中断端用																		
c.ハンド型長断端用	h.ハンド型短断端用																		
d.フック型長断端用	i.フック型短断端用																		
e.フック型長断端用	j.フック型短断端用																		

【製作要素価格】

ソケット	1. アルミニウム 2. セルロイド 3. 皮革 4. 熱硬化性樹脂 5. 熱可塑性樹脂	インソ ソフト	1. 皮革 2. 軟性発泡樹脂 3. 皮革・軟性発泡樹脂	支持部	1. 裝飾用能動式 a. 肩部 b. 上腕部 (1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂 b. 前腕部 (1)アルミニウム、セルロイド (2)熱硬化性樹脂																									
	1. 肩義手用 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 胸部バンド式肩ハーネス一式</td> <td style="width:50%;">b. 肩たすき一式</td> </tr> </table> 2. 上腕義手用 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 胸部バンド式上腕ハーネス一式</td> <td style="width:50%;">b. 肩たすき一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">c. 8字ハーネス一式</td> </tr> </table> 3. 前腕義手用 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 胸部バンド式前腕ハーネス一式</td> <td style="width:50%;">b. 8字ハーネス一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">c. 9字ハーネス一式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">d. たわみ継手(一組)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">e. 前方支持バンド</td> </tr> <tr> <td colspan="2">f. 上腕カフ(三頭筋パッド)</td> </tr> </table>		a. 胸部バンド式肩ハーネス一式		b. 肩たすき一式	a. 胸部バンド式上腕ハーネス一式	b. 肩たすき一式	c. 8字ハーネス一式		a. 胸部バンド式前腕ハーネス一式	b. 8字ハーネス一式	c. 9字ハーネス一式		d. たわみ継手(一組)		e. 前方支持バンド		f. 上腕カフ(三頭筋パッド)		外装	1. 肩部 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 皮革</td> <td style="width:50%;">b. プラスチック</td> </tr> <tr> <td colspan="2">c. 塗装</td> </tr> </table> 2. 肩部 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 皮革</td> <td style="width:50%;">b. プラスチック</td> </tr> <tr> <td colspan="2">c. 塗装</td> </tr> </table> 3. 肩部 <table border="0" style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">a. 皮革</td> <td style="width:50%;">b. プラスチック</td> </tr> <tr> <td colspan="2">c. 塗装</td> </tr> </table>	a. 皮革	b. プラスチック	c. 塗装		a. 皮革	b. プラスチック	c. 塗装		a. 皮革
a. 胸部バンド式肩ハーネス一式	b. 肩たすき一式																													
a. 胸部バンド式上腕ハーネス一式	b. 肩たすき一式																													
c. 8字ハーネス一式																														
a. 胸部バンド式前腕ハーネス一式	b. 8字ハーネス一式																													
c. 9字ハーネス一式																														
d. たわみ継手(一組)																														
e. 前方支持バンド																														
f. 上腕カフ(三頭筋パッド)																														
a. 皮革	b. プラスチック																													
c. 塗装																														
a. 皮革	b. プラスチック																													
c. 塗装																														
a. 皮革	b. プラスチック																													
c. 塗装																														

【完成用部品価格】

完成用 部品	
-----------	--

特記事項、使用者の希望事項など記述すること

(借受けの希望 有・無)

処方	年 月 日	仮合せ	年 月 日	良・不良
採型	年 月 日	適判定	年 月 日	

補 装 具 費 支 給 券

支 給 番 号		支 給 決 定 日	年 月 日		
購入・借受け・修理 の 別	購入 ・ 借受け ・ 修理				
借 受 け 期 間 (借受けの場合)	年 月 日	～	年 月 日		
氏 名		生年月日	年 月 日		
住 所					
保 護 者 氏 名		続 柄			
補 装 具 の 名 称		修 理 部 位			
処 方					
補 装 具 業 者	名 称				
	所 在 地				
	電 話				
基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担 額	公 費 負 担 額		
円	円	円	円		
月 額 負 担 上 限 額				円	円
円					
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日					
			市町村長		
判 定 査 検	判 定 日 年 月 日	平成 年 月 日	判 定 員 名 職 氏 名		
受 領	受 領 日 年 月 日	平成 年 月 日	受 領 者 名 氏 名		
		Ⓢ	本人との関係		

2. 審査支払等システムが扱う障害福祉関係の蓄積データ

「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」を参考に、審査支払等システムが扱う障害福祉関係の蓄積データを以下にまとめた。

- (1) 受給者台帳
- (2) 事業所台帳
- (3) 一次審査済明細書等情報
- (4) 二次審査結果情報

(1) 受給者台帳

① 基本情報(受給者ごとに1件)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	異動年月日	受給者異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する	1:新規 2:変更 3:終了
4	訂正年月日	受給者異動連絡票情報(基本情報)に訂正が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
5	訂正区分コード	訂正区分コードを設定する	2:修正 3:削除
6	異動事由	受給者異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する	
7	証記載市町村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する	
8	政令市市町村番号	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号を設定する	
9	受給者証番号	受給者証番号を設定する	
10	障害区分コード	障害区分コードを設定する	01:身体障害者 02:知的障害者 03:精神障害者 04:障害児 05:難病等対象者
11	受給者氏名(カナ)	受給者氏名カナを設定する	
12	生年月日	生年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
13	児童氏名(カナ)	児童氏名カナを設定する	
14	生年月日	生年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
15	障害支援区分コード	認定した障害支援区分コードを設定する	21:区分1 22:区分2 23:区分3 24:区分4 25:区分5 26:区分6 99:なし
16	障害支援区分認定 有効期間(開始年月日)	障害支援区分認定有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
17	障害支援区分認定 有効期間(終了年月日)	障害支援区分認定有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
18	所得区分コード	決定された所得区分コードを設定する	01:生活保護 02:低所得1 03:低所得2 04:一般1 05:一般2 99:その他(一般1:所得割16万未満、一般2:所得割16万以上とする)
19	個別減免有無	個別減免の有無を設定する	1:無し 2:有り
20	生保移行防止有無(定率負担)	生保移行防止有無を設定する	

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
21	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額を設定する	
22	利用者負担上限月額 有効期間 (開始年月日)	利用者負担上限月額の有効期間の開始年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
23	利用者負担上限月額 有効期間 (終了年月日)	利用者負担上限月額の有効期間の終了年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
24	補足給付有無	補足給付の有無を設定する	
25	生保移行防止有無 (補足給付)	生保移行防止有無を設定する	
26	補足給付額(日額)	補足給付額(日額)を設定する	
27	補足給付有効期間 (開始年月日)	補足給付額(日額)有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
28	補足給付有効期間 (終了年月日)	補足給付額(日額)有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	1:無し 2:有り
29	上限額管理有無	上限額管理の有無を設定する	
30	上限額管理 事業所番号	上限額管理を行う事業所番号を設定する	
31	上限額管理有効期間 (開始年月日)	上限額管理有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
32	上限額管理有効期間 (終了年月日)	上限額管理有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	(終了時のみ 設定する)
33	計画相談支援有無	計画相談支援有無を設定する	1:無し 2:有り
34	計画相談支援 事業所番号	計画相談支援を行う事業所番号を設定する	
35	計画相談支援 有効期間 (開始年月日)	計画相談支援有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
36	計画相談支援 有効期間 (終了年月日)	計画相談支援有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
37	市町村が定める額の 適用有無	法第三十一条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく市町村が定める額の 適用有無を設定する	
38	市町村が定める額	法第三十一条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく市町村が定める額を設定する	
39	市町村が定める額の 有効期間 (開始年月日)	法第三十一条に基づく市町村が定める額の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
40	市町村が定める額の 有効期間 (終了年月日)	法第三十一条に基づく市町村が定める額の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
41	特定旧法受給者区分 (経過措置対象者)	特定旧法受給者(経過措置対象者)の場合に設定する	
42	独自助成対象者区分	独自助成対象者の場合に設定する	1:対象外 2:対象
43	介護保険給付対象者有無	介護保険給付対象者有無を設定する	1:無し 2:有り
44	重度包括支援対象者有無	重度包括支援対象者有無を設定する	1:無し 2:有り

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
45	食事提供体制加算 対象者有無	食事提供体制加算対象者有無を設定する	1:無し 2:有り
46	食事提供体制加算 適用有効期間 (開始年月日)	食事提供体制加算適用有効期間の開始年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
47	食事提供体制加算 適用有効期間 (終了年月日)	食事提供体制加算適用有効期間の終了年月日 (西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフエース仕様書」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

②支給決定情報(基本情報)に対して複数

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	異動年月日	受給者異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する	1:新規 2:変更 3:終了
4	訂正年月日	受給者異動連絡票情報(基本情報)に訂正が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
5	訂正区分コード	訂正区分コードを設定する	2:修正 3:削除
6	異動事由	受給者異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する	
7	証記載市町村番号	受給者証記載の市町村番号を設定する	
8	政令市市町村番号)	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号を設定する	
9	受給者証番号	受給者証番号を設定する	
10	決定サービスコード	決定したサービスのコードを設定する	
11	旧障害程度区分等コード	障害児が短期入所する場合の単価区分、旧法施設の場合の程度区分を設定する	
12	決定支給量	決定した支給量(上 6 桁整数部、下 2 桁小数部)を設定する	
13	1回当たりの最大提供量	居宅介護において1回当たりの最大提供量(上 3 桁 整数部下 2 桁小数部)を設定する	
14	支給量単位区分	決定した支給量の単位区分を設定する	
15	決定支給期間(開始年月日)	決定サービスの有効期間の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
16	決定支給期間(終了年月日)	決定サービスの有効期間の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
17	相互利用対象者区分	相互利用対象者の場合、対象者区分を設定する	

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフエース仕様書」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

(2) 事業所台帳

①基本情報(事業所ごとに1件)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	異動年月日	事業所異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する	1:新規 2:変更 3:終了
4	訂正年月日	事業所異動連絡票情報(基本情報)に訂正が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
5	訂正区分コード	訂正区分コードを設定する	2:修正 3:削除
6	異動事由	事業所異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する	
7	事業所番号	事業所番号を設定する	
8	申請(開設)者 名称(カナ)	申請(開設)者名称をカナ文字で設定する	
9	申請(開設)者 名称(漢字)	申請(開設)者の名称を全角文字で設定する	
10	申請(開設)者 郵便番号	郵便番号を設定する	
11	申請(開設)者 住所(カナ)	申請(開設)者の住所をカナ文字で設定する	
12	申請(開設)者 住所(漢字)	申請(開設)者の住所を全角文字で設定する	
13	申請(開設)者 電話番号	申請(開設)者の電話番号を設定する	
14	申請(開設)者 FAX番号	申請(開設)者のFAX番号を設定する	
15	代表者 氏名(カナ)	代表者の住所をカナ文字で設定する	
16	代表者 氏名(漢字)	代表者氏名を全角文字で設定する	
17	代表者 職名	代表者の役職名を全角文字で設定する	
18	代表者 郵便番号	郵便番号を設定する	
19	代表者 住所(カナ)	代表者の住所をカナ文字で設定する	
20	代表者 住所(漢字)	代表者の住所を全角文字で設定する	
21	主たる事業所名称	主たる事業所の名称を設定する	
22	法人等種別コード	事業所の法人等の種別をコードで設定する	
23	指定/基準該当等 事業所区分コード	指定又は基準該当等の事業所の区分をコードで設定する	

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

②サービス情報(基本情報)に対して複数)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	異動年月日	事業所異動連絡票情報(基本情報)に変更等が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する	1:新規 2:変更 3:終了
4	訂正年月日	事業所異動連絡票情報(基本情報)に訂正が生じた年月(西暦年月(YYYYMM))と連番(異動順)を設定する	
5	訂正区分コード	訂正区分コードを設定する	2:修正 3:削除
6	異動事由	事業所異動連絡票情報(基本情報)の異動事由を設定する	
7	事業所番号	事業所番号を設定する	
8	管理者 名称(カナ)	管理者名称をカナ文字で設定する	
9	管理者 名称(漢字)	管理者の名称を全角文字で設定する	
10	管理者 郵便番号	郵便番号を設定する	
11	管理者 住所(カナ)	管理者の住所をカナ文字で設定する	
12	管理者 住所(漢字)	管理者の住所を全角文字で設定する	
13	事業所 名称(カナ)	事業所名称をカナ文字で設定する	
14	事業所 名称(漢字)	事業所の名称を全角文字で設定する	
15	事業所 郵便番号	郵便番号を設定する	
16	事業所 住所(カナ)	事業所の住所をカナ文字で設定する	
17	事業所 住所(漢字)	事業所の住所を全角文字で設定する	
18	事業所 電話番号	事業所の電話番号を設定する	
19	事業所 FAX番号	事業所の FAX 番号を設定する	
20	サービス種類コード	サービスの種類を設定する	
21	サービス提供単位番号	サービスの提供単位"000"~"999" の範囲で設定する	
22	事業実施区分	事業の実施形態をコードで設定する	1:単独 2:多機能
23	地域区分コード	厚生労働省の定める事業所が所在 する地域に該当する区分をコードで 設定する	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地
24	基準該当 登録市町村番号	基準該当事業所を登録した市町村の番号を設定する	
25	基準該当 受領委任の有無	受領委任の有無をコードで設定する	

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
26	基準該当 登録開始年月日	登録開始年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
27	基準該当 登録終了年月日	登録終了年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
28	事業開始年月日	事業開始年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
29	事業休止年月日	事業休止年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
30	事業廃止年月日	事業廃止年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
31	事業再開年月日	事業再開年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	
32	施設等の区分	施設等の区分をコードで設定	
33	人員配置区分	配置基準をコードで設定	
34	定員区分	報酬算定上の入所定員数をコードで設定	
35	送迎加算の有無	送迎加算の有無	1:無し 2:有り 3:I 4:II
36	利用定員数	利用定員数を設定	
37	旧法施設定員数	H18.3の利用者数を設定	
38	新事業移行施設区分	旧法施設から移行した施設か否かをコードで設定する。	1:非該当 2:該当
39	栄養士配置加算の基準	栄養士配置加算の基準をコードで設定する	1:無し 2:有り
40	看護職員配置加算の有無	看護職員配置加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
41	強度行動障害者特別支援加算の有無	強度行動障害者特別支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
42	経過的許諾介護利用型区分	経過的居宅介護利用型に該当するか否かをコードで設定	1:無し 2:有り
43	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
44	自活訓練加算(I)の有無	自覚訓練加算(I)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
45	自活訓練加算(II)の有無	自覚訓練加算(II)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
46	重度障害者支援加算の有無	重度障害者編加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
47	重度障害者支援(体制)加算I(基本)の有無	重度障害者支援(体制)加算I(基本)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
48	重度障害者支援(体制)加算I(重度)の有無	重度障害者支援(体制)加算I(重度)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
49	重度障害者支援加算IIの有無	重度障害者支援加算IIの有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
50	重度重複障害加算の有無	重度重複障害加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
51	就労以降支援体制加算の有無	就労以降支援体制加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
52	小規模事業加算の有無	小規模事業加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:定員4人 3:定員5人

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
53	常勤医師加算の有無	常勤医師加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
54	食事提供体制加算の有無	食事提供体制加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
55	訪問訓練の有無	訪問訓練の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
56	自立生活支援加算の有無	自立生活支援加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
57	神経内科医加算の有無	神経内科医加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
58	精神障害者退院支援施設加算の有無	精神障害者退院支援施設加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
59	短期滞在加算の有無	短期滞在加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
60	目標工賃達成加算の有無	目標工賃達成加算の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り 3:II 4:III 5:I
61	共同生活介護夜間支援体制加算(①)の有無	共同生活介護夜間支援体制加算(①)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
62	共同生活介護夜間支援対象利用者数	報酬算定上の共同生活介護夜間支援対象利用者数をコードで設定	
63	夜間支援体制加算(小規模事業所)の有無	夜間支援体制加算(小規模事業所)の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
64	夜間支援対象利用者数(小規模事業所)	夜間支援体制加算(小規模事業所)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
65	大規模住宅等減算の有無	大規模住宅等減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
66	利用定員超過による減算の有無	利用定員超過の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
67	職員欠如による減算の有無	職員欠如による減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
68	標準利用時間超過減算の有無	標準利用時間超過減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
69	利用日数特例届出の有無	特例利用日数届出の有無を設定する	1:無し 2:有り
70	利用日数特例対象 期間1(開始)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の開始年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
71	利用日数特例対象 期間1(終了)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の終了年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
72	利用日数特例対象 期間2(開始)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の開始年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
73	利用日数特例対象 期間2(終了)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の終了年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
74	利用日数特例対象 期間3(開始)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の開始年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
75	利用日数特例対象 期間3(終了)	利用日数に係る特例の適用を受ける 対象期間の終了年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
76	利用日数特例対象 期間4(開始)	利用日数に係る特例の適用を受ける対象期間の開始年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
77	利用日数特例対象 期間4(終了)	利用日数に係る特例の適用を受ける対象期間の終了年月(西暦年月 (YYYYMM))を設定する	
78	就労継続A型事業者 負担減免申し出の有無	就労継続A型事業者負担減免措置による利用者負担減免申し出の有無をコードで設定する	1:無し 2:減額 3:免除

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
79	就労継続A型事業者 負担減免開始年月日	就労継続A型事業者負担減免開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
80	就労継続A型事業者 負担減免終了年月日	就労継続A型事業者負担減免終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	
81	就労継続A型事業者 負担減免額	就労継続A型事業者負担減免額を設定する	
82	事業運営安定化事業 による助成の有無	事業運営安定化事業による助成の届出の有無を設定する	1:無し 2:有り
83	保障単位数(事業運営安定化)	事業運営安定化事業による助成の旧体系における保障単位数を設定する	
84	リハビリテーション 加算の有無	リハビリテーション加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
85	福祉専門職員配置等 加算の有無	福祉専門職員配置等加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り 3:II 4:III 5:I
86	地域生活移行個別 支援特別加算の有無	地域生活移行個別支援特別加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
87	特定事業所加算区分	特定事業所加算区分をコードで設定	1:無し 2:I 3:II 4:III 5:IV
88	相談支援特定事業所 加算の有無	相談支援特定事業所加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
89	指導員加配加算の有無	指導員加配加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
90	通勤者生活支援加算の有無	通勤者生活支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
91	就労移行支援体制 加算区分	就労移行支援体制加算区分をコードで設定	
92	就労支援関係研修 修了加算の有無	就労支援関係研修修了加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
93	目標工賃達成指導員配 置加算の有無	目標工賃達成指導員配置加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
94	単独型加算の有無	単独型加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
95	小規模定員加算の有無	小規模定員加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
96	共同生活援助夜間 防災・緊急時支援体制加算(I)の有無	共同生活援助夜間防災・緊急時支援体制加算(I)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
97	共同生活援助夜間 防災・緊急時支援対象利用者数	報酬算定上の共同生活援助夜間防災・緊急時支援対象利用者数をコードで設定	
98	重度者支援体制加算の有無	重度者支援体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:I 3:II 4:III
99	人員配置体制加算の有無	人員配置体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
100	夜勤職員配置体制加算の有無	夜勤職員配置体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
101	地域移行支援体制強化 加算の有無	地域移行支援体制強化加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
102	視覚障害者専門職員 配置の有無	視覚障害者専門職員配置の有無をコードで設定	1:無し 2:有り

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
103	福祉・介護職員処遇改善加算の有無	福祉・介護職員処遇改善加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
104	主たる事業所サービス 種類コード1	主たる事業所で実施しているサービスの種類を設定	
105	主たる事業所で実施しているサービスの種類を設定	福祉・介護職員処遇改善加算キャリア アパスイ区分をコードで設定	
106	多機能型等定員区分 (加算)	加算の算定に用いる定員数をコードで設定	
107	移行時運営安定化事業 による助成の有無	移行時運営安定化事業による助成の届出の有無を設定	1:無し 2:有り
108	保障単位数 (移行時運営安定化)	移行時運営安定化における保障単位数を設定	
109	指定市町村番号	当該事業所を所管する市町村番号を設定	
110	みなし指定の有無	みなし指定の有無をコードで設定する	1:無し 2:有り
111	福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無	福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
112	緊急短期入所体制確保 加算の有無	緊急短期入所体制確保加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
113	栄養士配置減算の有無	栄養士配置減算の有無をコードで設定	1:無し 2:非常勤栄養士 減算 3:栄養士未配置 減算
114	就労移行・定着実績 区分	就労移行・定着実績区分をコードで 設定	
115	宿泊型自立訓練夜間 防災・緊急時支援体制 加算(Ⅰ)の有無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)の有無をコードで設 定	1:無し 2:有り
116	職業指導員体制の有無	職業指導員体制の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
117	重度知的障害児収容棟 設置の有無	重度知的障害児収容棟設置の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
118	肢体不自由児施設重度 病棟設置の有無	重度知的障害児収容棟設置の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
119	心理担当職員配置加算 の有無	心理担当職員配置加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
120	小規模グループケア 加算の有無	小規模グループケア加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
121	児童発達支援管理 責任者専任加算の有無	児童発達支援管理責任者専任加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
122	障害児施設区分	障害児施設区分をコードで設定	
123	送迎加算(重度)の有無	送迎加算(重度)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
124	指定有効開始年月日	指定有効開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	
125	指定有効終了年月日	指定有効終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
126	指定更新申請中区分	指定更新申請中区分をコードで設定	1:無し 2:有り
127	効力停止開始年月日	効力停止開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	
128	効力停止終了年月日	効力停止終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	
129	主たる事業所サービス種類コード2	主たる事業所で実施しているサービスの種類を設定	
130	延長支援加算の有無	延長支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
131	移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無	移行準備支援体制加算(Ⅰ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
132	移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無	移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
133	共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無	共同生活介護夜間支援体制加算(Ⅱ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
134	共同生活介護夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無	共同生活介護夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
135	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無	宿泊型自立訓練夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
136	夜間支援等体制加算区分	夜間支援等体制加算区分をコードで設定	1:無し 2:Ⅰ 3:Ⅱ 4:Ⅲ 5:Ⅰ・Ⅱ 6:Ⅰ・Ⅲ7:Ⅱ・Ⅲ 8:Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
137	夜間支援等体制加算対象利用者数	夜間支援等体制加算対象利用者数をコードで設定	
138	主たる事業所施設区分	主たる事業所施設区分をコードで設定	
139	配置医減算の有無	配置医減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
140	医療連携体制加算(Ⅴ)の有無	医療連携体制加算(Ⅴ)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
141	開所時間減算の有無	開所時間減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
142	開所時間減算区分	開所時間減算区分をコードで設定	
143	重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)	重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
144	就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)	就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)をコードで設定	
145	就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)	就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)をコードで設定	
146	就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)	就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)をコードで設定	
147	常勤看護職員等配置加算の有無	常勤看護職員等配置加算の有無をコードで設定	
148	指定管理者制度適用区分	指定管理者制度適用区分をコードで設定	1:非該当 2:該当

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
149	支所コード	当該事業所を所管する支所に対する任意のコードを設定 ※英字は大文字アルファベットのみであり、「J」、「O」、「Q」を除く	
150	就労定着率区分	就労定着率区分をコードで設定	1:無し 2:有り
151	就労定着実績	就労定着実績をコードで設定	1:非該当 2:該当
152	共生型サービス対象区分	共生型サービス対象区分をコードで設定	1:無し 2:有り
153	サービス管理責任者配置の有無	サービス管理責任者配置の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
154	短時間利用減算の有無	短時間利用減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
155	医療的ケア対応支援加算の有無	医療的ケア対応支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
156	重度児者対応支援加算の有無	重度児者対応支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
157	大規模減算の有無	大規模減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
158	精神障害者地域移行特別加算の有無	精神障害者地域移行特別加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
159	夜勤職員加配加算の有無	夜勤職員加配加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
160	個別計画訓練支援加算の有無	個別計画訓練支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
161	賃金向上達成指導員配置加算の有無	賃金向上達成指導員配置加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
162	平均労働時間区分	平均労働時間区分をコードで設定	
163	平均工賃月額区分	平均工賃月額区分をコードで設定	
164	行動障害支援体制加算の有無	行動障害支援体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
165	要医療児者支援体制加算の有無	要医療児者支援体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
166	精神障害者支援体制加算の有無	精神障害者支援体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
167	地域生活支援拠点等相談強化加算の有無	地域生活支援拠点等相談強化加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
168	地域体制強化共同支援加算の有無	地域体制強化共同支援加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
169	社会生活支援特別加算の有無	社会生活支援特別加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
170	職場適応援助者養成研修了者配置体制加算の有無	職場適応援助者養成研修了者配置体制加算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
171	児童指導員等加配加算の有無	児童指導員等加配加算の有無をコードで設定	1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等
172	職員欠如による減算適用開始年月日	職員欠如による減算適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	
173	サービス管理責任者欠如減算の有無	サービス管理責任者欠如減算の有無をコードで設定	1:無し 2:有り
174	サービス管理責任者欠如減算適用開始年月日	サービス管理責任者欠如減算適用開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定	
175	就労定着支援利用者数	就労定着支援利用者数をコードで設定	
176	地域生活支援拠点等区分	地域生活支援拠点等区分をコードで設定	1:非該当 2:該当

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフワークス仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

(3) 一次審査済明細書等情報

①基本情報(一次審査済明細書情報1件ごと)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	入力識別番号	入力元の交換情報識別番号を設定する	
3	レコード種別コード	01を設定する(基本情報)	
4	給付実績情報作成区分コード	給付実績情報の作成区分を出力	1:新規 2:修正 3:取消
5	給付実績区分コード	給付実績の区分コードを設定する	1:現物 2:償還
6	整理番号	整理番号を設定する	
7	サービス提供年月	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	
8	市町村番号	受給者証に記載された市町村番号(チェックシート1桁含む)	
9	事業所番号	サービスを提供した事業所番号	
10	受給者証番号	受給者証に記載されている受給者証番号	
11	助成自治体番号	助成自治体がある場合、市町村番号を設定する	
12	支給決定者氏名カナ	支給決定者カナ氏名	
13	支給決定児童氏名カナ	支給決定児童氏名カナ	
14	地域区分コード	地域区分コードを設定する	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地
15	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施の有無を設定する	1:無し 2:有り
16	利用者負担上限月額①	利用者負担上限月額を設定する	
17	就労継続支援A型減免対象者	就労継続支援A型減免対象者の有無を設定する	1:無し 2:有り
18	障害支援区分コード	月の末日における障害支援区分コードを設定する	21:区分1 22:区分2 23:区分3 24:区分4 25:区分5 26:区分6 99:なし
19	上限額管理事業所 指定事業所番号	上限額管理事業所の事業所番号を設定する	
20	上限額管理事業所 管理結果	上限額管理結果票の管理結果を設定する	
21	上限額管理事業所 管理結果額	上限額管理結果票の管理結果額を設定する	
22	日中支援加算欄 指定事業所番号	連絡調整を行った日中介護事業所の事業所番号を設定する	

(次頁続く)

No	属性	内容	備考
23	日中支援加算欄 当該事業所への通所日数	日中介護事業所への通所日数を設定する	
24	請求額集計欄合計 給付単位数	単位数の合計を設定する	
25	請求額集計欄合計 総費用額	サービスの総費用額の合計を設定する	
26	請求額集計欄合計 上限月額調整 (①②の内少ない数)	上限月額調整(①②の内少ない数)の合計を設定	
27	請求額集計欄合計 A型減免事業者減免額	A型事業者減免額を設定	
28	請求額集計欄合計 A型減免後利用者負担額	A型減免後の利用者負担額を設定	
29	請求額集計欄合計 調整後利用者負担額	調整後利用者負担額を設定する	
30	請求額集計欄合計 上限額管理後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	
31	請求額集計欄合計 決定利用者負担額	算定した結果の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者負担額である)	
32	請求額集計欄合計 請求額 給付費	給付費の請求額を設定	
33	請求額集計欄合計 請求額 高額障害福祉サービス費	高額障害福祉サービス費を設定	
34	請求額集計欄合計 請求額 特別対策費	サービス提供年月が平成24年4月以降は、新体系定着支援に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	
35	請求額集計欄合計 自治体助成分請求額	利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定する	
36	特定障害者特別給付費(合計) 算定日額	算定する日額を設定する	
37	特定障害者特別給付費(合計) 日数	算定する日数を設定する	
38	特定障害者特別給付費(合計) 給付費請求額	給付費請求額を設定する	
39	特定障害者特別給付費(合計) 実費算定額	実費算定額を設定する	
40	受付年月	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定	
41	一次審査結果	一次審査結果を設定する	1:正常 2:警告 3:返戻 4:過誤 5:過誤の取下 6:警告(重度)

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインターネットサービス仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

②日数情報レコード(基本情報に対して複数レコード)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当該情報の内容を識別するための番号	
2	入力識別番号	入力元の交換情報識別番号を設定する	
3	レコード種別コード	02を設定する(日数情報レコード)	1:新規 2:変更 3:終了
4	整理番号	整理番号を設定する	
5	サービス提供年月	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する)	2:修正 3:削除
6	市町村番号	受給者証に記載された市町村番号(チェックシート1桁含む)	
7	事業所番号	サービスを提供した事業所番号	
8	受給者証番号	受給者証に記載されている受給者証番号	
9	サービス種類コード	サービス種類コード2桁を設定する	
10	サービス開始日等	サービス種類毎の開始年月日(入所年月日等)(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定する)	
11	サービス開始日等	サービス種類毎の終了年月日(退所年月日等)(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定する)	
12	サービス開始日等	サービス種類毎に利用日数を設定する	
13	サービス開始日等	サービス種類毎に入院日数を設定する	
14	サービス開始日等	サービス種類毎に外泊日数を設定する	
15	受付年月	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	
16	一次審査結果	一次審査結果を設定する	1:正常 2:警告 3:返戻 4:過誤 5:過誤の取下 6:警告(重度)

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフエース仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

③明細情報レコード(基本情報に対して複数レコード)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	入力識別番号	入力元の交換情報識別番号を設定する	
3	レコード種別コード	03を設定する(明細情報レコード)	1:新規 2:変更 3:終了
4	整理番号	整理番号を設定する	
5	サービス提供年月	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する)	2:修正 3:削除
6	市町村番号	受給者証に記載された市町村番号(チェックシート1桁含む)	
7	事業所番号	サービスを提供した事業所番号	
8	受給者証番号	受給者証に記載されている受給者証番号	
9	サービスコード	サービスコード6桁	
10	単位数	サービスコードごとの単位数	
11	回数	サービスコードごとの回数	
12	サービス単位数	サービスコードごとの算定額	
13	摘要	サービスコードごとの摘要	
14	受付年月	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	
15	一次審査結果	一次審査結果を設定する	1:正常 2:警告 3:返戻 4:過誤 5:過誤の取下 6:警告(重度)

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

(4) 二次審査結果情報

①二次審査結果票情報(市町村単位で1ファイル)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	レコード種別コード	01を設定する(基本情報)	
3	市町村番号	市町村番号を設定する	
4	市町村名	市町村名を設定する	
5	受付年月	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	
6	受付件数計	受付件数を設定する	
7	正常件数計	件数を設定する	
8	警告件数計	件数を設定する	
9	返戻件数計	件数を設定する	
10	請求額計 給付費	給付費を設定する	
11	請求額計 特別対策費	特別対策費を設定する	
12	自治体助成分請求額計	自治体助成分請求額	
13	高額障害福祉サービス費計	高額障害福祉サービス費	
14	二次審査年月日	二次審査年月日(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定	

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフエース仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

②二次審査結果一覧情報(市町村単位で1ファイル)

No	属性	内容	備考
1	交換情報識別番号	当情報の内容を識別するための番号	
2	入力識別番号	入力元の交換情報識別番号を設定する	
3	受付年月	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	
4	二次審査年月日	二次審査年月日(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定する	
5	返戻事由コード	市町村が定めた返戻事由コードを設定する	
6	返戻事由	市町村が定めた返戻事由コードに対応する返戻事由を設定する	
7	サービス提供年月	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する)	
8	市町村番号	受給者証に記載された市町村番号(チェックシート1桁含む)	
9	事業所番号	サービスを提供した事業所番号	
10	受給者証番号	受給者証に記載されている受給者証番号	

(出所)「障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフワークスペース仕様書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073939.html>) に基づきみずほ情報総研株式会社作成

3. 中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」データ項目一覧表、コード表等

中間標準レイアウト仕様「障害者福祉」の標準化状況について、以下にまとめました。

- (1) 中間標準レイアウト仕様の概要
- (2) 「障害者福祉」の移行ファイル関連
- (3) 標準仕様の普及状況
- (4) 「障害者福祉」の主要移行ファイルのデータ項目一覧表
- (5) 「障害者福祉」の主要移行ファイルに係るコードファイルのデータ項目一覧表
- (6) 「障害者福祉」コード

(1) 中間標準レイアウト仕様の概要

① 中間標準レイアウト仕様の概要

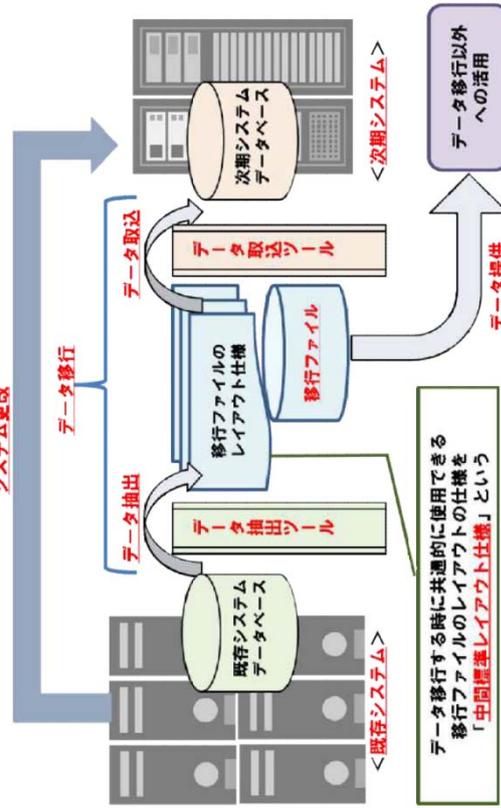
中間標準レイアウト仕様については、単に市町村の業務システムのデータ移行のツールとしてだけでなく、データの流通手段の標準化の取組みとして捉えることにより、効果的で効率的なデータ収集の可能性が高まるものと考えられる。

中間標準レイアウト仕様とは、市町村の情報システム更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様で、平成24年6月から総務省において公開、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において維持管理されている。

また、総務省は「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」【指針6】（平成26年3月公表）において、「システム間のデータ移行における多額の費用発生等、自治体クラウド導入の阻害・ベンダロックインの原因」を解消する方策として、中間標準レイアウト仕様の利活用を指針として定めている。

一方、地方公共団体情報システム機構は、平成25年度から「中間標準レイアウト仕様の維持管理に関する検討委員会」を設置・運用して、法令改正等に対する定期的な更新や中間標準レイアウト仕様の普及を行っている。その際、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）で策定されている地域情報プラットフォーム標準仕様の自治体業務アプリケーションシミュレーション標準仕様と整合性を確保しており、データの項目名称・データ型・桁数等を一致させている。

中間標準レイアウト仕様の概念図
システム更改



② 中間標準レイアウト仕様で定義している業務システム

中間標準レイアウト仕様で定義している業務システム (23 分野) を以下に示す。23 業務システムのうち「障害者福祉」では、障害者福祉の対象者に対する資格管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムとなっている

中間標準レイアウト仕様で定義している業務システム(23 分野)

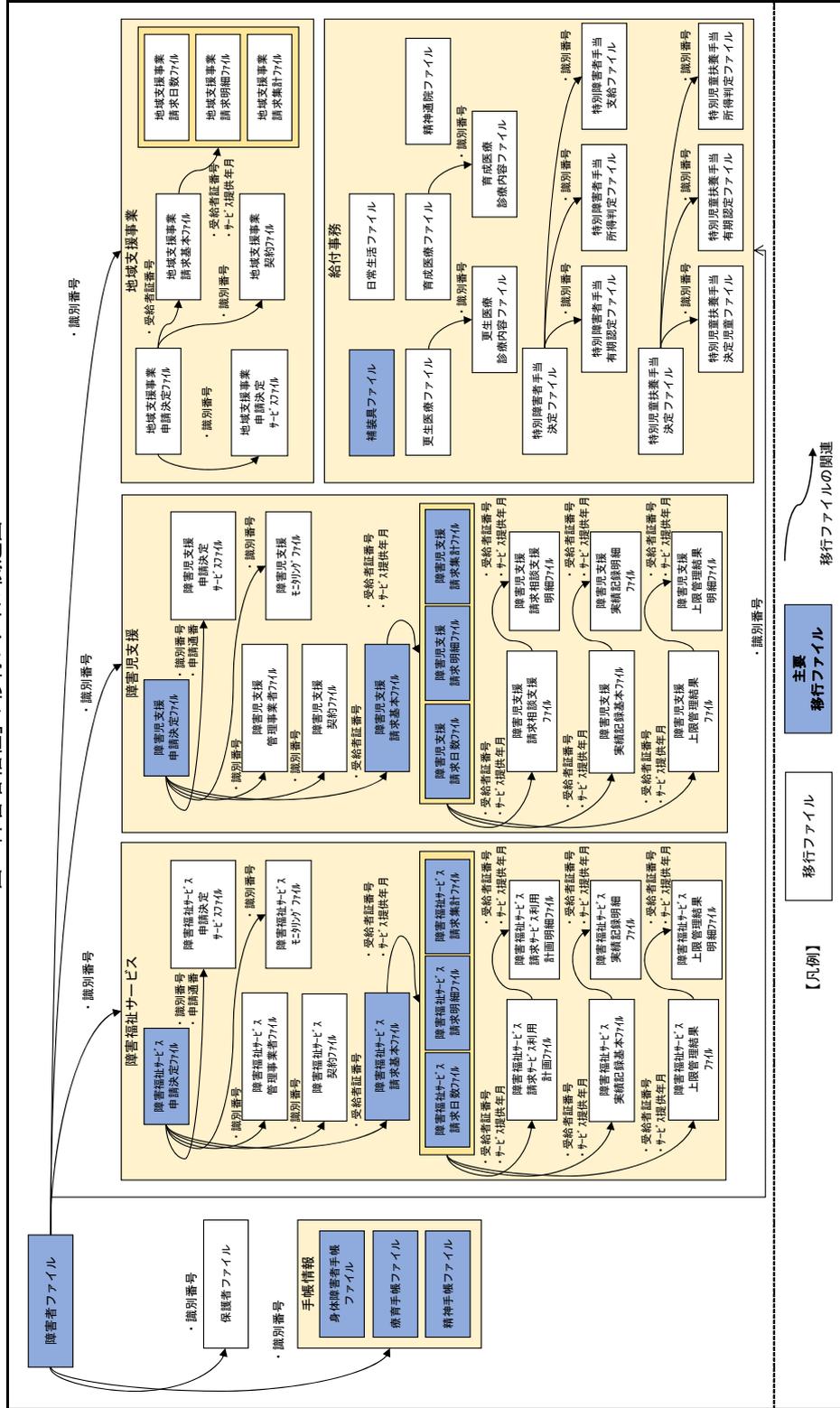
業務番号	業務システム	業務内容
1	住民基本台帳	住民に係る転入・転出・転居・出生・死亡等の異動処理、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。
2	印鑑登録	印鑑の登録・廃止・印鑑証明の発行等を行う。
3	住登外管理	住民登録以外の者・法人情報の管理を行う。また、業務共通で使用する口座情報は住登外管理においても管理を行う。
4	戸籍	本籍人の出生・死亡・婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁等の異動、照会、証明書発行及び通知書出力等を行う。また、除籍管理及び附票管理を行う。
5	就学	就学学齢簿の出力、小学校・中学校の就学通知の発行等を行う。
6	選挙人名簿管理	選挙人名簿の管理、入場券発行、不在者投票、住民投票の管理等を行う。検査審査会、農業・海区・漁業委員会選挙人名簿作成を行う。
7	固定資産税	固定資産税に係る課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。
8	個人住民税	個人住民税の課税対象者の管理・資料の管理・賦課・統計処理等を行う。
9	法人住民税	法人住民税の課税対象の法人に係る台帳の管理・賦課台帳管理等を行う。
10	軽自動車税	軽自動車を対象とする課税対象の車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。
11	収帯納管理	個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料(料)の収納情報、滞納整理情報の管理、消込、滞納整理、過誤納の処理、統計出力等を行う。
12	国民健康保険	国民健康保険資格の管理、保険証の発行、所得・資産の管理、保険料(料)の賦課、レポートのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。
13	国民年金	国民年金に係る資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。
14	介護保険	介護保険に係る被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行う。
15	後期高齢者医療	後期高齢者医療対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。
16	健康管理	成人検診・母子検診・予防接種情報の管理、保健指導、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。
17	児童手当	児童手当の新規の申請、変更届、資格消滅届の処理等を行う。
18	生活保護	生活保護対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行う。
19	障害者福祉	障害者福祉の対象者に対する資格管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。
20	財務会計	財務会計に係る予算編成・予算管理・歳入管理・歳出管理・歳計外現金・出納管理・決算管理・決算管理等の処理を行う。
21	人事給与	人事給与に係る申請受付・計算・年末調整・支払・人事・福利厚生・研修等の処理を行う。
22	文書管理	庁内の公文書の収受・起案・承認/決裁・施行・保管・検索/照会・ファイル管理・情報公開等の処理を行う。
23	子ども・子育て支援	子ども・子育ての支給認定管理、利用調整、契約の登録、給付費の請求・支払管理、事業所管理等の処理を行う。

※ 23 業務以外にコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスの証明発行サーバとの連携用データを掲載した Ver.2.4 を平成 30 年 4 月に公開している。
(出所)「中間標準レイアウト仕様活用ガイド(2019 年度版)」地方公共団体情報システム機構(9 頁)

(2) 「障害者福祉」の移行ファイル関連

「障害者福祉」における移行ファイルは、「障害者ファイル（住基台帳情報）」を中核として、「識別番号（自治体内で人を統一的に管理する番号）」または、「受給者証番号」等で紐付づくかたちとなっている。

図 「障害者福祉」の移行ファイル関連図



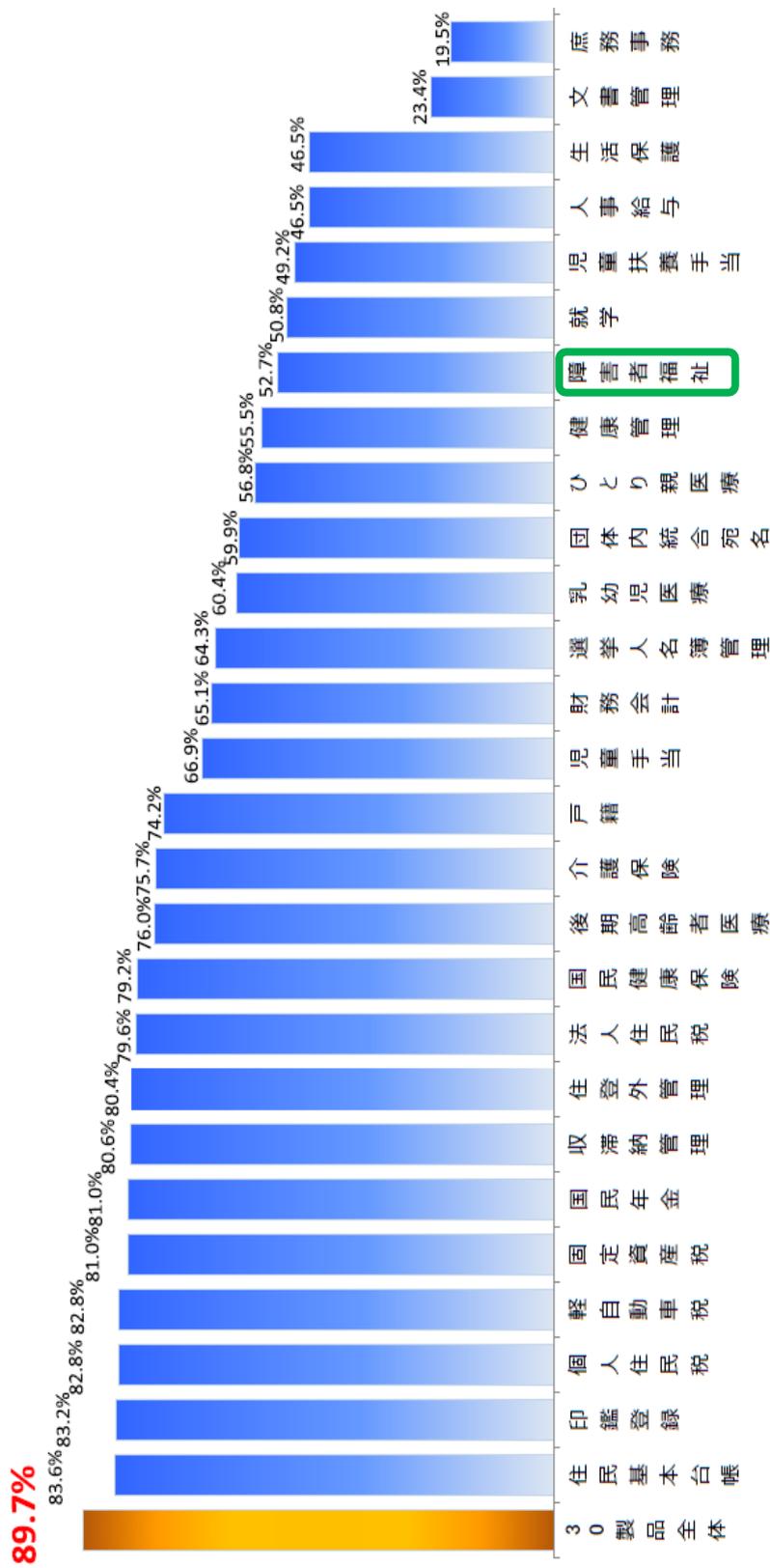
※ 検討対象としている障害福祉関係データに特にに関わりのあるファイルを「主要移行ファイル」とした(青色)。(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5[19].障害者福祉「移行ファイル関連図」http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ig-cloud/02kiban07_03000024.html

(3) 標準仕様の普及状況

地方公共団体（1741市区町村）における「準拠製品」の導入状況は、下図のとおりである。そのうち、「障害者福祉」は、50%を超える普及率となっている。

「準拠製品」とは、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）で策定されている地域情報プラットフォーム標準仕様の自治体業務アプリケーションコミュニケーション標準仕様のことで、「中間標準レイアウト仕様」は、「準拠製品」との整合性を確保している。

図 「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及状況



(出所)「地域情報プラットフォーム標準仕様について(総務省情報流通行政局)」2019年5月地方自治情報管理概要(平成31年3月29日公表)より。
「各システムにおける地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況」について、各システムにおいて、平成29年度までに導入済み、30年度までに導入予定、31年度までに導入予定と回答した自治体をカウントしたものとす。

(4) 「障害者福祉」主要移行ファイルのデータ項目一覧表

① 障害者ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名		バージョン		
		障害者福祉				障害者ファイル		V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 以外の桁)	項目説明	サンプル値	備考
1	識別番号	X	15			○		自治体内で一意に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉_識別番号_引用
2	住番番号	X	15					住居世帯を管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 住民基本台帳_世帯番号_引用
3	氏名漢字	N	205	○		○		障害者の漢字氏名	佐藤 太郎	APPLIC標準仕様項目セット辞書 氏名_引用
4	氏名カナ	N	205			○		障害者のカナ氏名	サトウ タロウ	APPLIC標準仕様項目セット辞書 フリガナ_引用
5	生年月日	X	8			○		障害者の生年月日	19600801	APPLIC標準仕様データ一覧 住民基本台帳_生年月日_引用
6	性別	X	1		性別	○		障害者の男女の別	1	APPLIC標準仕様データ一覧 住民基本台帳_性別_引用
7	本籍	N	100	○				障害者の本籍地	東京都東西市南町中央	APPLIC標準仕様データ一覧 住民基本台帳_本籍_引用
8	住基住所コード	X	30					障害者の住基上の住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとコード化の範囲も含め個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所コード_引用
9	住基住所	N	100	○		○		障害者の住基上の住所	東京都東西市南町中央	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所_引用
10	住基地番	N	100	○				障害者の住基上の地番	1-1-1	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
11	住基方量	N	100	○				障害者の住基上の方量	〇〇△ビル301号	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
12	住基郵便番号	X	10			○		障害者の住基上の郵便番号	1234567	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
13	居住地住所コード	X	30					実際に居住している住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとコード化の範囲も含め個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所コード_引用
14	居住地住所	N	100	○				実際に居住している住所	東京都東西市南町中央	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所_引用
15	居住地地番	N	100	○				実際に居住している地番	1-1-1	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
16	居住地方量	N	100	○				実際に居住している方量	〇〇△ビル301号	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
17	居住地郵便番号	X	10					実際に居住している郵便番号	1234567	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
18	通信先住所コード	X	30					通信先住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとコード化の範囲も含め個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所コード_引用
19	通信先住所	N	100	○				通信先住所	東京都東西市南町中央	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所_引用
20	通信先地番	N	100	○				通信先住所の地番	1-1-1	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
21	通信先方量	N	100	○				通信先住所の方量	〇〇△ビル301号	APPLIC標準仕様項目セット辞書 方量_引用
22	通信先郵便番号	X	10					通信先住所の郵便番号	1234567	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
23	通信先氏名漢字	N	205	○				通信先住所の氏名漢字	佐藤 太郎	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
24	電話番号	X	20			2		障害者の電話番号	99-999-9999	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
25	ファックス番号	X	20					障害者のファックス番号	99-999-9999	APPLIC標準仕様項目セット辞書 郵便番号_引用
26	備考	N	200					障害者に関する備考	備考	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5 「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_030000024.html

② 身体障害者手帳ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				身体障害者手帳ファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 以外の桁)	項目説明	サンプル値	備考	
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉識別番号 引用	
2	身体障害者手帳申請情報										
3	身体障害者手帳受付日	X	8			○		身体障害者手帳の申請を受け付けた日	20120401	身体障害者手帳申請を管理する場合は必須	
4	身体障害者手帳申請種別コード	X	2		身体障害者手帳申請種別	○		身体障害者手帳を申請する場合の身体障害者手帳の申請種別	10	身体障害者手帳申請を管理する場合は必須	
5	身体障害者手帳申請部位	X	2		身体障害者手帳申請部位			身体障害者手帳を申請する場合の身体障害者手帳の申請部位	11		
6	身体障害者手帳申請等級	X	1		身体障害者手帳申請等級			身体障害者手帳を申請する場合の身体障害者手帳の障害程度	1		
7	身体障害者手帳申請結果コード	X	1		決定区分			身体障害者手帳を申請した結果	1		
8	身体障害者手帳申請日	X	8					身体障害者手帳を都道府県へ申請した日	20120401		
9	身体障害者手帳通知日	X	8					身体障害者手帳が県から届いた日	20120401		
10	身体障害者手帳申請備考	N	250					身体障害者手帳申請時の備考	身体障害者申請備考		
11	身体障害者進達番号	9	10					身体障害者手帳進達明に付番する番号	123		
12	身体障害者手帳交付情報										
13	身体障害者手帳初回交付日	X	8			○		身体障害者手帳の初回交付日	20120401	身体障害者手帳を交付している場合は必須	
14	身体障害者手帳番号	X	12			○		識別番号により特定される個人が身体障害者手帳を所有している場合、その手帳に振られている番号	1234567	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉 身体障害者番号 引用 身体障害者手帳を交付している場合は必須	
15	身体障害者手帳交付都道府県コード	X	2					身体障害者手帳交付した都道府県コード	38		
16	身体障害者手帳交付者	N	50					身体障害者手帳交付都道府県名(政令指定都市等も含む)	愛媛県		
17	身体障害者手帳交付事由コード	X	1		身体障害者手帳交付事由			身体障害者手帳交付した事由	1		
18	身体障害者手帳返還事由コード	X	1		身体障害者手帳返還事由			身体障害者手帳返還した事由	1		
19	身体障害者手帳返還日	X	8			○		身体障害者手帳を返還した日	20120401	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉 身体障害者手帳返還日 引用 身体障害者手帳を返還している場合は必須	
20	身体障害者手帳再交付日	X	8			○		身体障害者手帳を再交付した日	20120401	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉 身体障害者手帳再交付日 引用 身体障害者手帳を再交付している場合は必須	
21	身体障害者手帳判定日	X	8					身体障害者手帳を判定した日	20120401		
22	身体障害者手帳再交付事由コード	X	1		身体障害者手帳再交付事由			身体障害者手帳を再交付した事由	1		
23	身体障害者手帳種別	X	1		障害者手帳種別	○		交通機関の運賃割引の規準とするため、身体障害者手帳に示す1種もしくは2種といった種別	1	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉 身体障害者手帳種別 引用 身体障害者手帳を交付している場合は必須	
24	身体障害者手帳等級	X	1			○		身体障害者手帳を所有している個人の身体障害者の障害程度	1	APPLIC障害者手帳データベース 障害者福祉 身体障害者手帳等級 引用 身体障害者手帳を交付している場合は必須	

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名				移行ファイル名				バージョン	
				障害者福祉				身体障害者手帳ファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0の場合 はなし)	項目説明	サンプル値	備考			
25	身体障害者手帳障害原因コード	X	2		身体障害者手帳障害原因コード			身体障害者手帳の障害原因コード	01				
26	身体障害者手帳要審査年月	X	6					身体障害者手帳の次回審査する年月(複数障害でそれぞれ審査する日がある場合は、 最大の審査日を規定)	201204				
27	身体障害者手帳手帳交付備考	N	250					身体障害者手帳を交付した備考	身体手帳交付備考				
28	身体障害者手帳交付日	X	8					身体障害者手帳を交付した日	20120401				
29	身体障害者手帳代表障害名	N	100					身体障害者手帳の代表の障害名	視覚障害				
30	身体障害者手帳障害情報						10						
31	身体障害者手帳種別コード	X	1		身体障害者手帳等級	○		個別障害の障害程度	1	身体障害者手帳を交付している場合は必須			
32	身体障害者手帳部位コード	X	2		身体障害者手帳部位	○		個別障害の部位	11	APPLIC障害仕様データ一覧 障害者福祉_障害部位_引用 身体障害者手帳を交付している場合は必須			
33	身体障害者手帳障害コード	X	3		身体障害者手帳障害 (移行ファイル)			個別障害の障害コード	001				
34	身体障害者手帳障害名	N	200					個別障害の障害名	障害名				
35	身体障害者手帳原因コード	X	3		身体障害者手帳原因 (移行ファイル)			個別障害の原因コード	001				
36	身体障害者手帳原因名	N	200					個別障害の原因名	原因名				
37	身体障害者手帳診断医療機関	N	100					個別障害の診断医療機関名	〇×△医療機関				
38	身体障害者手帳障害認定日	X	8					個別障害の障害を認定した日	20120401				
39	身体障害者手帳次回審査日	X	8					個別障害の次回審査する日	20120401				
40	身体障害者手帳障害原因コード	X	2		身体障害者手帳障害原因 原因コード			個別障害の障害原因コード	01				
41	身体障害者手帳石	X	20					個別障害の教鞭	1.5				
42	身体障害者手帳左	X	20					個別障害左の教鞭	1.0				

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

③ 療育手帳ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

療育手帳ファイル										バージョン	
データ項目一覧表										V2.5	
療育手帳ファイル											
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 以外の桁)	項目説明	サンプル値	備考	
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人的に統一して管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:識別番号 引用	
2	療育手帳申請情報										
3	療育手帳受付日	X	8			○		療育手帳の申請を受け付けた日	20120401	療育手帳申請を管理する場合は必須	
4	療育手帳申請種別コード	X	2		療育手帳申請種別	○		療育手帳を申請する場合の療育手帳の申請種別	10	療育手帳申請を管理する場合は必須	
5	療育手帳申請管理程度コード	X	2		療育手帳申請程度			療育手帳を申請する場合の療育手帳の申請程度	01	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:療育手帳等級 引用	
6	療育手帳申請判定機関コード	X	1		療育手帳判定機関			療育手帳を申請する場合の療育手帳を交付した時の判定機関	1		
7	療育手帳結果コード	X	1		決定区分			療育手帳を決定した結果	1		
8	療育手帳送還日	X	8					療育手帳を搬送府庫へ送還した日	20120401		
9	療育手帳通知日	X	8					療育手帳が庫から届いた日	20120401		
10	療育手帳申請備考	N	250					療育手帳申請時の備考	療育手帳申請備考		
11	療育手帳送還番号	9	10					療育手帳送還時に行審する番号	123		
12	療育手帳交付情報										
13	療育手帳交付日	X	8			○		療育手帳の初回交付日	20120401	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:交付年月日 引用 療育手帳を交付している場合は必須	
14	療育手帳番号	X	10			○		識別番号により特定される個人が療育手帳を所有している場合、その手帳に振られている番号	0000000001	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:療育手帳番号 引用 療育手帳を交付している場合は必須	
15	療育手帳交付事由コード	X	1		療育手帳交付事由			療育手帳交付した事由	1		
16	療育手帳交付判定機関コード	X	1		療育手帳判定機関			療育手帳を交付した判定機関	1		
17	療育手帳送還日	X	8			○		療育手帳送還日	20120401	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:送還年月日 引用 療育手帳を送還している場合は必須	
18	療育手帳送還事由コード	X	1		手帳送還事由			療育手帳を送還した事由	1		
19	療育手帳判定日	X	8			○		療育手帳を判定した日	20120401	療育手帳を交付している場合は必須	
20	療育手帳交付日	X	8					療育手帳を交付した日	20120401		
21	療育手帳判定事由コード	X	1		療育手帳判定事由			療育手帳を判定した事由	1		
22	療育手帳障害程度コード	X	2		療育手帳障害程度	○		療育手帳の障害程度	01	APPLIC標準仕様シート一覧 障害者福祉:療育手帳等級 引用 療育手帳を交付している場合は必須	
23	療育手帳次回判定年月	X	6					療育手帳の次回判定年月	201204		
24	療育手帳判定機関コード	X	1		療育手帳判定機関	○		療育手帳を交付した時の判定機関	1	療育手帳を交付している場合は必須	

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				障害者福祉ファイル				V2.5	

No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [注目]	繰り返し [注目]	項目説明	サンプル値	備考
25	療育手帳備考	N	250					療育手帳を交付した備考	療育手帳交付備考	
26	療育手帳受領日	X	8					療育手帳を所持者が受領した日	20120401	
27	療育手帳旅券運賃減額コード	X	1		旅券運賃減額			交通機関の運賃割引の規程とするため、療育手帳に示す1種もしくは2種といった種別	1	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

④ 精神手帳ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				精神手帳ファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 を1単位)	項目説明	サンプル値	備考	
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:識別番号 引用	
2	精神手帳申請情報										
3	精神手帳受付日	X	8			○		精神手帳の申請を受け付けた日	20120401	精神手帳申請を管理する場合は必須	
4	精神手帳申請種別コード	X	2		精神手帳申請種別	○		精神手帳を申請する場合の精神手帳の申請種別	01	精神手帳申請を管理する場合は必須	
5	精神手帳申請等級	X	1		精神手帳等級			精神手帳を申請する場合の精神手帳の障害程度	1	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:精神障害者手帳等級 引用	
6	精神手帳申請日	X	8					精神手帳を搬送府県へ申請した日	20120401		
7	精神手帳通知日	X	8					精神手帳が県から届いた日	20120401		
8	精神手帳申請備考	N	250					精神手帳申請時の備考	精神手帳申請備考		
9	写真添付	X	1		精神手帳写真添付			写真添付の有無	1		
10	添付書類	X	1		精神手帳添付書類			添付書類の区分	1		
11	精神手帳送達番号	9	10					精神手帳送達時に行審する番号	123		
12	精神手帳交付情報										
13	精神手帳交付日	X	8			○		精神手帳の初回交付日	20120401	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:交付年月日 引用 精神手帳を交付している場合は必須	
14	精神手帳番号	X	10			○		識別番号により特定される個人が精神手帳を所有している場合、その手帳に振られている番号	0000000001	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:精神障害者手帳番号 引用 精神手帳を交付している場合は必須	
15	精神手帳交付事由コード	X	1		精神手帳交付事由			精神手帳交付した事由	1		
16	精神手帳返還事由コード	X	1		手帳返還事由			精神手帳返還した事由	1		
17	精神手帳返還日	X	8					精神手帳を返還した日	20120401	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:返還年月日 引用 精神手帳を返還している場合は必須	
18	精神手帳判定日	X	8			○		精神手帳を判定した日	20120401	精神手帳を交付している場合は必須	
19	精神手帳再交付日	X	8					精神手帳を再交付した日	20120401		
20	精神手帳判定事由コード	X	1		精神手帳判定事由			精神手帳を判定した事由	1		
21	精神手帳等級コード	X	1		精神手帳等級	○		精神手帳の障害等級	1	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉:精神障害者手帳等級 引用 精神手帳を交付している場合は必須	
22	精神手帳有効期間開始	X	8			○		精神障害者手帳の有効期間開始日	20120401	精神手帳を交付している場合は必須	
23	精神手帳有効期間終了	X	8			○		精神障害者手帳の有効期間終了日	20120331	精神手帳を交付している場合は必須	
24	精神手帳添付書類コード	X	1		精神手帳添付書類			精神障害者手帳交付した時の添付書類の有無	1		

(次頁続く)

データ項目一覧表										業務名		移行ファイル名		バージョン	
										障害者福祉		精神手帳ファイル		V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考					
25	精神手帳備考	N	250					精神手帳を交付した備考	精神手帳交付備考						
26	精神手帳受領日	X	8					精神手帳各手帳所持者が受領した日	20120401						

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/ig-cloud/02kiban07_030000024.html

⑤ 障害福祉サービス申請決定ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名				障害者福祉				移行ファイル名				バージョン	
データ項目名称		データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の順 位の付与)	項目説明	サンプル値	備考					
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の順 位の付与)	項目説明	サンプル値	備考					
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉_識別番号_互用					
2	申請番号		10			○		識別番号毎の履歴番号	1						
3	障害福祉サービス申請情報														
4	判定ソフト識別コード	X	4	○	判定ソフト識別コード	○		判定ソフトを識別するコード							
5	申請区分	X	1		障害福祉サービス申請 区分	○		障害福祉サービスを申請した区分	1						
6	申請日	X	8			○		障害福祉サービスを申請した日	20120401						
7	給付区分介護給付	X	1		対象有無			障害福祉サービスで介護給付の申請の有無	1						
8	給付区分訓練給付	X	1		対象有無			障害福祉サービスで訓練等給付の申請の有無	0						
9	給付区分地域相談支援給付	X	1		対象有無			障害福祉サービスで地域相談支援給付の申請の有無	1						
10	給付区分地域相談支援 移行	X	1		対象有無			障害福祉サービスで地域移行支援(移行)の申請の有無	1						
11	給付区分地域相談支援 定着	X	1		対象有無			障害福祉サービスで地域移行支援(定着)の申請の有無	1						
12	グループホーム有無	X	1		対象有無			障害福祉サービスでグループホーム利用の申請の有無	1						
13	給付区分旧法施設	X	1		対象有無			障害福祉サービスで旧法施設の申請の有無	0						
14	障害種別身体	X	1		対象有無			障害福祉サービスで身体障害の有無	1						
15	障害種別知的	X	1		対象有無			障害福祉サービスで知的障害の有無	0						
16	障害種別精神	X	1		対象有無			障害福祉サービスで精神障害の有無	0						
17	障害種別児童	X	1		対象有無			障害福祉サービスで児童の有無	0						
18	障害種別難病	X	1		対象有無			障害福祉サービスで難病の有無	0						
19	児童施設取り	X	1		対象有無			障害福祉サービスでの申請に当たり、児童に関する心身の状況等の認定取り調査の実施 有無	0						
20	申請備考	N	250					障害福祉サービス申請時の備考	障害福祉サービス申請時の備考						
21	障害福祉サービス申請者情報														
22	申請者カナ氏名	X	25					申請者のカナ氏名	外子知子						
23	申請者漢字氏名	N	50					申請者の漢字氏名	佐藤 一郎						
24	申請者生年月日	X	8					申請者の生年月日	19500301						
25	申請者年齢	9	3					申請者の申請日時点の年齢	60						
26	申請者郵便番号	X	8					申請者の郵便番号	123-4567						
27	申請者居住地	N	128					申請者の居住地	東京都東西市南町中央						

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害福祉サービス申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考			
28	申請者電話番号	X	13					申請者の電話番号	11-1111-1234				
29	障害福祉サービス調査対象者情報												
30	調査対象者コード	X	1		調査対象者コード			調査対象者と申請者の関係を示すコード	1				
31	調査対象者カナ氏名	X	25					調査対象者のカナ氏名	ナトリ 知ウ				
32	調査対象者漢字氏名	N	50					調査対象者の漢字氏名	佐藤 太郎				
33	調査対象者生年月日	X	8					調査対象者の生年月日	19000801				
34	調査対象者年齢	9	3					調査対象者の申請日時点の年齢	48				
35	調査対象者申請者との続柄	N	20					申請者からみた調査対象者の続柄名	本人				
36	調査対象者家族連絡先郵便番号	X	8					調査対象者家族の連絡先郵便番号	123-4567				
37	調査対象者家族連絡先住所	N	128					調査対象者家族の連絡先住所	東京都東西市南町中央				
38	調査対象者家族連絡先電話番号	X	13					調査対象者家族の連絡先電話番号	11-1111-1234				
39	調査対象者家族連絡先漢字氏名	N	50					調査対象者家族の連絡先漢字氏名	佐藤 一郎				
40	調査対象者家族連絡先調査対象者との関係	N	20					調査対象者からみた家族の続柄名	父				
41	障害福祉サービス種別情報						7						
42	種別コード	X	3		障害種別コード			種別のコード	001				
43	種別名称	N	100					種別名	1eA管理				
44	障害福祉サービス判定ソフト備考情報												
45	判定ソフト補足項目	X	2400					判定ソフトの補足項目					
46	判定ソフト準備項目1	X	100					判定ソフトの準備項目1					
47	判定ソフト準備項目2	X	100					判定ソフトの準備項目2					
48	判定ソフト準備項目3	X	100					判定ソフトの準備項目3					
49	障害福祉サービス医師意見書情報												
50	医師番号	X	8		障害福祉サービス医師 コード(移行ファイル)			医師意見書を依頼する医師の番号	00000001				
51	依頼書依頼日	X	8					医師意見書を依頼した日	20120401				
52	依頼書発行日	X	8					医師意見書が発行した日	20120401				
53	依頼書予定日	X	8					医師意見書を依頼する予定日	20120401				

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害福祉サービス申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考			
54	依頼書受理日	X	8					医師意見書を受理した日	20120401				
55	障害福祉サービス審査情報												
56	審査会番号	X	10					審査会合議体番号	00001				
57	審査会予定日	X	8					審査会を開く予定日	20120401				
58	介護給付二次判定日	X	8					障害支援区分の二次判定した日	20120401	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合は「障害支援区分を 「障害支援区分」に読み替える			
59	介護給付二次判定結果	X	2		障害支援区分			二次判定区分	01				
60	介護給付変更事由コード	X	2		変更事項			二次判定を変更した事由コード	01				
61	介護給付変更事項配列コード	X	12					変更事由コードの有無を必ず配列コード	010101010101				
62	介護給付認定有効期間	X	2					二次判定認定有効期間	38				
63	介護給付認定有効期間開始	X	8					二次判定認定有効期間の開始日	20120401				
64	介護給付認定有効期間終了	X	8					二次判定認定有効期間の終了日	20120401				
65	介護給付審査会意見の有無	X	1					二次判定審査会意見の有無	1				
66	介護給付審査会意見	N	100					二次判定審査会意見	二次判定意見				
67	訓練等給付暫定支給決定日	X	8					訓練等給付の支給日	20120401				
68	訓練等給付暫定支給日	X	8					訓練等給付の暫定支給した日	20120401				
69	障害福祉サービス審査情報												
70	訪問調査員番号	X	8					訓練を依頼する調査員の番号	00000001				
71	調査依頼日	X	8					調査書を依頼した日	00000001				
72	調査依頼発行日	X	8					調査書を実行した日	20120401				
73	調査予定日	X	8					調査書を依頼する予定日	20120401				
74	調査実施日	X	8					調査の実施日	20120401				
75	調査実施場所区分	X	1		実施場所			調査をした場所	1				
76	調査実施場所	N	10					調査を実施した場所					
77	一次判定日	X	8					一次判定した日	20120401				
78	訓練等スコア決定日	X	8					訓練等のスコアを取得した日	20120510				
79	行動履歴スコア決定日	X	8					行動履歴のスコアを取得した日	20120510				
80	一次判定結果	X	2		一次判定コード			一次判定の結果	01				

(次頁続く)

データ項目一覧表				業務名				実行ファイル名				バージョン			
				障害者福祉				障害者福祉サービス申請決定ファイル				V2.5			
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考					
81	一次判定結果プロセス1	X	2		障害支援区分			一次判定結果のプロセス1	26	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
82	一次判定結果プロセス2	X	2		障害支援区分			一次判定結果のプロセス2	26	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
83	障害時間	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の合計の時間	277	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
84	障害時間検査	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の検査の時間	7	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
85	障害時間排泄	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の排泄の時間	5	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
86	障害時間移動	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の移動の時間	10	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
87	障害時間清潔	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の清潔保持の時間	42	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
88	障害時間間接	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の間接の時間	73	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
89	障害時間問題	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の問題の時間	43	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
90	障害時間機能	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の機能訓練の時間	42	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
91	障害時間医療	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の医療の時間	65	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
92	中間障害	X	4					一次判定の結果算出された障害支援区分に対する基準の中間障害の得点	1000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
93	中間移動	X	4					一次判定の結果算出された移動の得点	1000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
94	中間支援	X	4					一次判定の結果算出された支援動作の得点	999	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
95	中間特別	X	4					一次判定の結果算出された特別介護の得点	1000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
96	中間身の回り	X	4					一次判定の結果算出された身の回りの得点	1000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
97	中間意志	X	4					一次判定の結果算出された意思疎通の得点	1000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
98	中間行動	X	4					一次判定の結果算出された行動の得点	984	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
99	一次判定警告配分コード	X	62					一次判定時の警告コード	00000010000000000000000000000000	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
100	ADLスコア	X	6					一次判定の結果算出されたADLスコア	0	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
101	行動障害スコア	X	6					一次判定の結果算出された行動障害スコア	0	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
102	判定スコア該当	X	4					判定スコアが非該当となる割合の10倍値	101	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
103	判定スコア区分1	X	4					判定スコアが区分1となる割合の10倍値	11	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
104	判定スコア区分2	X	4					判定スコアが区分2となる割合の10倍値	21	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
105	判定スコア区分3	X	4					判定スコアが区分3となる割合の10倍値	31	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
106	判定スコア区分4	X	4					判定スコアが区分4となる割合の10倍値	41	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					
107	判定スコア区分5	X	4					判定スコアが区分5となる割合の10倍値	51	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定し、「障害支援区分」に「障害程度区分」に読み替える					

(次頁続く)

データ項目一覧表			業種名			移行ファイル名			バージョン		
			障害者福祉			障害者福祉サービス申請決定ファイル			V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考	
108	判定スコア区分6	X	4					判定スコアが区分6となる割合の10倍値	61	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
109	判定条件番号	X	4					判定結果を判定した別表第二(第一条関係)の番号	71	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
110	総合評価項目時点起居動作	X	4					総合評価項目(起居動作)の得点を10倍した値	462	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
111	総合評価項目時点生活機能1	X	4					総合評価項目(生活機能I(食事・排溺等))の得点を10倍した値	1001	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
112	総合評価項目時点生活機能2	X	4					総合評価項目(生活機能II(移動・清潔等))の得点を10倍した値	824	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
113	総合評価項目時点視覚覚醒機能	X	4					総合評価項目(視覚覚醒機能)の得点を10倍した値	165	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
114	総合評価項目時点応用日常生活動作	X	4					総合評価項目(応用日常生活動作)の得点を10倍した値	1001	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
115	総合評価項目時点認知機能	X	4					総合評価項目(認知機能)の得点を10倍した値	911	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
116	総合評価項目時点行動上の障害A群	X	4					総合評価項目(行動上の障害(A群))の得点を10倍した値	567	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
117	総合評価項目時点行動上の障害B群	X	4					総合評価項目(行動上の障害(B群))の得点を10倍した値	537	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
118	総合評価項目時点行動上の障害C群	X	4					総合評価項目(行動上の障害(C群))の得点を10倍した値	888	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
119	総合評価項目時点特別医療	X	4					総合評価項目(特別な医療)の得点を10倍した値	1001	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
120	総合評価項目時点麻痺拘縮	X	4					総合評価項目(麻痺・拘縮)の得点を10倍した値	881	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
121	総合評価項目時点その他	X	4					総合評価項目(その他)の得点を10倍した値	160	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
122	訓練等給付スコア	X	4					一次判定の結果算出された訓練等給付スコア	0	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
123	行動履歴スコア	X	4					一次判定の結果算出された行動履歴スコア	1234	判定ソフト識別コードが(HI4a)の場合に設定	
124	推計要介護度	X	6					一次判定の結果算出された推計要介護度	24954	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
125	基本第1群1	X	5					基本調査概況の第1群の1	11111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
126	基本第1群2	X	6					基本調査概況の第1群の2	111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
127	基本第2群	X	7					基本調査概況の第2	1111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
128	基本第3群	X	3					基本調査概況の第3	111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
129	基本第4群	X	7					基本調査概況の第4	1111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
130	基本第5群	X	10					基本調査概況の第5	1111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
131	基本第6群	X	12					基本調査概況の第6	111111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
132	基本第7群1	X	19					基本調査概況の第7の1	11112111111111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
133	基本第7群2	X	9					基本調査概況の第7の2	1111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
134	基本第7群3	X	8					基本調査概況の第7の3	111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	

(次頁続く)

データ項目一覧表			業種名			実行ファイル名			バージョン		
			障害者福祉			障害者福祉サービス申請決定ファイル			V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考	
135	基本第8群	X	12					基本調査辦法の第8	11111111111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
136	基本第9群	X	8					基本調査辦法の第9	11111111	判定ソフト識別コードが(H06a)の場合に設定	
137	調査項目1	X	12					認定調査の1.移動や動作等に関連する項目の有無を示す配列コード	11111111111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
138	調査項目2	X	16					認定調査の2.身の回りの世話や日常生活等に関連する項目の有無を示す配列コード	111111111111111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
139	調査項目3	X	6					認定調査の3.意思疎通等に関連する項目の有無を示す配列コード	11111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
140	調査項目4	X	34					認定調査の4.行動障害に関連する項目の有無を示す配列コード	11111111111111111111111111111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
141	調査項目5	X	12					認定調査の5.特別な医療に関連する項目の有無を示す配列コード	11111111111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
142	医師意見書様式	X	5					医師意見書の医療の有無を示す配列コード	111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
143	医師意見書期間の委嘱	X	9					医師意見書の期間の有無を示す配列コード	1111111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
144	医師意見書てんかん	X	1					医師意見書のてんかんの有無を示す配列コード	1	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
145	医師意見書二輪評価	X	2					医師意見書の二輪評価の有無を示す配列コード	11	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
146	医師意見書生活障害評価	X	7					医師意見書の生活障害評価の有無を示す配列コード	11111111	判定ソフト識別コードが(H14a)の場合に設定	
147	障害福祉サービス決定情報										
148	決定区分	X	1		決定区分	○		障害福祉サービス支給決定した区分	1		
149	決定日	X	8			○		障害福祉サービス支給決定した日	20120401		
150	決定備考	N	250					障害福祉サービス決定時の備考	障害福祉サービス決定備考		
151	決定法区分	X	2		障害福祉サービス法区分	○		障害福祉サービスの法区分コード	11		
152	受給者証番号	X	10			○		障害福祉サービスを受給するものにつけられる任意の番号	1234560000		
153	決定特別地域加算	X	1		対象有無			障害福祉サービス特別地域加算該当の有無	0		
154	決定地域移行支援体 削減化加算	X	1		対象有無			障害福祉サービス地域移行支援体削減化加算該当の有無	0		
155	決定介護給付準備	N	200					受給者証の介護給付準備に印刷する内容	受給者証介護給付準備		
156	決定訓練給付準備	N	200					受給者証の訓練等給付準備に印刷する内容	受給者証訓練等給付準備		
157	決定計画予備欄	N	200					受給者証の計画予備欄に印刷する内容	受給者証計画予備欄		
158	決定利用者予備欄	N	200					受給者証の利用者負担予備欄に印刷する内容	受給者証利用者負担予備欄		
159	決定地域相談支援予備欄	N	200					受給者証の地域相談支援予備欄に印刷する内容	受給者証地域相談支援予備欄		
160	決定利用者特記事項	N	200					受給者証の利用者負担特記事項欄に印刷する内容	受給者証利用者負担特記事項欄		
161	決定利用者特記事項通知書	N	200					決定通知書の特記事項欄に印刷する内容	支給決定通知書特記事項欄		

(次頁続く)

データ項目一覧表				業務名 障害福祉サービス申請決定ファイル				移行ファイル名 障害福祉サービス申請決定ファイル V2.5			
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考	
162	生保停止有無	X	1		対象有無			生活保護移行防止の有無	0		
163	法31条給付適用有無	X	1		対象有無			法31条給付適用の有無	0		
164	法31条給付適用率	9	10					法31条給付の給付適用率(平成24年4月法改正により、正しくは「市町村が定める額」と 基期が変更されている)	0		
165	法31条給付有効期間開始日	X	8					法31条給付を適用した開始日	20120401		
166	法31条給付有効期間終了日	X	8					法31条給付を適用した終了日	20120401		
167	特定旧法受給者区分	X	1		対象有無			特定旧法受給者対象の有無	0		
168	経過措置対象者区分	X	1		経過措置対象者区分			経過措置対象の有無	1		
169	独自助成対象者区分	X	1		対象有無			独自助成対象の有無	0		
170	介護給付対象者有無	X	1		対象有無			介護保険給付対象の有無	0		
171	重度包括対象者有無	X	1		対象有無			重度包括対象の有無	0		
172	自立訓練短期滞在加算	X	1		自立訓練短期滞在加算			自立訓練短期滞在の区分	1		
173	モニタリング期間	N	100					モニタリングの期間	毎月1回		
174	セルフプラン有無	X	1		対象有無			セルフプランの有無	0		
175	ケアプラン有無	X	1		対象有無			ケアプランの有無	0		
176	国庫負担基準単位数区分	X	1		国庫負担基準単 位数区分			平成18年厚生労働省告示第535号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費 等算出対象額に関する基準等」の第二号の(一)、(二)、(三)、または(五)に該当する 者の区分を記述する。	1		
177	利用者負担額情報										
178	適用期間開始調整	X	8			○		所傳区分、重事提供加算、補足給付の適用開始日	20120401		
179	適用期間終了調整	X	8			○		所傳区分、重事提供加算、補足給付の適用終了日	20130630		
180	上級管理区分	X	1		対象有無			上級管理対象の有無	0		
181	個別減免有無	X	1		対象有無			個別減免の有無	0		
182	社会福祉法人減免有無	X	1		対象有無			社会福祉法人減免の有無	0		
183	在宅通所者等減免有無	X	1		対象有無			在宅通所者等減免の有無	0		
184	補足給付費計算有無	X	1		対象有無			補足給付の有無	0		
185	食事提供対象者有無	X	1		対象有無			食事提供加算の有無	0		
186	所傳区分	X	2		障害福祉サービス所 傳区分	○		障害福祉サービスを利用するにあたり所傳に応じた区分	01		
187	月額負担上限額	S9V	15.4			○		障害福祉サービスを利用するにあたり月に負担する上限額	0		
188	補足給付額 日額	S9V	15.4					施設入所者の低所得者に係る食費・光熱水費の事実負担を軽減する補足給付額	0		

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害福祉サービス申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0の場合 は空白)	項目説明	サンプル値	備考			
189	補足給付月額	S9V	15,4					グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の負担軽減に関する補給給付額	10000				
190	税情報												
191	年金以外所得金額	S9V	15,4					年金以外の所得額	461180				
192	障害基礎年金1級の受給額	S9V	15,4					障害基礎年金1級の受給額	0				
193	障害基礎年金2級の受給額	S9V	15,4					障害基礎年金2級の受給額	792086				
194	障害厚生年金1級の受給額	S9V	15,4					障害厚生年金1級の受給額	0				
195	障害厚生年金2級の受給額	S9V	15,4					障害厚生年金2級の受給額	0				
196	障害共済年金	S9V	15,4					障害共済年金の受給額	0				
197	特別障害給付金	S9V	15,4					特別障害給付金の受給額	0				
198	労災による年金	S9V	15,4					労災による年金の受給額	0				
199	遺族基礎年金	S9V	15,4					遺族基礎年金の受給額	0				
200	遺族厚生年金	S9V	15,4					遺族厚生年金の受給額	0				
201	遺族共済年金	S9V	15,4					遺族共済年金の受給額	0				
202	老齢年金	S9V	15,4					老齢年金の受給額	0				
203	特別障害者手当	S9V	15,4					特別障害者手当の受給額	0				
204	障害児福祉手当	S9V	15,4					障害児福祉手当の受給額	0				
205	経過的福祉手当	S9V	15,4					経過的福祉手当の受給額	0				
206	特別児童扶養手当	S9V	15,4					特別児童扶養手当の受給額	0				
207	工賃就労収入	S9V	15,4					工賃就労収入の額	0				
208	その他稼得収入	S9V	15,4					その他稼得収入の額	0				
209	不動産収入	S9V	15,4					不動産収入の額	0				
210	公共団体手当	S9V	15,4					公共団体手当の受給額	0				
211	仕送り	S9V	15,4					仕送りの額	0				
212	その他収入	S9V	15,4					その他収入の額	0				
213	租税	S9V	15,4					租税の額	0				
214	社会保険料	S9V	15,4					社会保険料の額	0				
215	その他経費	S9V	15,4					その他経費の額	0				

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				障害福祉サービス申請決定ファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0の場合 省略)	項目説明	サンプル値	備考	
216	世帯員親情報						5				
217	世帯員識別番号	X	15					世帯員の自治体内で人統一的に管理する番号	1234567890		
218	世帯員氏名漢字	N	205	○				世帯員の氏名漢字	佐藤 太郎		
219	世帯員氏名カナ	N	205					世帯員の氏名カナ	サトウ タロウ		
220	世帯員生年月日	X	8					世帯員の生年月日	19800801		
221	世帯員続柄名	N	100					世帯員の続柄名	本人		
222	世帯員均等割額	S9V	15,4					世帯員の均等割額	3000		
223	世帯員所得割額	S9V	15,4					世帯員の所得割額	2800		
224	世帯員合計所得金額	S9V	15,4					世帯員の合計所得金額	586095		
225	障害福祉サービス費媒介情報										
226	公費受給者番号	X	7			○		介護医療費公費負担者番号	1234567	介護介護利用する場合は必須	
227	被保険者証の記号及び番号	N	50					介護介護を利用する際の被保険者証の記号及び番号	社保		
228	保険者番号	X	8					被保険者証の保険者番号	12345678		
229	医療費負担限度	S9V	15,4					対象者の健康保険上の標準負担額	6+0		
230	施設平均単位数	S9	10					介護医療施設平均単位数	857		
231	月額平均医療費額	S9V	15,4					介護医療費月額平均医療費額	547311		
232	介護医療費食事負担額	S9V	15,4					介護医療費食事負担額	14880		
233	介護医療費月額負担上限額	S9V	15,4			○		介護医療利用時の医療部分の月に負担する上限額	0	介護介護利用する場合は必須	
234	高額障害福祉サービス等給付費情報										
235	高額障害福祉サービス対象者区分	X	1		対象者無			施行令第四十三條の五第六項に基づき高額障害福祉サービス等給付費を開始した日	20180401	高額障害福祉サービス対象区分が有る場合は必須	
236	高額障害福祉サービス対象有効期間開始日	X	8					施行令第四十三條の五第六項に基づき高額障害福祉サービス等給付費を終了した日	20180331	高額障害福祉サービス対象区分が有る場合は必須	
237	高額障害福祉サービス対象有効期間終了日	X	8					施行令第四十三條の五第六項に基づき高額障害福祉サービス等給付費を終了した日	20180331	高額障害福祉サービス対象区分が有る場合は必須	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ig-cloud/02kiban07_030000024.html

⑥ 障害福祉サービス請求基本ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害福祉サービス請求基本ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (2桁以上の時 は桁数指定)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当該情報の内容を識別するための番号	E751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード種別コード	X	2			○		0:を設定する(基本情報)	01		
4	給付実績情報作成区分コード	X	1			○		給付実績情報の作成区分を出力(1:新規 2:修正 3:取消)	0		
5	給付実績区分コード	X	1			○		給付実績の区分コードを設定する(1:現物 2:償還)	0		
6	受理番号	X	10			○		受理番号を設定する	0000000000		
7	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	201107		
8	市町村番号	X	6			○		受給者証に記載された市町村番号(チャレンジネット1桁含む)	999999		
9	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
10	受給者証番号	X	10			○		受給者証に記載されている受給者証番号	1111111111		
11	助成自治体番号	X	6			○		助成自治体がある場合、市町村番号を設定する	999999		
12	支給決定者氏名カナ	X	25					支給決定者カナ氏名	カウ知ウ		
13	支給決定児童氏名カナ	X	25					支給決定児童カナ氏名	カウ知ウ		
14	地域区分コード	X	2					地域区分コードを設定する	05		
15	就労継続支援A型事業者負担免除措置実施	X	1					1:無し 2:有り	1		
16	利用者負担上乗月額1	9	6					利用者負担上乗月額を設定する	0		
17	就労継続支援A型減免対象者	X	1					1:無し 2:有り	1		
18	障害支援区分コード	X	2					月の末日における障害支援区分コードを設定する	23	サービス提供年月が平成26年3月以前の場合は「障害支援区分」(障害程度区分)に読み替える	
19	上限額管理事業所指定事業所番号	X	10					上限額管理事業所の事業所番号を設定する	1234567890		
20	上限額管理事業管理結果	X	1					上限額管理結果の管理結果を設定する	1		
21	上限額管理事業管理結果額	9	5					上限額管理結果の管理結果額を設定する	0		
22	日中支援加算額指定事業所番号	X	10					通称調整を行った日中介護事業所の事業所番号を設定する	1111111111		
23	日中支援加算額当該事業所への通所日数	9	2					日中介護事業所への通所日数を設定する	0		
24	請求総集計総合計給付単位数	9	9					単位数の合計を設定する	2164		
25	請求総集計総合計総費用額	9	10					サービスの総費用額の合計を設定する	21640		
26	請求総集計総合計上乗月額調整後の内少ない数	9	6					利用者負担上乗月額と給付率に基づき利用者負担額のうち少ないほうの合計を設定する	0		

(次頁続く)

データ項目一覧表			業種名 障害者福祉			移行ファイル名 障害福祉サービス請求基本ファイル			バージョン V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0の場合 はなし)	項目説明	サンプル値	備考	
27	請求額集計総合計A型減免事業者減免額	9	6					A型事業者減免額を設定	0		
28	請求額集計総合計A型減免利用者負担額	9	6					A型減免の利用者負担額を設定	0		
29	請求額集計総合計障害後利用者負担額	9	6					障害後利用者負担額を設定する	0		
30	請求額集計総合計上級別管理後利用者負担額	9	6					上級別管理後利用者負担額	0		
31	請求額集計総合計決定利用者負担額	9	6					算出した量の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者負担額である)	0		
32	請求額集計総合計請求額給付費	9	10					給付費の請求額を設定	21640		
33	請求額集計総合計請求額高額障害福祉サービス費	9	10					高額障害福祉サービス費を設定	0		
34	請求額集計総合計請求額特別採費費	9	10					※サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。 サービス提供年月が平成24年4月から平成25年3月までは、新体系差支援助に依る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月から平成24年3月までは、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である運営変動加算に係る請求額を設定	0		
35	請求額集計総合計自治体助成分請求額	9	6					利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定する	0		
36	特定障害者特別給付費合計算定日額	9	4					算定する日額を設定する	403		
37	特定障害者特別給付費合計日数	9	2					算定する日数を設定する	31		
38	特定障害者特別給付費合計給付費請求額	9	5					給付費請求額を設定する	12493		
39	特定障害者特別給付費合計実算算定額	9	6					実算算定額を設定する	58900		
40	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定	20111		
41	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:違反 4:通関 5:通関の取下 6:警告(重))	1		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

⑦ 障害福祉サービス請求日数ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害福祉サービス請求日数ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (2以上の桁 非の桁数)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	E751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード種別コード	X	2			○		02を設定する(日数情報レコード)	02		
4	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000		
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107		
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックシート参照)	999999		
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890		
9	サービス種別コード	X	2			○		サービス種別コードを設定する	24		
10	サービス開始日等開始日	X	8			○		サービス種別毎の開始日(入所日等)(西暦日 YYYYMMDDを設定する)	20110722		
11	サービス開始日等終了日	X	8			○		サービス種別毎の終了日(退所日等)(西暦日 YYYYMMDDを設定する)	20110724		
12	サービス開始日等利用日数	9	2					サービス種別毎に利用日数を設定する	0		
13	サービス開始日等入院日数	9	2					サービス種別毎に入院日数を設定する	0		
14	サービス開始日等外泊日数	9	2					サービス種別毎に外泊日数を設定する	0		
15	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	201111		
16	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:注意 4:通牒 5:通牒の取下 6:警告(重 度))	1		

(出所)中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ig-cloud/02kiban07_03000024.html

⑧ 障害福祉サービス請求明細ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害福祉サービス請求明細ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白 [空白]	繰り返し 回数 (空白は0)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	E751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード種別コード	X	2			○		03を設定する(明細情報種別コード)	03		
4	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000		
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107		
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックデジット桁含む)	999999		
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890		
9	サービスコード	X	6			○		サービスコード9桁	241113		
10	単位数	9	6			○		サービスコードごとの単位数	624		
11	回数	9	3					サービスコードごとの回数	3		
12	サービス単位数	9	9					サービスコードごとの算定額	1972		
13	摘要	N	100					サービスコードごとの摘要	7夜間増		
14	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	201111		
15	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:遅戻 4:過誤 5:過誤の取次 6:警告(重 度))	2		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_030000024.html

⑨ 障害福祉サービス請求集計ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害福祉サービス請求集計ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (項目上の 桁のみ)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	E751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード識別コード	X	2			○		04を設定する(集計情報識別コード)	04		
4	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000		
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107		
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックデジット桁含む)	999999		
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890		
9	サービス種別コード	X	2			○		サービス種別コード2桁を設定する	24		
10	請求額集計種別分類番号	X	1			○		同一のサービス種別コードで複数の集計情報を作成するための集計種別分類番号を設定	1		
11	請求額集計サービス利用日数	9	2					サービス利用日数を設定 本所標準を測定しない日において、各種加算のみを算定した場合は日とカウントする 上乗額管理加算、文庫特別加算等も日とカウントする	3		
12	請求額集計種別付単位数	9	9					サービス種別コードごと集計種別分類番号ごとの単位数を設定する	2164		
13	請求額集計種別単位数率面	9	5					発給者2桁小数字3桁の平均数字(小数字が3桁を超える場合、小数字4位を四捨五入) 8.5の値、0.0500(定率)5.00を設定する	8.500		
14	請求額集計種別付率	9	3					0を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前、給付率を設定)	0		
15	請求額集計種別総費用額	9	10					サービスの総費用額を設定する	21640		
16	請求額集計種別付率に基づく請求額	9	10					総費用額の1割に相当する額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額×給付率/100)	19476		
17	請求額集計種別付率に基づく利用者負担額2	9	6					1割相当額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額-給付率に基 づく請求額)	2164		
18	請求額集計種別上限月額調整12の内分ない数	9	6					利用者負担上限月額に給付率に基づく利用者負担額のうち分ない分を設定する	9150		
19	請求額集計種別A型減免事業者減免額	9	6					A型事業者減免額を設定	0		
20	請求額集計種別A型減免利用者負担額	9	6					A型減免の利用者負担額を設定	0		
21	請求額集計種別調整後利用者負担額	9	6					調整後利用者負担額を設定する	0		
22	請求額集計種別上限額管理後利用者負担額	9	6					上限額管理後利用者負担額を設定する	9150		
23	請求額集計種別決定利用者負担額	9	6					算出した結果の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者 負担額で示す)	21640		
24	請求額集計種別請求額給付費	9	10					給付費の請求額を設定	0		
25	請求額集計種別請求額障害福祉サービス費	9	10					障害福祉サービス費の請求額を設定する	0		

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害福祉サービス請求集計ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し 回数(0の場合)	項目説明	サンプル値	備考	
26	請求額集計加算請求額特別対策費	9	10					※サービス提供年月が平成25年4月以降は、報告しない。 サービス提供年月が平成24年4月から平成25年3月までは、新体系定費支振に係る請求額を設定。 サービス提供年月が平成21年10月から平成24年3月までは、事業運営変化におよび、移行時運営変化に係る請求額を設定。 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である請求額加算に係る請求額を設定。	0		
27	請求額集計補自治体助成分請求額	9	10					利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定する	0		
28	特定障害者特別給付算定日額	9	10					サービス補償ごとに算定する日額を設定する	403		
29	特定障害者特別給付算日数	9	10					サービス補償ごとに算定する日数を設定する	31		
30	特定障害者特別給付算給付費請求額	9	5					サービス補償ごとに給付費請求額を設定する	12483		
31	特定障害者特別給付算算定額	9	6					サービス補償ごとに実費算定額を設定する	58900		
32	利用日数管理票対象期間開始	X	6					利用日数の特別開始年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	201110		
33	利用日数管理票対象期間終了	X	6					利用日数の特別終了年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	201112		
34	利用日数管理票当月の利用日数	9	2					当月の利用日数	23		
35	利用日数管理票原則日数の総和	9	3					対象期間における原則日数の総和を設定する	68		
36	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月YYYYMM)を設定する	201111		
37	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:違反 4:通牒 5:通牒の取下 6:警告(重 度))	1		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

⑩ 障害児支援申請決定ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害児支援申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の 桁のみ)	項目説明	サンプル値	備考	
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉識別番号 互用	
2	申請番号	9	10			○		識別番号毎の履歴番号	1		
3	障害児支援申請情報										
4	申請区分	X	1		障害児支援申請区分	○		障害児支援を申請した区分	1		
5	申請日	X	8			○		障害児支援を申請した日	20120401		
6	障害種別身体	X	1		対象有無			障害児支援で身体障害の有無	1		
7	障害種別知的	X	1		対象有無			障害児支援で知的障害の有無	0		
8	障害種別精神	X	1		対象有無			障害児支援で精神障害の有無	0		
9	障害種別児童	X	1		対象有無			障害児支援で児童の有無	0		
10	障害種別難病	X	1		対象有無			障害児支援で難病の有無	0		
11	障害疾病コード	X	3		障害疾病コード			障害児支援で難病の場合の難病コード	001		
12	申請備考	N	250					障害児支援申請時の備考	障害児支援申請時の備考		
13	障害児支援決定情報										
14	決定区分	X	1		決定区分	○		障害児支援支給決定した区分	1		
15	決定日	X	8			○		障害児支援支給決定した日	20120401		
16	決定備考	N	250					障害児支援決定時の備考	障害児支援決定備考		
17	決定法区分	X	2		障害児支援法区分	○		障害児支援の法区分コード	11		
18	受給者証番号	X	10			○		障害児支援を受給するものにつけられる受給者の番号	1234560000		
19	決定特別地域加算	X	1		対象有無			障害児支援特別地域加算該当の有無	0		
20	決定地域移行支援体制強化加算	X	1		対象有無			障害児支援地域移行支援体制強化加算該当の有無	0		
21	決定多子軽減区分	X	1		多子軽減区分			障害児支援の多子軽減対象の区分	1		
22	決定予備種1	N	200					受給者証(二)の予備種に印字する内容	受給者証四予備種		
23	決定予備種2	N	200					受給者証(三)の予備種に印字する内容	受給者証三予備種		
24	決定計画予備種	N	200					受給者証の計画予備種に印字する内容	受給者証計画予備種		
25	決定利用者予備種	N	200					受給者証の利用者負担額予備種に印字する内容	受給者証利用者負担額予備種		
26	決定利用者特記事項通知書	N	200					決定通知書の特記事項欄に印字する内容	支給決定通知書特記事項欄		
27	生活防正有無	X	1		対象有無			生活保護移行防止の有無	0		

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害児支援申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考			
28	法21条給付適用有無	X	1		対象有無			法21条給付適用の有無	0				
29	法21条給付適用率	9	10					法21条給付の給付適用率(平成24年4月法改正により、正しくは「市町村が定める額」と 注釈が置かれている)	0				
30	法21条給付有効期間開始日	X	8					法21条給付を適用した開始日	20120401				
31	法21条給付有効期間終了日	X	8					法21条給付を適用した終了日	20120401				
32	独自助成対象者区分	X	1		対象有無			独自助成対象の有無	0				
33	モニタリング期間	N	100					モニタリングの期間	毎月1回				
34	セルフプラン有無	X	1		対象有無			セルフプランの有無	0				
35	ケアプラン有無	X	1		対象有無			ケアプランの有無	0				
36	利用者負担額情報												
37	適用期間開始調整	X	8			○		所帰区分、食事提供加算、補足給付の適用開始日	20120401				
38	適用期間終了調整	X	8			○		所帰区分、食事提供加算、補足給付の適用終了日	20130630				
39	上限管理区分	X	1		対象有無			上限管理対象の有無	0				
40	食事提供対象者有無	X	1		障害児支援食事加算区 分			食事提供加算の有無	1				
41	所得区分	X	2		障害児支援所得区分			障害児支援を利用するに当たり所得に応じた区分	01				
42	月額負担上限額	S9V	15.4			○		障害児支援を利用するに当たり月に負担する上限額	0				
43	税情報												
44	年金以外所得金額	S9V	15.4					年金以外の所得額	461180				
45	障害基礎年金1級	S9V	15.4					障害基礎年金1級の受給額	0				
46	障害基礎年金2級	S9V	15.4					障害基礎年金2級の受給額	792096				
47	障害厚生年金1級	S9V	15.4					障害厚生年金1級の受給額	0				
48	障害厚生年金その他	S9V	15.4					障害厚生年金1級以外の受給額	0				
49	障害共済年金	S9V	15.4					障害共済年金の受給額	0				
50	特別障害給付金	S9V	15.4					特別障害給付金の受給額	0				
51	労災による年金	S9V	15.4					労災による年金の受給額	0				
52	遺族基礎年金	S9V	15.4					遺族基礎年金の受給額	0				
53	遺族厚生年金	S9V	15.4					遺族厚生年金の受給額	0				
54	遺族共済年金	S9V	15.4					遺族共済年金の受給額	0				

(次頁続く)

データ項目一覧表			業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害児支援申請決定ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し 回数 [空白]	項目説明	サンプル値	備考		
55	老齢年金	S9V	15,4					老齢年金の受給額	0			
56	特別障害者手当	S9V	15,4					特別障害者手当の受給額	0			
57	障害児福祉手当	S9V	15,4					障害児福祉手当の受給額	0			
58	経過的福祉手当	S9V	15,4					経過的福祉手当の受給額	0			
59	特別児童扶養手当	S9V	15,4					特別児童扶養手当の受給額	0			
60	工賃就労収入	S9V	15,4					工賃就労収入の額	0			
61	その他稼得収入	S9V	15,4					その他稼得収入の額	0			
62	不動産収入	S9V	15,4					不動産収入の額	0			
63	公共団体手当	S9V	15,4					公共団体手当の受給額	0			
64	仕送り	S9V	15,4					仕送りの額	0			
65	その他収入	S9V	15,4					その他収入の額	0			
66	租税	S9V	15,4					租税の額	0			
67	社会保険料	S9V	15,4					社会保険料の額	0			
68	その他経費	S9V	15,4					その他経費の額	0			
69	世帯員税情報						5					
70	世帯員識別番号	X	15					世帯員の自治体内で人を統一別に管理する番号	1234567890			
71	世帯員氏名漢字	N	205	○				世帯員の氏名漢字	佐藤 太郎			
72	世帯員氏名カナ	N	205					世帯員の氏名カナ	サトウ タロウ			
73	世帯員生年月日	X	8					世帯員の生年月日	19600801			
74	世帯員続柄名	N	100					世帯員の続柄名	本人			
75	世帯員均等割額	S9V	15,4					世帯員の均等割額	3000			
76	世帯員所得割額	S9V	15,4					世帯員の所得割額	2000			
77	世帯員合計所得金額	S9V	15,4					世帯員の合計所得金額	586095			
78	障害児支援発達支援医療情報											
79	公費支給番号	X	7			○		発達支援医療公費負担番号	1234567	発達支援医療利用する場合は必須		
80	医療従事者の記号及び番号	N	50					発達支援医療を利用する際の医療従事者の記号及び番号	社保			

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				障害児支援申請決定ファイル				V2.5	

No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し /任意 [空白]	項目説明	サンプル値	備考
81	保険者番号	X	8					被保険者証の保険者番号	12345678	
82	食費負担限度額	S9V	15.4					対象者の健康保険上の標準負担額	640	
83	施設平均単位数	S9	10					発達支援医療施設平均単位数	857	
84	月額平均医療費額	S9V	15.4					発達支援医療月額平均医療費額	547211	
85	発達支援医療食費負担額	S9V	15.4					発達支援医療利用時の食費負担額	14880	
86	発達支援医療月額負担上限額	S9V	15.4			○		発達支援医療利用時の医療部分の月に負担する上限額	0	発達支援医療利用する場合は必須

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

① 障害児支援請求基本ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害児支援請求基本ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の 桁のみ指定)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	B751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード種別コード	X	2			○		0:を設定する(基本情報)	01		
4	給付実績情報作成区分コード	X	1			○		給付実績情報の作成区分を出力(1:新規 2:修正 3:取消)	0		
5	給付実績区分コード	X	1			○		給付実績の区分コードを設定する(1:現物 2:償還)	0		
6	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000		
7	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月YYYYMMを設定する)	201107		
8	市町村番号	X	6			○		受給者証に記載された市町村番号(チャレンジネット1桁含む)	999999		
9	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
10	受給者証番号	X	10			○		受給者証に記載されている受給者証番号	1111111111		
11	助成自治体番号	X	6			○		助成自治体がある場合、市町村番号を設定する	999999		
12	支給決定者氏名カナ	X	25					支給決定者カナ氏名	カウ知ウ		
13	支給決定児童氏名カナ	X	25					支給決定児童カナ氏名	カウ知ウ		
14	地域区分コード	X	2					地域区分コードを設定する	05		
15	就労継続支援A型事業者負担免除措置実施	X	1					設定しない			
16	利用者負担上乗月額1	9	6					利用者負担上乗月額を設定する	0		
17	就労継続支援A型減免対象者	X	1					設定しない			
18	障害支援区分コード	X	2					設定しない		サービス提供年月が平成26年3月以前の場合は「障害支援区分」(障害程度区分)に読み替える	
19	上限額管理事業所指定事業所番号	X	10					上限額管理事業所の事業所番号を設定する	1234567890		
20	上限額管理事業管理結果	X	1					上限額管理結果の管理結果を設定する	1		
21	上限額管理事業管理結果額	9	5					上限額管理結果の管理結果額を設定する	0		
22	日中支援加算額指定事業所番号	X	10					設定しない			
23	日中支援加算額当該事業所への適用日数	9	2					設定しない			
24	請求額集計欄合計給付単位数	9	9					単位数の合計を設定する	2164		
25	請求額集計欄合計総費用額	9	10					サービスの総費用額の合計を設定する	21640		
26	請求額集計欄合計上乗月額調整の内の少ない数	9	6					利用者負担上乗月額と給付率に基づき利用者負担額のうちの少ないほうの合計を設定する	0		

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害児支援請求基本ファイル バージョン V2.5				
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0省略) [0:なし]	項目説明	サンプル値	備考
27	請求額集計総合計A型減免事業者減免額	9	6					設定しない		
28	請求額集計総合計A型減免利用者負担額	9	6					設定しない		
29	請求額集計総合計課税後利用者負担額	9	6					課税後利用者負担額を設定する	0	
30	請求額集計総合計上限額管理後利用者負担額	9	6					上限額管理後利用者負担額	0	
31	請求額集計総合計決定利用者負担額	9	6					算出した集計の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者負担額で設定)	0	
32	請求額集計総合計請求額給付費	9	10					給付費の請求額を設定	21640	
33	請求額集計総合計請求額高額障害児支援費	9	10					高額障害児支援費を設定	0	
34	請求額集計総合計請求額特別算費	9	10					※サービス提供年月が平成24年4月以降は、設定しない。 サービス提供年月が平成24年4月から平成25年3月までは、新体系定費支援に係る請求額を設定。 サービス提供年月が平成21年10月から平成24年3月までは、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定。 サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である運営継続加算に係る請求額を設定	0	
35	請求額集計総合計自治体助成分請求額	9	6					利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定する	0	
36	特定障害者特別給付費合計算定日額	9	4					設定しない		
37	特定障害者特別給付費合計日数	9	2					設定しない		
38	特定障害者特別給付費合計給付費請求額	9	5					設定しない		
39	特定障害者特別給付費合計実費算定額	9	6					設定しない		
40	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定	201111	
41	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:違反 4:通関 5:通関の取下 6:警告(重))	1	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

⑫ 障害児支援請求日数ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害児支援請求日数ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (2桁以上の 桁のみ)	項目説明	サンプル値	備考	
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	B751		
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121		
3	レコード種別コード	X	2			○		02を設定する(日数情報レコード)	02		
4	教理番号	X	10			○		教理番号を設定する	0000000000		
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107		
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックデジット桁を含む)	999999		
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890		
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890		
9	サービス種別コード	X	2			○		サービス種別コード桁を設定する	24		
10	サービス開始日等開始日	X	8			○		サービス種別毎の開始日(入所日等)(西暦日 YYYYMMDDを設定する)	20110722		
11	サービス開始日等終了日	X	8			○		サービス種別毎の終了日(退所日等)(西暦日 YYYYMMDDを設定する)	20110724		
12	サービス開始日等利用日数	9	2					サービス種別毎に利用日数を設定する	0		
13	サービス開始日等入院日数	9	2					設定しない			
14	サービス開始日等外出日数	9	2					設定しない			
15	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	201111		
16	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:注意 4:通牒 5:通牒の取下 6:警告(重 度))	1		

(出所)中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ig-cloud/02kiban07_03000024.html

⑬ 障害児支援請求詳細ファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 障害児支援請求情報ファイル		バージョン V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の 桁のみ)	項目説明	サンプル値	備考
1	交換情報識別番号	X	4			○		当情報の内容を識別するための番号	B751	
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121	
3	レコード種別コード	X	2			○		03を設定する(明細情報種別コード)	03	
4	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000	
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107	
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックデジット桁含む)	999999	
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890	
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890	
9	サービスコード	X	6			○		サービスコード9桁	241113	
10	単位数	9	6			○		サービスコードごとの単位数	624	
11	回数	9	3					サービスコードごとの回数	3	
12	サービス単位数	9	9					サービスコードごとの算定額	1972	
13	摘要	N	100					サービスコードごとの摘要	7夜間増	
14	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	201111	
15	点検結果	X	1			○		点検結果を設定する(1:正常 2:警告 3:遅戻 4:過誤 5:過誤の取次 6:警告(重 度))	2	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_030000024.html

⑭ 障害児支援請求集計ファイル

(中間標準レアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業源名 障害者福祉				実行ファイル名 障害児支援請求集計ファイル		バージョン V2.5		
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (項目上の 桁数)	項目説明	サンプル値	備考
1	交換情報識別番号	X	4			○		当該情報の内容を識別するための番号	B751	
2	入力識別番号	X	4			○		入力元の交換情報識別番号を設定する	J121	
3	レコード識別コード	X	2			○		04を設定する(集計情報情報レコード)	04	
4	整理番号	X	10			○		整理番号を設定する	0000000000	
5	サービス提供年月	X	6			○		サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMMを設定する)	201107	
6	市町村番号	X	6			○		発給者証に記載された市町村番号(チェックデジット桁を含む)	999999	
7	事業所番号	X	10			○		サービスを提供した事業所番号	1234567890	
8	発給者証番号	X	10			○		発給者証に記載されている発給者証番号	1234567890	
9	サービス種別コード	X	2			○		サービス種別コード2桁を設定する	24	
10	請求額集計種別分類番号	X	1			○		同一のサービス種別コードで複数の集計情報を作成するための集計種別分類番号を設定	1	
11	請求額集計サービス利用日数	9	2					サービス利用日数を設定 本所算定済日数(1日)において、各種加算のみを算定した場合は日とカウントする 上級課管理加算、次期併列加算等も日とカウントする	3	
12	請求額集計種別付単位数	9	9					サービス種別コードごと集計種別分類番号ごとの単位数を設定する	2164	
13	請求額集計種別単位数	9	5					発給者2桁小数字3桁の平均数字(小数字が3桁を超える場合、小数字4位を四捨五入) 8.5円の場合、0.6500(座)に500を設定する	8500	
14	請求額集計種別付率	9	3					0を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率を設定)	0	
15	請求額集計種別総費用額	9	10					サービスの総費用額を設定する	21640	
16	請求額集計種別給付率に基く請求額	9	10					総費用額の1割に相当する額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額×給付率/100)	19476	
17	請求額集計種別給付率に基く利用者負担額2	9	6					1割相当額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額-給付率に基く請求額)	2164	
18	請求額集計種別上限月額調整12の内少ない数	9	6					利用者負担上限月額に給付率に基く利用者負担額のうち少ないほうを設定する	9150	
19	請求額集計種別A型減免事業者減免額	9	6					設定しない		
20	請求額集計種別A型減免後利用者負担額	9	6					設定しない		
21	請求額集計種別調整後利用者負担額	9	6					調整後利用者負担額を設定する	0	
22	請求額集計種別上限額管理後利用者負担額	9	6					上限額管理後利用者負担額を設定する	9150	
23	請求額集計種別決定利用者負担額	9	6					算定した結果の利用者負担額を設定する(自治体助成分請求額を控除する前の利用者負担額である)	21640	
24	請求額集計種別給付費	9	10					給付費の請求額を設定	0	
25	請求額集計種別請求額高額障害児支援費	9	10					高額障害児支援費の請求額を設定する	0	

(次頁続く)

データ項目一覧表		業種名				移行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				障害児支援請求集計ファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し 回数(0の場合 はなし)	項目説明	サンプル値	備考	
26	請求額集計補請求額特別対策費	9	10					※サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。 サービス提供年月が平成24年4月から平成25年3月までは、新体系定費支援に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年10月から平成24年3月までは、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9月以降は、特別対策費である運営緩和加算に係る請求額を設定	0		
27	請求額集計補自治体助成分請求額	9	6					利用者負担額のうち自治体が助成する額を設定する	0		
28	特定障害者特別給付算定日額	9	4					設定しない			
29	特定障害者特別給付算日数	9	2					設定しない			
30	特定障害者特別給付算給付費請求額	9	5					設定しない			
31	特定障害者特別給付算算費算定額	9	6					設定しない			
32	利用日数管理票対象期間開始	X	6					設定しない			
33	利用日数管理票対象期間終了	X	6					設定しない			
34	利用日数管理票当月の利用日数	9	2					設定しない			
35	利用日数管理票原則日数の総和	9	3					設定しない			
36	受付年月	X	6			○		請求受付年月(西暦年月YYYYMM)を設定する 昇格結果を設定する(1:正常 2:警告 3:返戻 4:通戻 5:通戻の戻下 6:警告(重 度))	201111		
37	点検結果	X	1			○			1		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

⑮ 補装具ファイル

(中間標準レアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 補装具ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (2桁以上の 桁のみ)	項目説明	サンプル値	備考	
1	識別番号	X	15			○		自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890	APPLIC標準仕様データ一覧 障害者福祉識別番号 互用	
2	支給区分	X	1		補装具支給区分	○		補装具支給区分	1		
3	申請法区分	X	1		補装具申請法区分	○		補装具申請法区分	1		
4	申請日	X	8			○		補装具を申請した日	20120401		
5	次区分	X	1		次区分	○		補装具を決定した区分	1		
6	決定日	X	8			○		補装具を決定した日	20120401		
7	障害券納コード	X	3		障害券納コード	○		補装具で補給の場合の納納コード	001		
8	支払区分コード	X	1		補装具支払区分	○		補装具支払区分	1		
9	支給番号	X	10			○		補装具を支給した時に管理する任意の番号	0000000001		
10	補装具コード	X	6		補装具コード(移行ファイル)	○		補装具のコード	010100		
11	補装具種目名称別コード	X	6		補装具種目名称別コード	○		データ標準レアウト補装具支給情報種目名称別補装具コード	010001		
12	特例フラグ	X	1		対象有無			特例の有無	0		
13	修理部位	N	200					修理の場合の修理部位	修理内容設定		
14	件数	9	10					補装具交付件数	1		
15	耐用年数	9	10					補装具の耐用年数	3		
16	委託業者コード	X	5		共通業者コード(移行ファイル)	○		補装具を支給する業者の番号	00001		
17	処方	N	200					補装具の処方	処方内容設定		
18	判定依頼日	X	8					補装具の判定を依頼した日	20120401		
19	判定日	X	8					補装具の判定日	20120401		
20	原積額	S9V	15,4					補装具の原積額	36120		
21	基準額	S9V	15,4					補装具の基準額	36120		
22	利用者負担額	S9V	15,4					補装具の利用者負担額	0		
23	公費負担額	S9V	15,4					補装具の公費負担額	36120		
24	助成額	S9V	15,4					補装具の助成額	0		
25	借受け情報										
26	借受期間開始日	X	8					借受けの開始日		支給区分が借受けの場合は必須	
27	借受期間終了日	X	8					借受けの終了日		支給区分が借受けの場合は必須	

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 補議員ファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り直し [2回以上の 実行可能]	項目説明	サンプル値	備考			
28	初月 見積額	S9V	15,4					借受け期間初月の見積額	0				
29	初月 基準額	S9V	15,4					借受け期間初月の基準額	0				
30	初月 利用者負担額	S9V	15,4					借受け期間初月の利用者負担額	0				
31	初月 公費負担額	S9V	15,4					借受け期間初月の公費負担額	0				
32	初月 助成額	S9V	15,4					借受け期間初月の助成額	0				
33	中間月 見積額	S9V	15,4					借受け期間中間月の見積額	0				
34	中間月 基準額	S9V	15,4					借受け期間中間月の基準額	0				
35	中間月 利用者負担額	S9V	15,4					借受け期間中間月の利用者負担額	0				
36	中間月 公費負担額	S9V	15,4					借受け期間中間月の公費負担額	0				
37	中間月 助成額	S9V	15,4					借受け期間中間月の助成額	0				
38	最終月 見積額	S9V	15,4					借受け期間最終月の見積額	0				
39	最終月 基準額	S9V	15,4					借受け期間最終月の基準額	0				
40	最終月 利用者負担額	S9V	15,4					借受け期間最終月の利用者負担額	0				
41	最終月 公費負担額	S9V	15,4					借受け期間最終月の公費負担額	0				
42	最終月 助成額	S9V	15,4					借受け期間最終月の助成額	0				
43	所得区分	X	1		補議員所得区分	○		補議員を支給するにあたり所得に応じた区分	2				
44	月額負担上限額	S9V	15,4			○		補議員を支給するにあたり月に負担する上限額	0				
45	備考	N	280					補議員決定時の備考	補議員決定時の備考				
46	税情報												
47	年金以外所得金額	S9V	15,4					年金以外の所得額	0				
48	障害基礎年金1級	S9V	15,4					障害基礎年金1級の受給額	993096				
49	障害基礎年金2級	S9V	15,4					障害基礎年金2級の受給額	0				
50	障害厚生年金1級	S9V	15,4					障害厚生年金1級の受給額	0				
51	障害厚生年金その他	S9V	15,4					障害厚生年金1級以外の受給額	0				
52	障害共済年金	S9V	15,4					障害共済年金の受給額	0				
53	特別障害給付金	S9V	15,4					特別障害給付金の受給額	0				
54	労災による年金	S9V	15,4					労災による年金の受給額	0				

(次頁続く)

データ項目一覧表										業務名		移行ファイル名		バージョン	
										障害者福祉		補綴員ファイル		V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0の場合 は空白)	項目説明	サンプル値	備考					
55	遺族基礎年金	S9V	15,4					遺族基礎年金の受給額	0						
56	遺族厚生年金	S9V	15,4					遺族厚生年金の受給額	0						
57	遺族共済年金	S9V	15,4					遺族共済年金の受給額	0						
58	老齢年金	S9V	15,4					老齢年金の受給額	1853400						
59	特別障害者手当	S9V	15,4					特別障害者手当の受給額	0						
60	障害児福祉手当	S9V	15,4					障害児福祉手当の受給額	0						
61	経過的福祉手当	S9V	15,4					経過的福祉手当の受給額	0						
62	特別児童扶養手当	S9V	15,4					特別児童扶養手当の受給額	0						
63	世帯員税情報					5									
64	世帯員識別番号	X	15			○		世帯員の自治体内で人を統一的に管理する番号	1234567890						
65	世帯員氏名漢字	N	205	○				世帯員の氏名漢字	佐藤 太郎						
66	世帯員氏名カナ	N	205					世帯員の氏名カナ	サトウ タロウ						
67	世帯員生年月日	X	8					世帯員の生年月日	19700401						
68	世帯員続柄名	N	100					世帯員の続柄名	父						
69	世帯員均等割額	S9V	15,4					世帯員の均等割額	3000						
70	世帯員所得割額	S9V	15,4					世帯員の所得割額	73800						
71	世帯員合計所得金額	S9V	15,4					世帯員の合計所得金額	2426400						
72	請求情報														
73	請求年月	X	6					請求した年月	201204						
74	通告判定日	X	8					通告判定の日	20120401						
75	受領日	X	8					補綴員を受領した日	20120401						
76	支払日	X	8					自治体から業者に支払った日	20120401						

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/ig-cloud/02kiban07_030000024.html

(5) 「障害者福祉」の主要移行ファイルに係るコードファイルのデータ項目一覧表

① 身体障害者手帳原因コードファイル

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				発行ファイル名 身体障害者手帳原因コードファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 をのみ記載)	項目説明	サンプル値	備考	
1	コード	X	3			○		身体障害者手帳で利用する原因の情報システム内で管理する番号	001		
2	内容	N	100			○		原因内容	白内障		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_030000024.html

② 身体障害者手帳障害コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業源名				発行ファイル名				バージョン	
		障害者福祉				身体障害者手帳障害コードファイル				V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 非の付注欄)	項目説明	サンプリング値	備考	
1	コード	X	3			○		身体障害者手帳で利用する障害の情報システム内で管理する番号	001		
2	内容	N	100			○		障害内容	視力		
3	部位コード	X	2		身体障害者手帳部位	○		対象の部位コード	11		
4	種別コード	X	1		身体障害者手帳等級	○		対象の等級	0		

(出所)中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_030000024.html

③ 障害福祉サービス事業者コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

事業者名										事業者種別										バージョン																			
データ項目一覧表										障害者福祉										障害福祉サービス事業者コードファイル										バージョン									
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (注)1以上の 桁のみ指定)	項目説明	サンプル値	備考																													
1	事業者コード	X	5			○		障害福祉サービスで利用する事業者の情報システム内で管理する番号	00005																														
2	事業者名称漢字	N	100	○		○		事業者の漢字名称	日本商事																														
3	事業者名称カナ	N	100					事業者のカナ名称	ニホンシヨウジ																														
4	事業者住所コード	X	30					事業者の住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとにコード化の範囲もきめ個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所コード 引用																													
5	事業者住所	N	100	○		○		事業者の住所	東京都東西市南町中央																														
6	事業者地番	N	100	○		○		事業者の地番	1-1-1																														
7	事業者方書	N	100	○		○		事業者の方書	○×△アブシヨシ603号																														
8	事業者郵便番号	X	10					事業者の郵便番号	1234567																														
9	事業者電話番号	X	20					事業者の電話番号	12-3456-7890																														
10	事業者代表者名	N	100					事業者の代表者名	事業主 太郎																														
11	事業者指定区分	X	1		事業所指定区分			事業者の指定区分	1																														
12	地域区分通称年月	X	6			○		地域区分の通称年月	000000																														
13	地域区分コード	X	2		地域区分			事業者の属する地域区分	01																														
14	事業所番号	X	10			○		国で管理している10桁の事業所番号	1234567890																														
15	備考	N	250					事業者に関する備考	備考																														
16	居宅介護	X	1		対象有無			居宅介護サービス該当の有無	1																														
17	重度訪問介護	X	1		対象有無			重度訪問介護サービス該当の有無	0																														
18	行動援護	X	1		対象有無			行動援護サービス該当の有無	1																														
19	重度包括支援	X	1		対象有無			重度包括支援サービス該当の有無	0																														
20	同行援護	X	1		対象有無			同行援護サービス該当の有無	1																														
21	職業介護	X	1		対象有無			職業介護サービス該当の有無	0																														
22	生活介護	X	1		対象有無			生活介護サービス該当の有無	1																														
23	児童デイサービス	X	1		対象有無			児童デイサービス該当の有無	0																														
24	短所入所	X	1		対象有無			短所入所サービス該当の有無	1																														
25	共同生活介護	X	1		対象有無			共同生活介護サービス該当の有無	0																														
26	施設入所支援	X	1		対象有無			施設入所支援サービス該当の有無	0																														
27	自立訓練機能訓練	X	1		対象有無			自立訓練機能訓練サービス該当の有無	0																														

(次頁続く)

データ項目一覧表				業種名 障害者福祉				移行ファイル名 障害福祉サービス事業者コードファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意□ [空白]	繰り返し 回数(0)無 限(999)	項目説明	サンプル値	備考			
28	自立訓練生活訓練	X	1		対象有無			自立訓練生活訓練サービス該当の有無	0				
29	宿泊型自立訓練	X	1		対象有無			宿泊型自立訓練サービス該当の有無	0				
30	就労移行支援	X	1		対象有無			就労移行支援サービス該当の有無	0				
31	就労移行養成施設	X	1		対象有無			就労移行養成施設サービス該当の有無	0				
32	就労継続支援A型	X	1		対象有無			就労継続支援A型サービス該当の有無	0				
33	就労継続支援B型	X	1		対象有無			就労継続支援B型サービス該当の有無	0				
34	共同生活援助	X	1		対象有無			共同生活援助サービス該当の有無	0				
35	旧身体更生施設入所	X	1		対象有無			旧身体更生施設入所サービス該当の有無	0				
36	旧身体更生施設通所	X	1		対象有無			旧身体更生施設通所サービス該当の有無	0				
37	旧身体機能施設入所	X	1		対象有無			旧身体機能施設入所サービス該当の有無	0				
38	旧身体機能施設通所	X	1		対象有無			旧身体機能施設通所サービス該当の有無	0				
39	旧身体授産施設入所	X	1		対象有無			旧身体授産施設入所サービス該当の有無	0				
40	旧身体授産施設通所	X	1		対象有無			旧身体授産施設通所サービス該当の有無	0				
41	旧知的更生施設入所	X	1		対象有無			旧知的更生施設入所サービス該当の有無	0				
42	旧知的更生施設通所	X	1		対象有無			旧知的更生施設通所サービス該当の有無	0				
43	旧知的授産施設入所	X	1		対象有無			旧知的授産施設入所サービス該当の有無	0				
44	旧知的授産施設通所	X	1		対象有無			旧知的授産施設通所サービス該当の有無	0				
45	旧知的通所兼	X	1		対象有無			旧知的通所兼サービス該当の有無	0				
46	旧知的福祉施設協会が設置する福祉施設	X	1		対象有無			旧知的福祉施設協会が設置する福祉施設サービス該当の有無	0				
47	サービス利用計画	X	1		対象有無			サービス利用計画サービス該当の有無	0				

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

④ 障害児支援事業者コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名				障害者福祉				障害児支援事業者コードファイル				バージョン	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 /空白	繰り返し (注)は1000 以上の桁数	項目説明	サンプル値	備考					
1	事業者コード	X	5			○		障害児支援で利用する事業者の情報システム内で管理する番号	00005						
2	事業者名称漢字	N	100	○		○		事業者の漢字名称	日本商事						
3	事業者名称カナ	N	100					事業者のカナ名称	ニホンシヨウジ						
4	事業者住所コード	X	30					事業者の住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとにコード化の範囲もきめ個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット辞書 住所コード 引用					
5	事業者住所	N	100	○		○		事業者の住所	東京都東西市南町中央						
6	事業者地番	N	100	○		○		事業者の地番	1-1-1						
7	事業者方番	N	100	○		○		事業者の方番	○×△マシヨシヨシ503号						
8	事業者郵便番号	X	10					事業者の郵便番号	1234567						
9	事業者電話番号	X	20					事業者の電話番号	12-3456-7890						
10	事業者代表者名	N	100					事業者の代表者名	事業主 太郎						
11	事業者指定区分	X	1		事業所指定区分			事業者の指定区分	1						
12	級地区分通年年月	X	6			○		級地区分の通年年月	000000						
13	級地区分コード	X	2		級地区分			事業者の属する級地区分	01						
14	事業所番号	X	10			○		国で管理している10桁の事業所番号	1234567890						
15	備考	N	250					事業者に関する備考	備考						
16	児童発達支援	X	1		対象有無			児童発達支援該当の有無	1						
17	児童発達支援加算区分	X	2		発達支援加算区分			児童発達支援事業者の加算区分	01						
18	医療型児童発達支援	X	1		対象有無			医療型児童発達支援該当の有無	0						
19	放課後等デイサービス	X	1		対象有無			放課後等デイサービス該当の有無	1						
20	放課後等デイサービス加算区分	X	2		放課後等デイサービス加算区分			放課後等デイサービス事業者の加算区分	01						
21	保育所等訪問支援	X	1		対象有無			保育所等訪問支援該当の有無	0						
22	サービス利用計画	X	1		対象有無			障害児相談支援該当の有無	0						

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

⑤ 共通医療機関コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				移行ファイル名 共通医療機関コードファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 は0が付く)	項目説明	サンプル値	備考	
1	医療機関コード	X	5			○		障害福祉サービス、更生医療、精神通院で利用する医療機関の情報システム内で管理する番号	00001		
2	医療機関区分	X	1		機関区分	○		機関区分を規定	1		
3	医療機関名称漢字	N	100	○		○		機関の漢字名称	日本医療機関		
4	医療機関名称カナ	N	100			○		機関のカナ名称	ニホンイリヨウキカン		
5	医療機関代表者名	N	100	○				機関の代表者氏名	代表 太郎		
6	医療機関住所コード	X	30					機関の住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとコード化の範囲も含め個別に設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット仕様 住所コード 引用	
7	医療機関住所	N	100	○		○		機関の住所	東京都東西市南町中央		
8	医療機関地番	N	100	○		○		機関の地番	1-1-1		
9	医療機関方番	N	100	○				機関の方番	○×△マシヨシ603号		
10	医療機関郵便番号	X	10					機関の郵便番号	1234567		
11	医療機関電話番号	X	20					機関の電話番号	12-3456-7890		
12	医療機関ファックス番号	X	20					機関のファックス番号	12-3456-7890		
13	医療機関番号	X	10					国で管理している10桁の医療機関番号	1234567890		
14	福祉サービス	X	1		対象有無			障害福祉サービスでの使用の有無	1		
15	更生医療	X	1		対象有無			更生医療での使用の有無	0		
16	育成医療	X	1		対象有無			育成医療での使用の有無	0		
17	精神通院	X	1		対象有無			精神通院での使用の有無	1		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/ig-cloud/02kiban07_03000024.html

⑥ 共通業者コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				移行ファイル名 共通業者コードファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2桁以上の 桁のみ指定)	項目説明	サンプル値	備考	
1	業者コード	X	5			○		福祉員、日常生活用具で利用する事業者の情報システム内で管理する番号	00001		
2	業者名称漢字	N	100	○		○		事業者の漢字名称	日本商事		
3	業者名称カナ	N	100			○		事業者のカナ名称	ニホンショウジ		
4	業者代表者名	N	100	○				事業者の代表者氏名	事業者 太郎		
5	業者住所コード	X	30					事業者の住所に対する住所コード ※全国地方公共団体コードを想定しているが、自治体ごとにコード化の範囲も含め個別に 設定する。	123456789012345678901234567890	APPLIC標準仕様項目セット録書 住所コード 引用	
6	業者住所	N	100	○		○		事業者の住所	東京都東西市南町中央		
7	業者地番	N	100	○		○		事業者の地番	1-1-1		
8	業者方番	N	100	○		○		事業者の方番	○×△マンション603号		
9	業者郵便番号	X	10			○		事業者の郵便番号	1234567		
10	業者電話番号	X	20					事業者の電話番号	12-3456-7890		
11	業者ファックス番号	X	20					事業者のファックス番号	12-3456-7890		
12	福祉員	X	1					福祉員での使用の有無	1		
13	日具	X	1					日常生活用具での使用の有無	0		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/ig-cloud/02kiban07_030000024.html

⑦ 補装具コードファイル

(中間標準レイアウト仕様)データ項目一覧表

データ項目一覧表		業種名 障害者福祉				実行ファイル名 補装具コードファイル				バージョン V2.5	
No.	データ項目名称	データ型	桁数	外字 使用	コード	必須○/ 任意 [空白]	繰り返し (2以上の桁 以外の桁数)	項目説明	サンプル値	備考	
1	補装具コード	X	6			○		補装具の情報システム内で管理する番号	010101		
2	補装具名称	N	100			○		補装具の漢字名称	補装具名		
3	基本単価	SNV	15,4					補装具の基本単価	36120		
4	耐用年数	9	10					補装具の耐用年数	3		
5	件数	9	10					補装具交付件数	1		
6	適用開始年月	X	6					補装具の適用開始年月	190001		
7	適用終了年月	X	6					補装具の適用終了年月			
8	備考	N	250					補装具に関する備考	備考		

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19 障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

(6)「障害者福祉」コード

① (障害者福祉) コード構成表

(中間標準レイアウト仕様)コード構成表

コード構成表		業務名 障害者福祉	バージョン V2.5
No.	コード名	説明	備考
1	性別	性別	APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用
2	対象有無	該当の有無	
3	決定区分	決定区分	
4	身体障害者手帳申請種別	身体障害者手帳を申請する時の種別	
5	身体障害者手帳部位	身体障害者手帳の部位	
6	身体障害者手帳等級	身体障害者手帳の等級	
7	身体障害者手帳交付事由	身体障害者手帳の交付事由	
8	手帳返還事由	身体障害者手帳、療育手帳、精神通院の返還事由	
9	身体障害者手帳再交付事由	身体障害者手帳の再交付事由	
10	旅客運賃減額	身体障害者手帳、療育手帳の旅客運賃減額区分	
11	身体障害者手帳障害原因コード	身体障害者手帳の障害原因コード	
12	療育手帳申請種別	療育手帳の申請種別	
13	療育手帳障害程度	療育手帳の障害程度区分	
14	療育手帳判定機関	療育手帳の判定機関	
15	療育手帳交付事由	療育手帳の交付事由	
16	療育手帳判定事由	療育手帳の判定事由	
17	精神手帳申請種別	精神手帳を申請する時の種別	
18	精神手帳等級	精神手帳の等級	
19	精神手帳写真添付	精神手帳の申請時写真添付区分	
20	精神手帳添付書類	精神手帳の申請時添付書類区分	
21	精神手帳交付事由	精神手帳の交付事由	
22	精神手帳判定事由	精神手帳の判定事由	
23	判定ソフト識別コード	判定ソフトを識別するコード	
24	障害福祉サービス申請区分	障害福祉サービスの申請時の区分	
25	調査対象者コード	調査対象者と申請者の関係を示すコード	
26	実施場所	障害福祉サービス調査実施場所	
27	一次判定コード	障害福祉サービスの一次判定結果コード	
28	障害支援区分	障害福祉サービスの障害支援区分	APPLIC標準仕様のコード辞書(障害者福祉)を参照
29	変更事項	障害福祉サービス二次判定時変更理由	
30	認定有効期間	障害福祉サービスの障害支援区分認定期間区分	
31	障害福祉サービス法区分	障害福祉サービスの障害区分	
32	経過措置対象者区分	障害福祉サービスの経過措置対象区分	
33	自立訓練短期滞在加算	障害福祉サービスの自立訓練短期滞在加算	
34	国庫負担基準単位集計区分	障害福祉サービスの国庫負担基準単位集計区分	
35	障害福祉サービス所得区分	障害福祉サービスの所得区分	
36	障害福祉サービス種類	障害福祉サービスで決定できるサービスの種類	障害者自立支援給付支給システムに係るインターネットサービス(共通)仕様のコード一覧(決定サービスコード)を参照
37	児童障害程度区分	障害福祉サービス児童サービス決定時の児童の区分	
38	旧法障害程度区分	障害福祉サービス旧法法的決定時の程度区分	
39	決定短所入所医療型	短所入所決定時の医療型区分	

(次頁続く)

コード構成表		業名 障害者福祉	バージョン V2.5
No.	コード名	説明	備考
40	決定重度訪問介護加算	重度訪問介護決定時の加算報酬率	
41	決定重度障害者支援費加算	重度障害者支援加算	
42	旧法加算区分	旧法決定対象に付ける加算区分	
43	特別重度支援区分	障害福祉サービス短期入所の特別重度支援加算(平成25年4月以降廃止)	
44	重複減算区分	障害福祉サービス計画相談支援の重複減算加算	
45	児童移行者区分	障害福祉サービス児童移行者の区分	
46	児童移行者加算区分	障害福祉サービス児童移行者の加算区分	
47	発達支援加算区分	発達支援事業者の加算区分	
48	放課後等デイサービス区分	放課後等デイサービス事業者の加算区分	
49	障害児支援申請区分	障害児支援の申請時の区分	
50	障害児支援サービス種類	障害児支援で決定できるサービスの種類	障害者自立支援給付支払等システムに係るインターフェース(共通)仕様のコード一覧(決定サービスコード(障害児給付費))を参照
51	障害児支援法区分	障害児支援の障害区分	
52	多子軽減区分	障害児支援の多子軽減区分	
53	障害児支援所得区分	障害児支援の所得区分	
54	障害児支援食事加算区分	障害児支援の食事加算区分	
55	管理事業者区分	上層管理、サービス利用計画作成(平成24年4月以降は計画相談支援)の区分をとする区分	
56	地域支援事業申請区分	地域支援事業申請時の区分	
57	地域支援事業法区分	地域支援事業の種類	
58	地域支援事業サービス種類	地域支援事業で決定できるサービスの種類	
59	他決定用コード	地域新事業で任意で設定できる加算区分	※自治体ごとに個別に設定
60	地域支援事業新補区分	地域支援事業の所得区分	
61	補装具支給区分	補装具支給時の区分	
62	補装具支払区分	補装具支払内容の区分	
63	補装具申請法区分	補装具支給時の者・児の判定	
64	補装具所得区分	補装具所得区分	
65	補装具目名称別コード	補装具の目名称別コード	データ連携レイアウトにおける補装具目名称別コード一覧表を参照
66	日常生活用具申請法区分	日常生活用具所得区分	
67	日常生活用具所得区分	日常生活用具所得区分	
68	更生医療交付区分	更生医療の交付区分	
69	更生医療交付コード	更生医療の入院区分	
70	更生医療医療保険	更生医療の医療保険区分	
71	更生医療所得区分	更生医療の所得区分	
72	更生医療点数表	更生医療レセプト入力時の点数表	
73	更生医療本家人区分	更生医療レセプト入力時の本家人外	
74	更生医療通院区分	通院区分	
75	更生医療交付区分	更生医療の交付区分	
76	育成医療部位	育成医療の部位コード	
77	育成医療身体的内容コード	育成医療の入院区分	
78	育成医療医療保険	育成医療の医療保険区分	
79	育成医療所得区分	育成医療の所得区分	
80	育成医療点数表	育成医療レセプト入力時の点数表	
81	育成医療本家人区分	育成医療レセプト入力時の本家人外	
82	育成医療通院区分	通院区分	
83	精神通院交付区分	精神通院の交付区分	

(次頁続く)

コード構成表		業番名 障害者福祉	バージョン V2.5
No.	コード名	説明	備考
84	精神通院治療方針	精神通院の治療方針	
85	精神通院診断書提出	精神通院の診断書提出の有無	
86	精神通院保険区分	精神通院の保険区分	
87	精神通院疾患区分	精神通院の疾患区分	
88	精神通院所得区分	精神通院の所得区分	
89	手当区分	特別障害者手当等の手当区分	
90	特別障害者手当等喪失理由	特別障害者手当等の喪失理由	
91	特別障害者手当等障害区分	特別障害者手当等の障害区分	
92	特別障害者手当等停止理由	特別障害者手当等の停止理由	
93	特別障害者手当等停止解除理由	特別障害者手当等の停止解除理由	
94	特別障害者手当等公的年金区分	特別障害者手当等の年金区分	
95	支給区分	特別障害者手当等の支給区分	
96	定時随時区分	特別障害者手当等の定時随時区分	
97	認定根拠	特別児童扶養手当の認定根拠	
98	特別児童扶養手当障害内容区分	特別児童扶養手当の障害内容区分	
99	特別児童扶養手当児童等級	特別児童扶養手当の児童等級区分	
100	特別児童扶養手当同居別居区分	特別児童扶養手当の児童同居別居区分	
101	特別児童扶養手当喪失事由	特別児童扶養手当の喪失事由	
102	事業所指定区分	事業所等臨時事業所指定区分認定	
103	給地区分	給地区分	
104	機関区分	機関区分	
105	支払区分	支払区分	
106	業務区分	業務区分	
107	要不要区分	要不要区分	
108	金融機関	(金融機関)統一金融機関コード	APPLIC標準仕様のコード群(法通)より引用
109	支店	(金融機関)統一店番号	APPLIC標準仕様のコード群(法通)より引用
110	口座種別	(金融機関)預金種目	APPLIC標準仕様のコード群(法通)より引用
111	種別	種別	住民基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
112	障害疾病コード	障害疾病コード	
113	配扶区分	配偶者と扶養義務者の区分	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/02kiban07_03000024.html

② (障害者福祉) コード一覧表

(中間標準レイアウト仕様)コード一覧表

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考	
1	性別	X	1	1 男 2 女		APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用	
2	対象有無	X	1	0 なし 1 あり		APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用	
3	決定区分	X	1	1 決定 2 保留 3 却下		APPLIC標準仕様のコード辞書(共通)より引用	
4	身体障害者手帳申請種別	X	2	10 新規交付 11 県外からの転入のため新規交付 12 県内からの転入 21 租屋確認 22 紛失による再交付 23 手帳の記載欄に空白がなくなったための再交付 24 破損による再交付 25 その他による再交付 32 本人の氏名の変更 33 保護者の変更 34 本人の住所の変更 35 保護者の住所の変更 36 本人・保護者の住所の変更 37 その他の変更 42 死亡による返還 43 手帳が必要となくなったための返還 44 その他による返還			
5	身体障害者手帳部位	X	2	11 視覚障害 21 聴覚障害 22 平衡機能障害 31 音声機能障害 32 言語機能障害 33 そしゃく機能障害 41 肢体不自由 上肢 42 肢体不自由 下肢 43 肢体不自由 体幹 44 肢体不自由 運動機能障害・上肢 45 肢体不自由 運動機能障害・移動 51 内臓障害 心臓機能障害 52 内臓障害 腎臓機能障害 53 内臓障害 呼吸器機能障害 54 内臓障害 膀胱・直腸機能障害 55 内臓障害 小腸機能障害 56 内臓障害 免疫機能障害 57 内臓障害 肝臓機能障害			

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考	
6	身体障害者手帳等級	X	1	0	1級		
				1	2級		
				2	3級		
				3	4級		
				4	5級		
				5	6級		
				6	7級		
7	身体障害者手帳再交付事由	X	1	1	新規交付		
				2	県外からの転入		
				3	県内からの転入		
				Z	その他		
8	手帳返還事由	X	1	1	死亡		
				2	治ゆ		
				3	その他		
				4	県外		
9	身体障害者手帳再交付事由	X	1	1	再判定		
				2	再認定		
				3	障害追加		
				4	級変更		
10	障害認定減額	X	1	1	1種		
				2	2種		
11	身体障害者手帳障害原因コード	X	2	01	戦傷(戦災)		
				02	労災		
				03	不慮		
				04	疾病(先天性)		
				05	疾病(後天性)		
				06	交通事故		
				07	その他		

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考
12	療育手帳申請種別	X	2	10 新規交付 11 県外からの転入のため新規交付 12 県内からの転入 21 初度発給 22 紛失による再交付 23 手帳の記載欄に空白がなくなったための再交付 24 破損による再交付 25 その他による再交付 32 本人の氏名の変更 33 保護者の変更 34 本人の住所の変更 35 保護者の住所の変更 36 本人・保護者の住所の変更 37 その他の変更 42 死亡による返還 43 手帳が必要となくなったための返還 44 その他による返還	コード間の内容	
13	療育手帳障害程度	X	2	01 A(重度) 02 A(重度) 03 A(中度) 04 B(中度) 05 B(軽度)		
14	療育手帳判定機関	X	1	1 判定機関A 2 判定機関B		
15	療育手帳交付事由	X	1	1 新規交付 2 県外からの転入 3 県内からの転入 Z その他		
16	療育手帳判定事由	X	1	1 再判定 2 再設定 3 障害追加 4 撤廃		
17	精神手帳申請種別	X	2	01 新規 02 更新 03 再登録 04 都道府県間の住所変更 05 等級の変更 06 再交付 07 居住地の変更 08 氏名の変更 09 居住地・氏名の変更		

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考	
18	精神手帳等級	X	1	1 1級 2 2級 3 3級			
19	精神手帳写真添付	X	1	1 有 2 無 3 貼付済			
20	精神手帳添付書類	X	1	1 年金 2 診断書			
21	精神手帳交付事由	X	1	1 新規 2 更新 3 再登録 4 県内の住所変更 5 等級の変更 6 再交付 7 居住地の変更 8 氏名の変更 Z その他			
22	精神手帳判定事由	X	1	1 新規 2 更新 3 再登録 4 県内の住所変更 5 等級の変更 6 再交付 7 居住地の変更 8 氏名の変更 Z その他			
23	判定ソフト識別コード	X	4	H00a H14a	障害程度区分判定ソフト2006 障害支援区分判定ソフト2014		
24	障害福祉サービス申請区分	X	1	1 支給申請 2 更新申請 5 負担減額申請 6 秘録見直し申請 7 区分認定のみ			
25	調査対象者コード	X	1	1 申請者と同じ 2 支給申請に係る児童			
26	実施場所	X	1	1 居宅内 2 施設内 9 その他			

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考	
27	一次利用コード	X	2	01 非該当 21 区分1 22 区分2 23 区分3 24 区分4 25 区分5 26 区分6			
28	障害支援区分	X	2	-		APPLIC標準仕様のコード詳書(障害者福祉)を参照	
29	変更事項	X	2	01 日、C項目群(区分変更の例) 02 特記事項 03 医師意見書			

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容
30	認定有効期間	X	2	03 3月間 04 4月間 05 5月間 06 6月間 07 7月間 08 8月間 09 9月間 10 10月間 11 11月間 12 12月間 13 13月間 14 14月間 15 15月間 16 16月間 17 17月間 18 18月間 19 19月間 20 20月間 21 21月間 22 22月間 23 23月間 24 24月間 25 25月間 26 26月間 27 27月間 28 28月間 29 29月間 30 30月間 31 31月間 32 32月間 33 33月間 34 34月間 35 35月間 36 36月間 37 37月間 38 38月間 39 39月間 40 40月間 41 41月間 42 42月間	備考

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考	
31	障害福祉サービス区分	X	2	11	身体障害者		
				21	知的障害者		
				31	身体障害児		
				32	知的障害児		
				33	精神障害児		
32	経過措置対象者区分	X	1	1	障害外		
				2	対象(通所)		
				3	対象(入所)		
				1	継続		
				2	緊急		
34	国庫負担基準単位集計区分	X	1	1	対象外		
				2	共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(重度訪問介護利用者の支援の度合相当)		
				3	共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(同行支援利用者の支援の度合相当)		
				4	共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者(行動支援利用者の支援の度合相当)		
				5	共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者		
35	障害福祉サービス所帯区分	X	2	01	生活保護		
				02	住所得1		
				03	住所得2		
				04	一般1		
				05	一般2		
				99	その他		
36	障害福祉サービス種類	X	6	-	-		
				1	区分1		
37	児童障害程度区分	X	1	1	区分1		
				2	区分2		
				3	区分3		
38	旧法障害程度区分	X	1	1	障害程度区分A		
				2	障害程度区分B		
				3	障害程度区分C		
39	決定短期入所医療型	X	1	1	療養介護(省)		
				2	重症心身(県)		
				3	その他(省・県)		
40	決定重度訪問介護加算	X	1	1	重度障害者等包括支援施設対象者		
				2	障害支援区分6該当者		
				3	その他		
41	決定重度障害者支援費加算	X	1	0	なし		
				1	重度		
				2	重度(身基本)		
				3	重度(身重度)		
				4	重度(知的)		

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5					
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考				
42	旧法加算区分	X	2	01	通所特別支援加算					
				02	入所特別支援加算					
				03	速達性意識障害加算					
				04	筋萎縮性筋萎縮化症患者加算					
				05	神経内科加算					
				06	看護師加算					
				07	常勤医師加算					
				08	強度行動障害支援加算					
				09	自活訓練支援加算					
				10	重度重複加算					
				13	自活訓練支援加算Ⅰ					
				14	自活訓練支援加算Ⅱ					
				43	特別重度支援区分		X	1	1	加算Ⅰ
									2	加算Ⅱ
44	重複加算区分	X	1	1	居宅介護支援費Ⅰ					
				2	居宅介護支援費Ⅱ					
				3	介護予防支援費					
45	児童移行者区分	X	1	1	職業介護児					
				2	知的障害児					
				3	自閉症児					
				4	盲児					
				5	ろうめ児					
				6	肢体不自由児					
46	児童移行者加算区分	X	1	1	強度行動障害加算					
				2	重度重複加算					
				3	自活訓練加算					
				4	重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ))					
				5	重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ))					
				6	重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ))					
				7	重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ))					
				8	重度障害児支援(肢体不自由児)					
				9	重度障害児支援(強度行動障害)					
				01	児童発達支援センター以外の特定児童発達支援事業所の場合					
47	発達支援加算区分	X	2	02	児童発達支援センター以外の特定児童発達支援事業所の場合					
				03	主たる対象が重症心身障害の場合					
				01	重症心身障害以外の障害の場合					
48	放課後等子加算区分	X	2	02	主たる対象が重症心身障害の場合					
				01	支給申請					
49	障害児支援申請区分	X	1	1	更新申請					
				2	更新申請					
				5	負担減額申請					
				6	秘録見直し申請					
				-	-					
50	障害児支援サブズ種類	X	6	-		障害者自立支援給付システムに係るインターフェース(未通)仕様の確認(※近サ一七スコード(障害児給付費))を参照				

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考	
51	障害所支援法区分	X	2	11	身体障害者		
				21	知的障害者		
				31	身体障害児		
				32	知的障害児		
				33	精神障害児		
52	多子世帯区分	X	1	1	障害対象者		
				2	第2子以降対象児童		
				01	生活保護		
				02	低所得1		
				03	低所得2		
53	障害所支援所備区分	X	2	04	一般1		
				05	一般2		
				99	その他		
				1	対象外		
				2	加算(1)		
54	障害所支援食事加算区分	X	1	1	対象外		
				2	加算(1)		
				3	加算(2)		
55	管理事業者区分	X	1	1	上層管理事業所		
				2	サ―ビス利用計画作成事業所		
56	地域支援事業申請区分	X	1	1	支給申請		
				2	更新申請		
				5	負担減額申請		
				6	秘録見直し申請		
				11	身体障害者		
				21	知的障害者		
57	地域支援事業法区分	X	2	31	身体障害児		
				32	知的障害児		
				33	精神障害児		
				41	精神障害者		
				51	難病対象者		
58	地域支援事業サ―ビス種別	X	6	111000	移動支援(身体介護を伴う)		
				112000	移動支援(身体介護を伴わない)		
59	他決定用コード	X	2	-			※自治体ごとに個別に設定
				1	生活保護		
				2	低所得1		
				3	低所得2		
				4	一般(階層1)		
60	地域支援事業所備区分	X	1	5	一般(階層2)		
				1	購入		
				2	修理		
61	補修費支給区分	X	1	1	購入		
				2	修理		
				3	貸与		

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
62	補装具支払区分	X	1	1 代理受領 2 償還払い		
63	補装具申請法区分	X	1	1 身体障害者 3 身体障害児		
64	補装具所得区分	X	1	1 生活保護 2 低所得Ⅰ 3 低所得Ⅱ 4 一般 5 一定所得以上		
65	補装具種目名称別コード	X	6	-		データ標準レイアウトにおける補装具種目名称別コード一覧表を参照
66	日常生活用具申請法区分	X	1	1 身体障害者 3 身体障害児		
67	日常生活用具所得区分	X	1	1 生活保護 2 低所得1 3 低所得2 4 階層1 5 階層2 6 一定所得以上		
68	更生医療交付区分	X	2	01 新規 02 変更		
69	更生医療具体的内容コード	X	1	1 入院 2 入院外 3 入院・入院外		
70	更生医療医療保険	X	1	1 国民健康保険 2 政府管掌健康保険 3 共済組合 4 国民健康保険組合 5 総合管掌健康保険 6 後期高齢者医療 9 その他		
71	更生医療所得区分	X	1	0 非該当者 1 生活保護 2 低所得1 3 低所得2 4 中間所得層 5 中間所得層1 6 中間所得層2 7 一定所得以上(重複) 8 一定所得以上		
72	更生医療点数表	X	1	1 病院 4 薬局 5 訪問		

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考
73	更生医療本家人外区分	X	1	0	老人入院外(2割負担)	
				1	本人入院	
				2	本人入院外	
				5	家族入院	
				6	家族入院外	
				7	老人入院(1割負担)	
				8	老人入院外(1割負担)	
				9	老人入院(2割負担)	
				A	生保入院	
				B	生保入院外	
74	更生医療通院区分	X	1	0	なし	
				1	全部	
75	育成医療交付区分	X	2	01	新規	※自治体ごとに個別に設定
				02	変更	
76	育成医療部位	X	2	11	初覚障害	※自治体ごとに個別に設定
				21	聴覚障害	
77	育成医療具体的内容コード	X	1	1	入院	
				2	入院外	
				3	入院入院外	
78	育成医療医療保険	X	1	1	国民健康保険	
				2	政府管理健康保険	
				3	共済組合	
				4	国民健康保険組合	
				5	組合管理健康保険	
				6	後期高齢者医療	
				9	その他	
				0	非該当者	
				1	生活保護	
79	育成医療所得区分	X	1	2	低所得1	
				3	低所得2	
				4	中間所得層1	
				5	中間所得層2	
				6	中間所得層1(重総)	
				7	中間所得層2(重総)	
				8	一定所得以上(重総)	
				9	一定所得以上	
				1	病院	
80	育成医療品数表	X	1	4	薬局	
				5	訪問	

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	子タイプ	桁数	コード値	コード間の内容	備考
81	育成医療本家人外区分	X	1	0	老人入院外(2割負担)	
				1	本人入院	
				2	本人入院外	
				3	来訪学入院	
				4	来訪学入院外	
				5	家族入院	
				6	家族入院外	
				7	老人入院(1割負担)	
				8	老人入院外(1割負担)	
				9	老人入院(2割負担)	
82	育成医療通院区分	X	1	A	生保入院	
				B	生保入院外	
				0	なし	
				1	全部	
				2	一部	
				00	申請中	
				01	新規	
				02	再認定	
				03	追加交付	
				04	変更	
84	精神通院治療方針	X	1	05	再登録	
				1	有	
				2	無	
				9	-	
				1	医療用(1年目)	
85	精神通院診断書提出	X	1	2	医療用(2年目)	
				3	手帳用(1年目)	
				4	手帳用(2年目)	

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5					
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考				
86	精神医療院医療区分	X	3	001	健保 本人					
				002	健保 家族					
				003	国保 一般					
				004	国保 退職本人					
				005	国保 退職家族					
				006	健保 本人					
				007	健保 家族					
				008	共済 本人					
				009	共済 家族					
				010	老保					
				011	生保 専給中					
				012	生保 申請中					
				013	労災					
				014	未加入					
				015	その他					
				016	後期高齢者医療					
				87	精神医療院疾患区分	X	3	001	統合失調症	
								002	うつ病	
								003	うつ病エピソード	
								004	アルツハイマー型認知症	
								005	双極性感情障害	
								006	てんかん	
								007	精神遅滞	
								008	統合失調型障害	
								009	社会恐怖症	
								010	持続性身体表現性移行障害	
								011	てんかん性精神病	
012	器質性気分障害									
013	アルコール症									
014	心因性心気									
015	混合性不安抑うつ障害									
016	アルコール精神病									
017	アルコール幻覚症									
018	そううつ病									
019	強迫神経症									
020	不安神経症									
021	分裂感情障害									
022	器質性無力性障害									
023	脳損傷による他の精神病									
024	急性一過性精神病									
026	外傷性てんかん									
027	統合失調感情障害									
028	アルツハイマー病									

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考
87	精神通院疾患区分	X	3	030	神経症	
				031	重症ストレス反応及び適応障害	
				032	摂食障害	
				033	分裂様型障害	
				034	非定型精神病	
				035	血管性認知症	
				036	初老期痴呆症	
				037	脳損傷、脳機能不全及び身体疾患による他の精神障害	
				038	パニック障害	
				039	人格障害	
				040	器質性精神障害	
				041	反復性うつ病性障害	
				042	薬物依存症	
				043	抑うつ神経症	
				044	多動性障害	
				045	身体表現性障害	
				046	持続性気分感情障害	
				047	薬物断絶後遺症	
				048	心気神経症	
				049	脳炎後症候群	
				050	自閉症	
				051	不安障害	
				052	妄想性障害	
				053	器質性感情障害	
				054	強迫性障害	
				055	知的障害	
				056	躁病	
				057	器質性変容障害	
				058	ヘルペス脳炎後遺症	
				059	癲癇性障害	
				060	非器質性精神障害	
				061	気分変調症	
				062	器質性情緒不安定性障害	
				063	恐怖症性不安障害	
				064	神経症性障害	
				065	脳血管性認知症	
				066	通心障害	
				067	広汎性発達障害	
				068	覚醒剤中毒後遺症	
				069	注意欠陥多動性障害	
				070	重症ストレス反応	
				071	老人性精神病	

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考
87	精神通院疾患区分	X	3	072 身体化障害 073 非器質性睡眠障害 074 詳細不明の認知症 075 反社会性障害 076 感情障害 077 外傷性ストレス障害 078 依存性バーナリアリイ障害 079 頭部外傷による認知症 080 側頭葉てんかんによる精神症状 081 神経症うつ病 082 他の不安障害 083 広汎性発達障害 084 揮発性洗剤使用による精神行動障害 085 精神作用物質による精神障害 086 高次脳機能障害 087 睡眠障害 088 アスベルガー障害 089 幻覚薬使用による精神及び行動の障害 090 器質性統合失調症 091 器質性健忘症候群 092 双極性障害 093 ブラダー 094 アルコール依存症候群 095 重症うつ病 096 双極性感情障害 097 脳野薬後遺症 098 統合失調感情障害 099 恐怖症性不安障害		
88	精神通院所得区分	X	1	1 生活保護 2 低所得1 3 低所得2 4 中間所得層 5 中間所得層1 6 中間所得層2 7 一定所得以上(重軽) 8 一定所得以上		
89	手当区分	X	2	01 福祉手当 02 障害児福祉手当 03 特別障害者手当		

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5							
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考							
90	特別障害者手当等喪失理由	X	2	01	障害年金等を受けるようになったため								
				02	施設に入所したため								
				03	病院・診療所に3ヶ月以上継続して入居するに至った。								
				04	障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態で該当しなくなったため								
				05	20才到達したため								
				06	死亡のため								
				07	転出のため								
				99	その他								
				91	特別障害者手当等障害区分			X	2	01	初発障害		
										02	聴覚障害		
03	肢体不自由												
04	心臓機能												
05	呼吸器機能												
06	じん臓機能												
07	肝臓機能												
08	血液疾患												
09	知的障害												
10	精神障害												
11	その他の障害												
92	特別障害者手当等停止理由	X	2	01	所得制限月額以上のため								
93	特別障害者手当等停止解除理由	X	2	01	所得制限月額以下のため								

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	子タイプ	桁数	コード値	コードの内容	備考
94	特別障害者手当等公的年金区分	X	2	00 国庫年金 01 障害基礎年金 1級 02 障害基礎年金 2級 03 高齢基礎年金 04 高齢基礎厚生年金 05 高齢厚生年金 06 遺族厚生年金 07 遺族共済年金 08 遺族基礎厚生年金 09 障害基礎厚生年金 10 障害共済年金 11 障害基礎年金 12 恩給 13 退職共済年金 14 労災年金 15 扶養年金 16 公立学校共済年金 17 農業者老齢年金 18 国勢公務員共済年金 19 市町村職員共済年金 20 私学共済年金 21 森林共済年金 22 公立学校共済障害年金 23 厚生年金基金 24 職員保険年金 25 特別障害給付金 26 農業年金 27 企業年金 99 その他		
95	支給区分	X	1	1 支給 2 開始前 3 終了後 4 停止中 5 未作成		
96	定時臨時区分	X	1	1 定時 2 臨時		
97	認定種類	X	1	1 手帳 2 診断書 3 診断書が可能な		

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉		バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考	
98	特別児童扶養手当障害内容区分	X	2	01 視覚障害 02 聴覚障害 03 身体不自由 04 心臓機能 05 呼吸器機能 06 じん臓機能 07 肝臓機能 08 血液疾患 09 知的障害 10 精神障害 11 その他の障害			
99	特別児童扶養手当児童等級	X	2	01 1級 02 2級		APPLIC障害仕様のコード簿書(障害者福祉)より引用 APPLIC障害仕様のコード簿書(障害者福祉)より引用	
100	特別児童扶養手当同居別居区分	X	1	1 同居 2 別居			
101	特別児童扶養手当喪失事由	X	2	01 死亡のため 02 特別区 03 特甲地 04 乙地 05 丙地			
102	事業所指定区分	X	1	1 都道府県指定 2 市町村指定			
103	歳地区分	X	2	01 特別区 02 特甲地 03 甲地 04 乙地 05 丙地			
104	機関区分	X	1	1 医療機関 2 薬局 3 デイケア 4 訪問看護 5 検査 02 他選			
105	支払区分	X	2	01 代理受領 02 他選		※自治体ごとに個別に設定	
106	業務区分	X	2	-			
107	要不要区分	X	1	0 不要 1 要			
108	金融機関	X	4	-		APPLIC障害仕様のコード簿書(共通)より引用 ※(全銀協)統一金融機関コード	
109	支店	X	3	-		APPLIC障害仕様のコード簿書(共通)より引用 ※(全銀協)統一店番号	
110	口座種別	X	1	-		APPLIC障害仕様のコード簿書(共通)より引用 ※(全銀協)預金種目	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 パーソナル	
		V2.5	

No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
111	続柄	X	2	00	不明	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				02	世帯主	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				11	夫	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				12	妻	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				13	妻(未婚)	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				14	妻(未婚)	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				20	子	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				2X	子()	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				51	父	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				52	母	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				62	祖父	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				63	祖母	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				66	曾祖父	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				67	曾祖母	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				71	兄	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				74	弟	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				81	姉	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				84	妹	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				91	おじ	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				92	おば	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				93	甥	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				94	姪	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				95	いとこ	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				96	縁故者	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				98	使用人	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				99	同居人	住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用
				XX		住居基本台帳ネットワークシステムのコードより引用

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉	バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型 桁数	コード値	コード間の内容	備考
112	障害者福祉コード	X 3	001	LeA腎症	
			002	亜急性硬化性全脳炎	
			003	アジソン病	
			004	アミロイドーシス	
			005	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
			006	多発血管炎性肉芽腫症	
			007	HTLV-1関連腎臓症	
			008	(旧)ADH 不適合分泌症候群	
			009	腎色弱帯赤化症	
			010	潰瘍性大腸炎	
			011	下垂体前葉機能低下症	
			012	加齢黄斑変性	
			013	肝外門脈閉塞症(経過措置)	
			014	副腎リウマチ	
			015	肝内結石症(経過措置)	
			016	病性低アルドステロン症(経過措置)	
			017	病性副甲状腺機能低下症	
			018	球形副腎性腎萎縮症	
			019	急進性糸球体腎炎	
			020	強皮症	
			021	ゴラン・バレー症候群(経過措置)	
			022	高萎縮性骨軟化症	
			023	クッシング病	
			024	グルココルチコイド抵抗症(経過措置)	
			025	クロー・深淵症候群	
			026	クローン病	
			027	劇症肝炎(経過措置)	
			028	結節性硬化症	
			029	(旧)結節性動脈周囲炎	
			030	血性性血小袋減少性紫斑病	
			031	原発性アルドステロン症(経過措置)	
			032	原発性硬化性胆管炎	
			033	原発性副甲状腺低下症	
			034	原発性胆汁性肝硬変	
			035	原発性高脂血症	
			036	原発性免疫不全症候群	
			037	硬化性萎縮性苔癬(経過措置)	
			038	好酸球性筋膜炎(経過措置)	
			039	後縦帯赤化症	
			040	抑素型心筋症	
			041	広範囲性管状腎炎	
			042	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	
			043	抗リン脂質抗体症候群	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考
112	障害者福祉コード	X	3	044	骨髄異形形成症候群	
				045	骨髄繊維症	
				046	コナドトロピン分泌亢進症	
				047	混合性結合組織病	
				048	再生不良性貧血	
				049	サルコイドーシス	
				050	シェーグレン症候群	
				051	色素性乾皮症	
				052	自己免疫性肝炎	
				053	自己免疫性溶血性貧血	
				054	視神経症(経過措置)	
				055	若年性肺炎腫	
				056	重症急性肺炎(経過措置)	
				057	重症筋力症	
				058	神経性過食症(経過措置)	
				059	神経性食慾不振症(経過措置)	
				060	神経繊維腫症	
				061	進行性核上性麻痺	
				062	進行性骨化性線維形成症	
				063	進行性多発性白質脳症	
				064	ステイーンズ・ジョンソン症候群	
				065	スモン	
				066	正常圧水頭症	
				067	成人スチル病	
				068	腎臓空洞症	
				069	腎臓小脳萎縮症(多系統萎縮症を除外)	
				070	腎臓性筋萎縮症	
				071	全身性エリマトーシス	
				072	成長ホルモン分泌亢進症	
				073	先天性OT遅延症候群(経過措置)	
				074	先天性角膜炎	
				075	先天性胃皮質酵素欠損症	
				076	巨細胞性動脈炎	
				077	高安動脈炎	
				078	大腸皮質基底核変性症	
				079	多系統萎縮症	
				080	(旧)多系統運動ニューロパシー	
				081	(旧)多発筋炎	
				082	多発性硬化症/視神経脊髄炎	
				083	多発性萎縮腎	
				084	運動性内リンパ水腫	
				085	(旧)中樞性肺病	
				086	中毒性表皮壊死症	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード値の内容	備考
112	障害者福祉コード	X	3	087	TSH分泌亢進症	
				088	TSH受容体異常症(経過措置)	
				089	大動脈	
				090	特発性拡張型心筋症	
				091	特発性間質性肺炎	
				092	特発性血小小板減少性紫斑病	
				093	特発性血栓症(経過措置)	
				094	特発性大腸骨頭壊死症	
				095	特発性門脈圧亢進症	
				096	特発性両側性感音難聴	
				097	突発性難聴	
				098	一次性ネフロセ症候群	
				099	腫瘍性乾癆	
				100	萎縮性線維症	
				101	ハーキンソン病	
				102	ハージャー病	
				103	肺動脈性肺高血圧症	
				104	肺動脈性低酸素血症	
				105	ハント・キアリ症候群	
				106	ハンチントン病	
				107	洞激性特発性骨髄腫症	
				108	肥大型心筋症	
				109	ピタミンD依存性低くろ病/骨軟化症	
				110	(旧)皮膚筋炎	
				111	ひまん性汎細気管支炎	
				112	肥満低酸素症候群	
				113	暴発水疱症	
				114	フィッシャー症候群	
				115	ブリオン病	
				116	ペーチェット病	
				117	(旧)バルオキソソーム病	
				118	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
				119	(旧)慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
				120	慢性血栓性肺高血圧症	
				121	慢性膵炎	
				122	ミトコンドリア病	
				123	メニエール病(経過措置)	
				124	網膜色素上皮症	
				125	もやもや病	
				126	神経骨髄系血球症	
				127	ラングルハンス細胞組織芽生症	
				128	ライソソーム病	
				129	リンパ管腫瘍症	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考
112	障害者福祉コード	X	3	130	甲状腺ホルモン不応症	
				131	アルツハイマー病	
				132	A D H 分離異常症	
				133	遠位型ミオパチー	
				134	巨大膀胱短小結腸腸管運動不全症	
				135	クリオピリン関連周期熱症候群	
				136	結節性多発動脈炎	
				137	顕微鏡的多発血管炎	
				138	好酸球性消化管疾患	
				139	コスチロ症候群	
				140	再発性多発軟骨炎	
				141	CFE 症候群	
				142	自己食食空腸性ミオパチー	
				143	シャルコー-マリー-トウス病	
				144	シュルツルヤンベル症候群	
				145	全身型若年性特発性関節炎	
				146	先天性筋力症候群	
				147	先天性副腎低形成症	
				148	チャージ症候群	
				149	腸管神経節細胞腫少症	
				150	TNF 受体制理周期性症候群	
				151	特発性基底核石灰化症	
				152	肺静脈血栓症／肺毛細血管腫症	
				153	非典型型溶血性尿毒症症候群	
				154	皮膚筋炎／多発性筋炎	
				155	斜入体筋炎	
				156	ブラウ症候群	
				157	ベスレムミオパチー	
				158	慢性炎症性脳髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	
				159	慢性特発性肉性関節炎	
				160	ルピシユタインハイブリッド症候群	
				161	アイカルチン症候群	
				162	アイザックス症候群	
				163	IGG 関連疾患	
				164	アッシャー症候群	
				165	アトピー性関節炎	
				166	アペール症候群	
				167	アラジール症候群	
				168	有馬症候群	
				169	アルボート症候群	
				170	アレキサンダー病	
				171	アンジェルマン症候群	
				172	アントレービクスラ症候群	

(次頁続く)

コード一覧表			業務名 障害者福祉	バージョン V2.5	
No.	コード名	データ型 桁数	コード値	コード間の内容	備考
112	障害疾病コード	X 3	173	インフルエンザ	
			174	一急性性増殖性糸球体腎炎	
			175	1b36欠血症候群	
			176	遺伝性ジストニア	
			177	遺伝性閉鎖性四肢麻痺	
			178	遺伝性眼炎	
			179	遺伝性鉄芽球性貧血	
			180	VATER症候群	
			181	ウイパー症候群	
			182	ウリアムズ症候群	
			183	ウィルソン病	
			184	ウエスト症候群	
			185	ウェルナー症候群	
			186	ウオルフラム症候群	
			187	ATR-X症候群	
			188	エーラス・ダングロス症候群	
			189	エプスタイン症候群	
			190	エプスタイン病	
			191	エヌエル症候群	
			192	円錐角膜	
			193	翼状ジストロフィー	
			194	大田原症候群	
			195	オクシタル・ホーン症候群	
			196	オスラー病	
			197	カーニー複合	
			198	痛風様化を伴う内側頭蓋くもかん	
			199	家族性地中海熱	
			200	家族性良性慢性天疱瘡	
			201	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケボ症候群	
			202	歌麩症候群	
			203	カラフト・スー・リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
			204	肝型髄鞘病	
			205	間質性膀胱炎(ハンナ型)	
			206	環状20番染色体症候群	
			207	完全大血管転位症	
			208	腫皮膚白皮症	
			209	キャロウェイ・モフト症候群	
			210	急性機死性脚症	
			211	急性網膜壊死	
			212	強直性脊椎炎	
			213	巨大静脈奇形(顔面口唇咽頭びまん性病変)	
			214	巨大動脈奇形(顔面部又は四肢病変)	
			215	巨大リンパ管奇形(顔面部病変)	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5			
No.	112 障害者福祉コード	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考
			X	3	216	筋型麻痺病	
					217	筋ジストロフィー	
					218	クリッペル・レド・ネー・ウエーバー症候群	
					219	クルーゾン症候群	
					220	グルコーストランスボーター欠損症	
					221	グルタル酸血症1型	
					222	グルタル酸血症2型	
					223	クロンカイト・カナダ症候群	
					224	積算重積型(二相性)急性脳症	
					225	限局性皮質異形成	
					226	原糸性局所多牙症	
					227	顕微鏡的大腸炎	
					228	高心症候群	
					229	好酸球性副鼻腔炎	
					230	抗糸球体基底膜腎炎	
					231	高チロシン血症1型	
					232	高チロシン血症2型	
					233	高チロシン血症3型	
					234	後天性赤芽球癆	
					235	コケイン症候群	
					236	骨形成不全症	
					237	5α欠症候群	
					238	コフィン・シリス症候群	
					239	コフィン・ローリー症候群	
					240	聴覚腎症候群	
					241	サイトメガロウイルス角膜炎	
					242	左心形形成症候群	
					243	三尖弁閉鎖症	
					244	自己免疫性出血病Ⅲ	
					245	シトステロール血症	
					246	著眼鏡性腎炎	
					247	脂肪萎縮症	
					248	修正大血管転位症	
					249	命途睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
					250	神経細胞移動異常症	
					251	神経細胞スロイロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
					252	神経フェリチン症	
					253	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
					254	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
					255	スターン・ウェーバー症候群	
					256	スミス・マキニス症候群	
					257	聴覚Ⅹ症候群	
					258	聴覚Ⅹ症候群関連疾患	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コード間の内容	備考
112	障害者福祉コード	X	3	259	青龍眼瞼腫	
				260	先天性横隔膜ヘルニア	
				261	先天性核上性球様腫	
				262	先天性腎性尿崩症	
				263	先天性赤血球形成異常性貧血	
				264	先天性大腸白質形成不全症	
				265	先天性風疹症候群	
				266	先天性ミオハチー	
				267	先天性無汗癆瘵	
				268	先天性葉酸吸収不全	
				269	前頭側頭葉萎縮症	
				270	早期ミオクローム一塩症	
				271	総動脈瘤様症	
				272	総排腔外反症	
				273	総排腔外反症	
				274	ソトス症候群	
				275	タイアモンドブラックアファン貧血	
				276	第14番染色体父親性タリミネー症候群	
				277	タウン症候群	
				278	タフトフォリック骨異形成症	
				279	多脾症候群	
				280	タンジール病	
				281	単心室症	
				282	弾性繊維性仮性黄色腫	
				283	短腸症候群	
				284	胆道閉鎖症	
				285	中間神経節形成異常症/ドモルシア症候群	
				286	佐ハスファターゼ症	
				287	秃頭と変形性骨腫瘍を伴う常染色体劣性白質脳症	
				288	特異性後天性全身性無汗症	
				289	ドラヘ症候群	
				290	中條-西村症候群	
				291	那須・ハコラ病	
				292	軟骨無形成症	
				293	難治頭回部分発作重積型急性脳炎	
				294	22q11.2欠失症候群	
				295	乳幼児肝巨大血管腫	
				296	原素サイクル異常症	
				297	スーナン症候群	
				298	腸腫黄色腫症	
				299	腸萎ヘモジリン沈着症	
				300	肺胎蛋白症(自己免疫性又は先天性)	
				301	PCDH19関連症候群	

(次頁続く)

コード一覧表		業務名 障害者福祉		バージョン V2.5		
No.	コード名	データ型	桁数	コード値	コードの内容	備考
112	障害者病コード	X	3			
				302	肥厚性皮膚骨髄症	
				303	非シスロフロイン性モトニ一症候群	
				304	皮膚下硬癭と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈瘤症	
				305	ピタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
				306	ヒッカーズタンパク脳症	
				307	非特異性多発性小腸潰瘍症	
				308	ヒルシユスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	
				309	ファイブア一症候群	
				310	ファロー四徴症	
				311	ファンconi貧血	
				312	フェニルケトン尿症	
				313	複合カルボキシアセア症	
				314	副甲状腺機能低下症	
				315	副腎白質シストロフィー	
				316	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
				317	ブラザー・ウィリ症候群	
				318	プロヒオン酸血症	
				319	閉塞性細気管支炎	
				320	ヘパリン起因性血小板減少症	
				321	ヘモクロマトーシス	
				322	ペリ一症候群	
				323	ペルシード角膜炎線萎症	
				324	ペルオキシソーム病(副腎白質シストロフィーを除く)	
				325	片側巨脳症	
				326	片側顔面・片膝蓋・てんかん症候群	
				327	ホルフォリン症	
				328	マリネスコ・ジェーレン症候群	
				329	マルファン症候群	
				330	慢性再発性多発性骨髄炎	
				331	ミオクローニ一欠伸てんかん	
				332	ミオクローニ一筋力発作を伴うてんかん	
				333	無陣症候群	
				334	無びりけタンパク血症	
				335	メーブルシロップ尿症	
				336	メチルマロン酸血症	
				337	メヒウス症候群	
				338	メンケス病	
				339	モフト・ウィルソンの症候群	
				340	薬剤性過敏症症候群	
				341	ヤング・シンプソン症候群	
				342	慢性遺伝形質をとる遺伝性難聴	
				343	逆走性無高熱作を伴う乳児てんかん	
				344	4p欠症候群	

(次頁続く)

コード一覧表				業務名 障害者福祉	バージョン V2.5
No.	コード名	データ型 桁数	コード値	コード間の内容	備考
112	障害系病コード	X 3	345	ラスムッセン肺炎	
			346	ランドウ・クレファナー症候群	
			347	リジン尿性蛋白不閉症	
			348	高脚性小耳症・外耳道閉鎖症	
			349	両大血管奇形起胎症	
			350	リンパ管腫症／コーハム病	
			351	類天疱瘡（後天性膿疱性及水疱症を含む。）	
			352	レーベル・遺伝性脱神経症	
			353	レシチンコレステロールアルファⅡ型アポリポタンタンパク質欠損症	
			354	芽生遺伝形式を有する遺伝性難聴	
			355	レット症候群	
			356	レックラス・カスター症候群	
			357	ロスモンド・トムソン症候群	
			358	脚骨異常を伴う先天性側弯症	
			999	その他	
113	配付区分	X 2	01	配付者	
			02	扶養義務者	

(出所) 中間標準レイアウト仕様 v2.5「19.障害者福祉」データ項目一覧表 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/ig-cloud/02kiban07_03000024.html

4. 障害福祉関係データベースの定期出力集計表案

障害福祉関係データベースの基本的な情報を月1回又は年1回、定期的に出力する集計表を以下にまとめた。

- (1) 集計概要
- (2) 障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計案
- (3) 障害支援区分審査判定結果等に関する集計案
- (4) 補装具の購入件数・金額等に関する集計案
- (5) 手帳の交付件数等に関する集計案

(1) 集計概要

本集計表は、障害福祉関係データベースの基本的な情報を提供する集計表として、月1回又は年1回の頻度で出力することを想定している。

集計表として、「障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計」、「障害支援区分審査判定結果等に関する集計」、「補装具の購入件数・金額等に関する集計」、「手帳の交付件数等に関する集計」の4区分を出力する。

● 障害福祉サービスの利用者数、給付額等に関する集計案

《利用者数に係る集計》

- ① サービス利用者数
- ② 障害支援区分別のサービス利用者数
- ③ 障害支援区分別変更タイプごとのサービス利用者数
- ④ サービス利用者における平均障害支援区分
- ⑤ サービス利用者における重度者割合
- ⑥ 所得区分別のサービス利用者数
- ⑦ サービス種類別のサービス利用者数

《費用に係る集計》

- ⑧ 総費用額・給付費・利用者負担額
- ⑨ サービス利用者1人当たり総費用額・給付費・利用者負担額
- ⑩ サービス種類別の費用額
- ⑪ 利用者負担額の分布
- ⑫ 利用者負担率の分布

《その他集計》

- ⑬ 事業所数
- ⑭ 支給決定者数

● 障害支援区分審査判定結果数等に関する集計案

《申請者に係る集計》

- ① 申請者数
- ② 新規申請者の二次判定者数
- ③ 更新申請者の二次判定者数

《審査判定結果に係る集計》

- ④ 一次判定の障害支援区分者数・平均障害支援区分
- ⑤ 二次判定の障害支援区分者数・平均障害支援区分
- ⑥ 二次判定における障害支援区分変更割合

● 補装具の購入件数・金額等に関する集計案

《購入・借受け・修理件数等に係る集計》

- ① 購入件数・借受け件数・修理件数
- ② 補装具種目別の購入件数・借受け件数・修理件数

《購入・借受け・修理金額等に係る集計》

- ③ 購入金額・借受け金額・修理金額
- ④ 補装具種目別の購入金額・借受け金額・修理金額
- ⑤ 決定件数1件あたり金額・自己負担額等
- ⑥ 補装具種目別の決定件数1件あたり金額・自己負担額等

● 手帳の交付件数等に関する集計案

- ① 手帳の交付件数
- ② 障害種類・等級別の身体障害者手帳交付件数
- ③ 等級別の精神障害者手帳交付件数
- ④ 障害程度別の療育手帳交付件数

- ② 障害支援区分別のサービス利用者数
 障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援のサービス利用者数を障害支援区分別、月別に集計した表。
 以下の分類ごとに集計表を分ける。
- ・障害区分（身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病等対象者／障害児／障害児／全区分）
 - ・サービス種別（障害福祉サービス／相談支援／地域相談支援／全サービス）

集計表イメージ

(単位:件)

	身体障害				知的障害				精神障害				難病等対象者				障害児				全区分			
	月別	区分1	...	合計																				
4月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
5月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
6月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
7月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
8月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
9月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
10月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
11月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
12月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
1月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
2月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222
3月	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222	22,222,222	2,222,222	2,222,222	22,222,222

④ サービス利用者における平均障害支援区分

障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援のサービス利用者数における平均障害支援区分（障害支援区分の認定を受けていない者を含めた利用者全体における平均障害支援区分）を障害区分別（身体障害者／知的障害者／精神障害者／障害児／難病等対象者／全区分）、都道府県別に集計した表。

以下の分類ごとに集計表を分ける。

- ・サービス種別（障害福祉サービス／相談支援／地域相談支援／全サービス）

集計イメージ

(単位:件)

県 No.	都道府県名	障害福祉サービス															
		知的障害者				精神障害者				障害児				難病等対象者			
		全体	重度者	平均障害支援区分													
-	全国	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	
01	北海道	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
02	青森県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
03	岩手県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
04	宮城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
05	秋田県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
06	山形県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
07	福島県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
08	茨城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
09	栃木県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
10	群馬県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
...	...	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
	相談支援																
県 No.	都道府県名	知的障害者				精神障害者				障害児				難病等対象者			
-	全国	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	
01	北海道	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
02	青森県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
03	岩手県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
04	宮城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
05	秋田県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
06	山形県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
07	福島県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
08	茨城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
09	栃木県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
10	群馬県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
...	...	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
県 No.	都道府県名	知的障害者				精神障害者				障害児				難病等対象者			
-	全国	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	22,222,229	229,9%	9.99	
01	北海道	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
02	青森県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
03	岩手県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
04	宮城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
05	秋田県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
06	山形県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
07	福島県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
08	茨城県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
09	栃木県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
10	群馬県	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	
...	...	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	2,222,229	229,9%	9.99	

⑤ サービス利用者における重度者割合

障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援のサービス利用者数における重度者割合（利用者全体に占める重度者割合（利用者全体に占める障害支援区分の区分4～6の利用者の割合）を障害区分別（身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病等対象者／障害児／全区分）、月別に集計した表。

以下の分類ごとに集計表を分ける。

- ・ サービス種別（障害福祉サービス／相談支援／地域相談支援／全サービス）

集計表イメージ

（単位：件）

障害福祉サービス														
身体障害者			知的障害者			精神障害者			障害児			難病等対象者		
全体	平均障害支援区分	重度者	全体	平均障害支援区分	重度者	全体	平均障害支援区分	重度者	全体	平均障害支援区分	重度者	全体	平均障害支援区分	重度者
合計	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
4月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
5月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
6月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
7月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
8月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
9月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
...	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
3月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
相談支援														
合計	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
4月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
5月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
6月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
7月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
8月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
9月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
...	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
3月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
難病等対象者														
合計	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
4月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
5月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
6月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
7月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
8月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
9月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
...	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
3月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
難病等対象者														
合計	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
4月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
5月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
6月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
7月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
8月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
9月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
...	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229
3月	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229	229.9%	9,99	2,222,229

- ⑥ 所得区分別のサービス利用者数
 障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援のサービス利用者数を所得区分別（生活保護／低所得1／低所得2／一般1／一般2／その他／合計）、月別に集計した表。
 以下の分類ごとに集計表を分ける。
 ・障害区分（身体障害／知的障害／精神障害／難病等対象者／障害児／全区分）
 ・サービス種別（障害福祉サービス／相談支援／地域相談支援／障害児支援・障害児相談支援／全サービス）

集計表イメージ

(単位:件)

	身体障害						知的障害						...						合計
	生活保護	低所得1	低所得2	一般1	一般2	その他	生活保護	低所得1	低所得2	一般1	一般2	その他	生活保護	低所得1	低所得2	一般1	一般2	その他	
合計	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
4月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
5月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
6月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
7月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
8月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
9月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
10月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
11月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
12月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
1月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
2月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229
3月	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,229

⑩ サービス種類別の費用額

障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援における各サービス種類別の費用額を障害支援区分別、月別に集計した表。
以下の分類ごとに集計表を分ける。

- ・障害区分別（身体障害者／知的障害者／精神障害者／難病等対象者／障害児／全区分）
- ・サービス種類（居宅介護／重度訪問介護／行動援護／療養介護／生活介護・経過的生活介護／短期入所／施設入所支援・経過施設入所支援／共同生活援助／宿泊型自立訓練／自立生活援助／自立訓練（機能訓練）／自立訓練（生活訓練）／就労移行支援／就労移行支援（養成施設）／就労継続支援A型／就労継続支援B型／就労定着支援／計画相談支援／地域移行支援／地域定着支援／障害児相談支援／児童発達支援／医療型児童発達支援／放課後等デイ／保育所等訪問支援／居宅訪問型児童発達支援／福祉型障害児入所施設／医療型障害児入所施設）

集計表イメージ

区分					
	全区分			区分1			...			全区分		
	利用者数 (人)	1人当たり費用 (円)	総費用 (円)	利用者数 (人)	1人当たり費用 (円)	総費用 (円)	利用者数 (人)	1人当たり費用 (円)	総費用 (円)	利用者数 (人)	1人当たり費用 (円)	総費用 (円)
合計	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
4月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
5月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
6月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
...	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
3月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
合計	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
4月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
5月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
6月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
...	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
3月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
合計	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
4月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
5月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
6月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
...	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229
3月	2,222,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229	2,222,229	2,222,229	2,222,222,229

⑬ 事業所数

障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援・障害児支援・障害児相談支援の事業所数を月別、サービス種類別に集計した表。

集計表イメージ

(単位：施設)

事業所数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
		zzz.zzz												
障害福祉サービス・相談支援・地域相談支援	居宅介護	zzz.zzz												
	重度訪問介護	zzz.zzz												
	行動援護	zzz.zzz												
	重度包括	zzz.zzz												
	同行援護	zzz.zzz												
	療養介護	zzz.zzz												
	生活介護	zzz.zzz												
	短期入所	zzz.zzz												
	施設入所支援	zzz.zzz												
	共同生活援助	zzz.zzz												
	宿泊型自立訓練	zzz.zzz												
	自立生活援助	zzz.zzz												
	自立訓練(機能訓練)	zzz.zzz												
	自立訓練(生活訓練)	zzz.zzz												
	就労移行支援	zzz.zzz												
	就労移行支援(養成)	zzz.zzz												
	就労継続支援A型	zzz.zzz												
就労継続支援B型	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
就労定着支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
計画相談支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
地域相談支援(地域移行支援)	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
地域相談支援(地域定着支援)	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
障害児相談支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
児童発達支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
医療型児童発達支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
放課後等デイ	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
保育所等訪問支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
居宅訪問型児童発達支援	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
福祉型障害児入所施設	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	
医療型障害児入所施設	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	zzz.zzz	

② 新規申請者の二次判定者数

障害支援区分認定の新規申請者数を二次判定の支援区分別、都道府県別に集計した表。
以下の分類ごとに集計表を分ける。

- ・ 障害種別 (身体障害／知的障害／精神障害／難病／全種別／(再掲) 身体のみ／(再掲) 知的のみ／(再掲) 精神のみ／(再掲) 身体+知的／(再掲) 身体+精神／(再掲) 知的+精神／(再掲) 身体+知的+精神)
- ・ 年齢区分 (未成年(18歳未満)／成年(18歳以上)／65歳以上(再掲)／全年齢)

集計表イメージ

(単位:件)

県名	身体障害				知的障害			
	申請数	区分1	***	合計	申請数	区分1	***	合計
一 全国	222,229	222,229	222,229	222,229	9,999	222,229	222,229	222,229
01 北海道	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
02 青森県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
03 岩手県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
04 宮城県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
05 秋田県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
06 山形県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
07 福島県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
08 茨城県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
09 栃木県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
10 群馬県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
11 埼玉県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
12 千葉県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
13 東京都	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
14 神奈川県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
15 新潟県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
16 富山県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
17 石川県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
18 福井県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
19 山梨県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
20 長野県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
21 岐阜県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
22 静岡県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
23 愛知県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
24 三重県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
25 滋賀県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
26 京都府	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
27 大阪府	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
28 兵庫県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
29 奈良県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
30 和歌山県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
31 鳥取県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
32 徳島県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
33 岡山県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
34 広島県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
35 山口県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
36 愛媛県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
37 香川県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
38 徳島県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
39 高知県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
40 福岡県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
41 佐賀県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
42 長崎県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
43 熊本県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
44 大分県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
45 宮崎県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
46 鹿児島県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229
47 沖縄県	22,229	22,229	22,229	22,229	9,999	22,229	22,229	22,229

⑥ 二次判定における障害支援区分変更割合

障害支援区分認定の二次判定結果における障害支援区分の変更割合（上位変更割合／下位変更割合）を都道府県別に集計した表。
以下の分類ごとに集計表を分ける。

- ・ 障害種別（身体障害／知的障害／精神障害／難病／全種別／（再掲）身体のみ／（再掲）知的のみ／（再掲）精神のみ／（再掲）身体+知的／（再掲）身体+精神／（再掲）知的+精神／（再掲）身体+知的+精神）
- ・ 年齢区分（未成年(18歳未満)／成年(18歳以上)／65歳以上(再掲)／全年齢)

集計表イメージ

県 No.	都道府県名	知的障害																							
		上位変更 件数	下位変更 件数	認定件数	上位変更 割合	下位変更 割合	平均一次 判定区分	平均二次 判定区分	平均区分 引上げ幅	上位変更 件数	下位変更 件数	認定件数	上位変更 割合	下位変更 割合	平均一次 判定区分	平均二次 判定区分	平均区分 引上げ幅	上位変更 件数	下位変更 件数	認定件数	上位変更 割合	下位変更 割合	平均一次 判定区分	平均二次 判定区分	平均区分 引上げ幅
-	全国	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
01	北海道	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
02	青森県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
03	岩手県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
04	宮城県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
05	秋田県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
06	山形県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
07	福島県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
08	茨城県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
09	栃木県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
10	群馬県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
11	埼玉県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
12	千葉県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
13	東京都	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
14	神奈川県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
15	新潟県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
16	富山県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
17	石川県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
18	福井県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
19	山梨県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
20	長野県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
21	岐阜県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
22	静岡県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
23	愛知県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
24	三重県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
25	滋賀県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
26	京都府	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
27	大阪府	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
28	兵庫県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
29	奈良県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
30	和歌山県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
31	鳥取県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
32	島根県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
33	岡山県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
34	広島県	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99
...	...	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99	222,229	222,229	222,229	22.9%	22.9%	9.99	9.99	+9.99

(5) 手帳に関する集計案

① 手帳の交付件数

手帳の交付件数（年度末現在／新規交付（年度中）を年齢区分（未成年（18歳未満）／成年（18歳以上）／65歳以上（再掲））別、都道府県別に集計した表。

以下の種類ごとに集計表を分ける。

- ・身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳

集計表イメージ

(単位:件)

県 道 府 名	身体障害者手帳																							
	未成年(18歳未満)					成年(18歳以上)					65歳以上(再掲)					合計								
	前年度末 現在	新編交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出 (年度中)	変更 (年度中)	前年度末 現在	新編交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出 (年度中)	変更 (年度中)	前年度末 現在	新編交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出 (年度中)	変更 (年度中)	前年度末 現在	新編交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出 (年度中)	変更 (年度中)	前年度末 現在			
- 全国	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	
01 北海道	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
02 青森県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
03 岩手県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
04 宮城県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
05 秋田県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
06 山形県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
07 福島県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
08 茨城県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
09 栃木県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
10 群馬県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
11 埼玉県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
12 千葉県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
13 東京都	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
14 神奈川県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
15 新潟県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
16 富山県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
17 石川県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
18 福井県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
19 山梨県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
20 長野県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
21 岐阜県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
22 静岡県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
23 愛知県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
24 三重県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
25 滋賀県	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
26 京都府	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229
27 大阪府	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229	22,229

③等級別の精神障害者手帳交付件数
 精神障害者手帳の交付件数(前年度未現在/新規交付(年度中)/転入(年度中)/転出(年度中)/返還(年度中)/等級の変更(増)/等級の変更(減)/年度未現在/有効期限切れ/認定更新(年度中))を年齢区分(未成年(18歳未満)/成年(18歳以上)/65歳以上(再掲)/全年齢)別、級別(総数/1級/2級/3級)、都道府県別に集計した表。

集計表イメージ

(単位:件)

交付状況	01北海道																				
	未成年(18歳未満)						成年(18歳以上)						65歳以上(再掲)								
	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	
前年度未現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
新規交付(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転入(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転出(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
返還(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
増	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
減	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
年度未現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
有効期限切れ	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
認定更新(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
...																					
交付状況	未成年(18歳未満)						成年(18歳以上)						65歳以上(再掲)								
前年度未現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
新規交付(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転入(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転出(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
返還(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
増	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
減	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
年度未現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
有効期限切れ	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
認定更新(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9

④障害程度別の療育手帳交付件数

療育手帳の交付件数（前年度末現在／新規交付(年度中)／転入(年度中)／転出(年度中)／返還(年度中)／変更(18歳に達した場合)／変更(障害程度変更)／年度末現在)を年齢区分（未成年(18歳未満)／成年(18歳以上)／全年齢）別、級別（A(重度)／B(中軽度)）、都道府県別に集計した表。

集計表イメージ

(単位:件)

交付状況	01北海道												
	未成年(18歳未満)						成年(18歳以上)						65歳以上(再掲)
	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	総数	1級	2級	3級	合計
前年度末現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
新規交付(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転入(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転出(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
返還(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
増	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
減	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
年度末現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
有効期限切れ	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
認定更新(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
...													
交付状況	未成年(18歳未満)						成年(18歳以上)						65歳以上(再掲)
前年度末現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
新規交付(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転入(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
転出(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
返還(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
増	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
減	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
年度末現在	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
有効期限切れ	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9
認定更新(年度中)	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9	zzz,zz9

5. 介護保険総合データベース（介護DB）の概要

公的データベースの中でも、介護DBは、請求事務等に係るデータを二次利用の目的で悉皆的に収集しているということ、及びそのデータが国民健康保険連合会を経由しているという点で、今回検討する「障害福祉関係データベース」と類似性がみられることから、介護DBを中心にその構築に係る状況をまとめた。

- (1) 介護DBも含めた公的データベースの整備状況
- (2) 介護保険総合データベース（介護DB）の概要
- (3) 第三者提供にあたっての法令等整備状況
- (4) 格納されているデータについて（介護レセプト）
- (5) 格納されているデータについて（要介護認定データ）
- (6) データ収集経路
- (7) 匿名化処理と連結
- (8) システム概要
- (9) システム機能概要
- (10) 新たな介護保険総合データベースの利用の流れ
- (11) 介護・医療関連情報の「見える化」の推進（イメージ）
- (12) 地域包括ケア「見える化」システムの目的
- (13) 地域包括ケア「見える化」システムの機能

(1) 介護DBも含めた公的データベースの整備状況

保健医療分野における主な公的データベースには、「NDB」や「介護DB」、「DPCDB」、「全国がん登録DB」、「難病DB」、「小慢DB」、「MID-NET」等があり、それぞれの特徴は下表のとおりである。

図表 IV-1 保健医療分野の主な公的データベースの状況

データベースの名称	NDB (レセプト情報・特定健診 等情報データベース) (平成21年度～)	介護DB (平成25年～)	DPCDB (平成29年度～)	全国がん登録 DB (平成28年～)	難病DB (平成29年～)	小慢DB (平成28年度～)	MID-NET (平成23年～)
元データ	レセプト、特定健診	介護レセプト、要介護認定情報	DPCデータ (レセプト)	届出対象情報、 死亡者情報票	臨床個人調査票	医療意見書情報	電子カルテ、レセプト等
主な情報項目	傷病名(レセプト病名)、 投薬、健診結果 等	介護サービスの種類、要 介護認定区分 等	・簡易診療録情報 ・施設情報 等	がんの罹患、診療、転帰 等	告示病名、生活状況、 診断基準 等	疾患名、発症年齢、各 種検査値 等	・処方・注射情報 ・検査情報 等
保有主体	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	PMDA・協力医療機関
匿名性	匿名	匿名	匿名	顕名	顕名(取得時に本人同意)	顕名(取得時に本人同意)	匿名
第三者提供の有無	有(※1) (平成25年度～)	有(※1) (平成30年度～開始 予定)	有 (平成29年度～)	有 (詳細検討中)	無 (検討中)	無 (検討中)	有 (平成30年度～)
根拠法	高確法16条	介護保険法118条の2	— (告示)	がん登録推進法第5、6、 8、11条	—	—	PMDA法第15条

※1 NDBについては、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき個別審査を行った上で第三者提供を実施。
介護DBも、NDBのスキームを基本的に踏襲し、第三者提供を行う予定であり、現在、ガイドライン等について検討中。

※2 上記に加え、生活保護の分野では、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の予防等を推進する「被保護者健康管理支援事業」を創設し、同事業の実施に資するため、国が全国の被保護者の医療データを収集・分析することを内容とする「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を平成30年通常国会に提出。

(出所)平成30年4月19日社会保障審議会医療保険部会資料

(2) 介護保険総合データベース(介護DB)の概要

- 介護DBは、介護保険法第197条第1項ⁱ2項ⁱⁱの規定に基づき、要介護認定情報や介護レセプト情報等の電子化情報について、個人情報等を匿名化した上で、市町村から任意でデータ提供されたものを、平成25年度から厚生労働省が管理するサーバー内へ格納し、運用を行っている。保有主体は厚生労働大臣である。
- 保有情報は、以下のとおりである。
 - ・介護レセプトデータ
 - ・要介護認定データ等
- これまでの利用状況では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国の保険者の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握するとともに、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有するために、「地域包括ケア『見える化』システム」を作成している。この中で、平成28年7月より介護DBのデータも利用されることとなっている。

ⁱ 介護保険法第197条第1項

厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他必要があると認められるときは、その事業の実施状況に関する報告を求めることができる。

ⁱⁱ 介護保険法第197条第2項

市町村長は、政令で定めるところにより、その事業の実施の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(3) 第三者提供にあたっての法令等整備状況

- 介護DBの第三者提供に係る検討の経緯
 - ・ 介護DBに保有する情報は、現行では行政のみが利用しており第三者提供を行った実績はない。一方、NDBについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下、高確法）等の規定に基づき、厚生労働大臣のもとに設置された有識者会議において、格納されている情報の第三者提供にあたってのルールが定められ、第三者提供が行われている。
 - ・ 介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に利用目的が公益性の高い場合には、第三者への提供を可能とすることが適当とされたⁱⁱⁱ。
- 平成29年介護保険法改正において、介護保険法第百十八条の二^{iv}によって、利用目的が明確化されるとともに、市町村から介護DBへのデータ提供が義務化されることとなった。
- 第三者提供にあたっては、NDBの第三者提供における法令等整備^vを参考に、介護保険法のもと第三者提供について規定する告示を定めることとした。

ⁱⁱⁱ 社会保障審議会介護保険部会意見（平成28年12月9日）（抜粋）

地域包括ケア「見える化」システムにおいて活用されている、介護保険総合データベースのデータについては、データベースをより有効活用するために、データの利用目的が公益性の高い場合には、第三者提供を可能とすることが適当である。この場合、個人情報保護は当然に重要であり、この点も含め、データを提供する対象、データ利用に係る手続き等については、別途、検討の場を設けて検討することとするのが適当である。

^{iv} 介護保険法第百十八条の二

厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

^v NDBデータの第三者提供における法令等整備

NDBで保有するデータの第三者提供においては、高確法のもとに、告示「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針」を定めている。

(4) 格納されているデータについて（介護レセプト）

- 審査支払機関である国保連合会を経由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容
- 国保連合会を経由して収集された介護レセプトデータを匿名化した上で、厚生労働省へ提出され、介護DBへ格納される。
- 格納件数：約 5.2 億件（平成 24 年 4 月～平成 27 年 10 月サービス提供分）
- 格納されている主なデータ

図表 IV-2 格納されている主なデータ

利用者に関する情報	
利用者属性	事業所・サービス内容
匿名化コード (被保険者番号をもとにしたハッシュ値)	事業所の属性 (所在地市区町村、事業所のサービス種類等)
性別	サービスの種類
生年月日(日は欠損)	単位数
要介護状態区分	日数
認定有効期間	回数
保険分給付率

(出所) 厚生労働省老健局資料に基づきみずほ情報総研株式会社作成

(5) 格納されているデータについて（要介護認定データ）

- 市区町村が要介護認定に用いた調査の結果
- 市区町村が専用ソフトを用いて個人情報匿名化した上で、厚生労働省へ提出され、介護DBへ格納される。送信している保険者は、平成 28 年 1 月時点で 1361/1579 保険者（約 86%）
- 格納件数：約 4,058 万件（平成 21 年 4 月～平成 28 年 5 月）
- 格納されている主なデータ
 - 要介護認定一次判定
 - ・ 基本調査 74 項目
 - ・ 主治医意見書のうち、短期記憶、認知能力、伝達能力、食事行為、認知症高齢者の日常生活自立度の項目
 - ・ 要介護認定基準時間
 - ・ 一次判定結果
 - 要介護認定二次判定
 - ・ 認定有効期間
 - ・ 二次判定結果

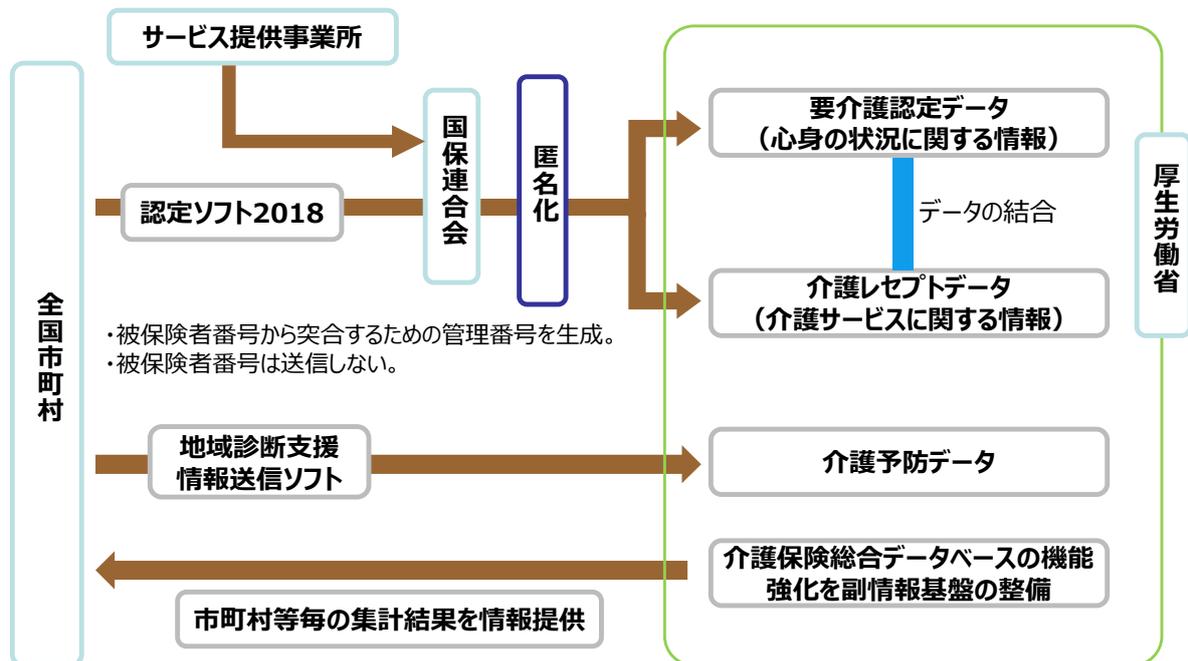
(6) データ収集経路

データ収集経路については、平成 30 年 8 月以降、要介護認定データも介護保険給付費明細書（介護レセプト）等と同様に国保連合会を経由して収集されることとなった^{vi}。

データ収集経路は、以下のとおりである。

- 全国の市町村から認定ソフト 2018 で調査、認定した要介護認定データが、国保連合会を介して送付される。
- サービス提供事業所から介護レセプトデータが国保連合会を介して送付される。
- 要介護認定データ及び介護レセプトは、介護DBで受け取る前に匿名化処理が施され、被保険者番号、氏名等は送付されない。

図表 IV-3 データ収集経路図（平成 30 年 8 月以降）



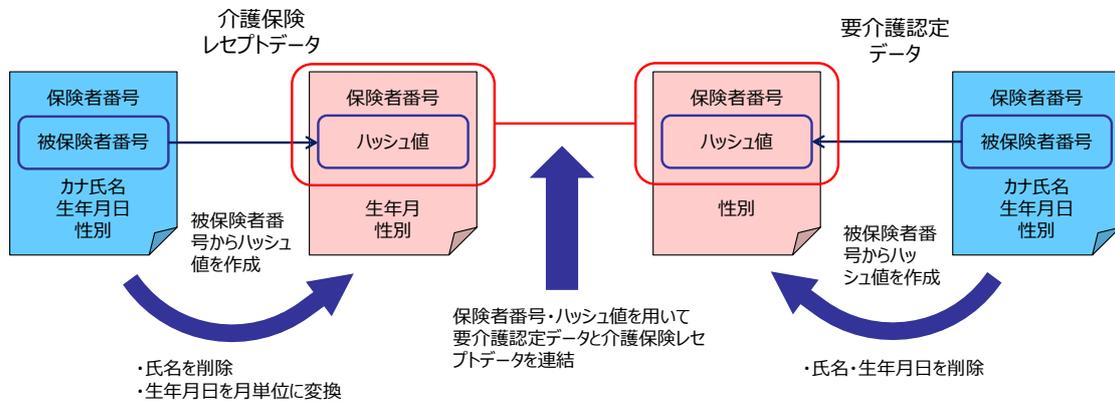
(出所) 厚生労働省老健局資料をみずほ情報総研株式会社で一部改変

^{vi} 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年 5 月 26 日成立）により、収集目的を規定するとともに、市町村等によるデータ提出等を義務化した。

(7) 匿名化処理と連結

- 匿名化処理では、被保険者番号からハッシュ関数^{vii}を用いてハッシュ値を作成し、保険者番号・ハッシュ値を用いて、要介護認定データと介護保険レセプトの連結を行う。

図表 IV-4 データ連結方法



(出所) 厚生労働省老健局資料をみずほ情報総研株式会社で一部改変

^{vii} ハッシュ関数 (同一人物として特定する方策)

以下の特徴を持つ「ハッシュ関数」を用いることで、個人の特定につながる情報を削除(「匿名化」)した上で、同一人物の情報であることを識別できるようにし、データベースへ保管している。

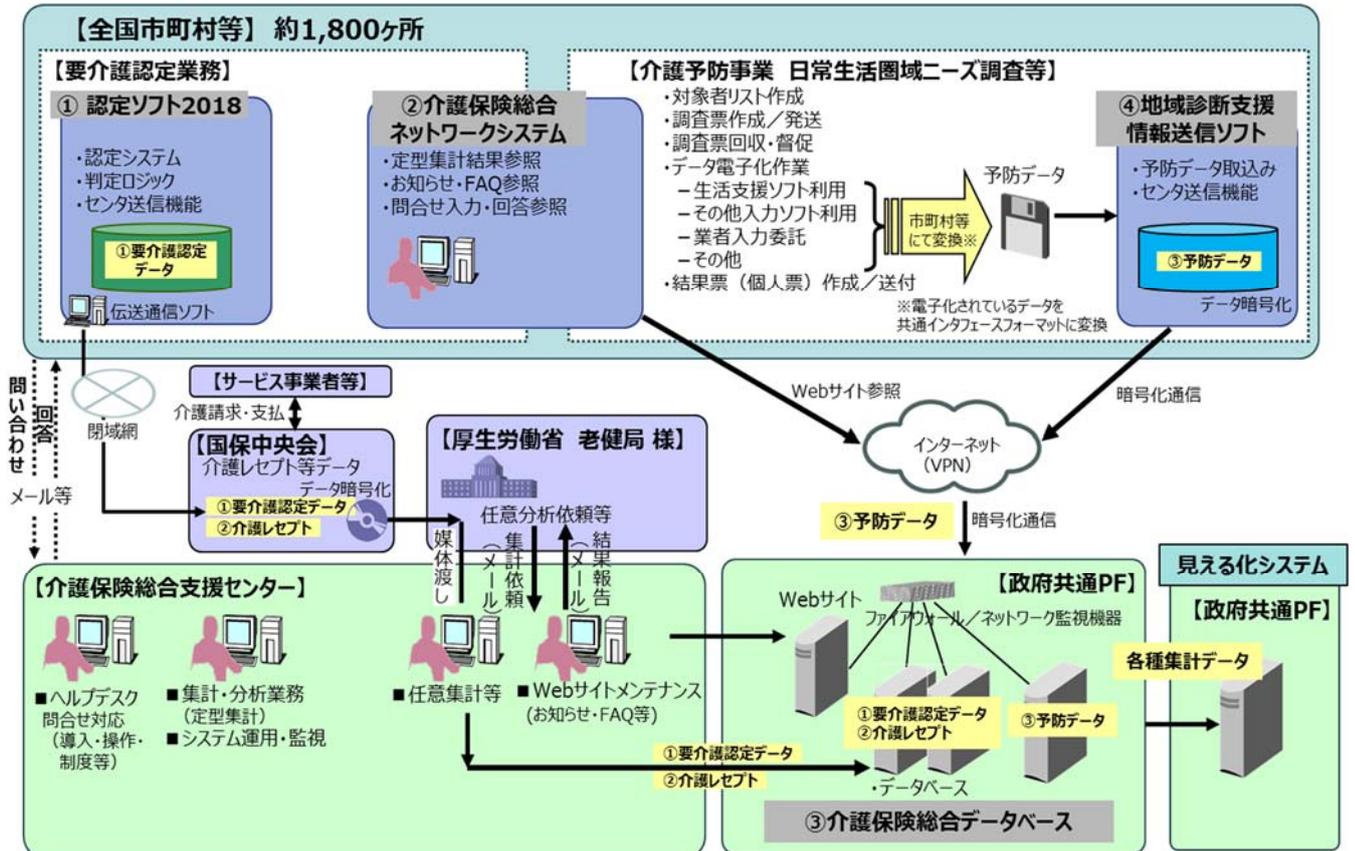
【ハッシュ関数の特徴】

- ・与えられたデータから固定長の疑似乱数(ハッシュ値)を生成する。
- ・異なるデータから同じハッシュ値を生成することは極めて困難。
(使用しているハッシュ関数(SHA-256)の場合、 $1/2^{128}$ の確率で異なるインプット情報から同一の値が生成される可能性有り。)
- ・生成された値(ハッシュ値)からは、元データを再現することは出来ない。
(個人情報(被保険者番号や氏名、生年月日等)を基にしてハッシュ値を生成し、それを連結キーとして用いることで個人情報を削除したレセプト情報等について、同一人物の情報として特定することが可能。)

(8) システム概要

- 約 1,800ヶ所の全国市町村等から認定ソフトで調査、認定した要介護認定情報の入力から国保連合会を経由し介護レセプトデータを介護DBに蓄積する。介護DBの各種データは、見える化システムに提供し、幅広い利用者へのデータ提供を行っている。
- 介護予防事業として日常生活圏域ニーズ調査等のデータについても介護DBに蓄積する。

図表 IV-5 介護保険総合データベースのシステム概要図

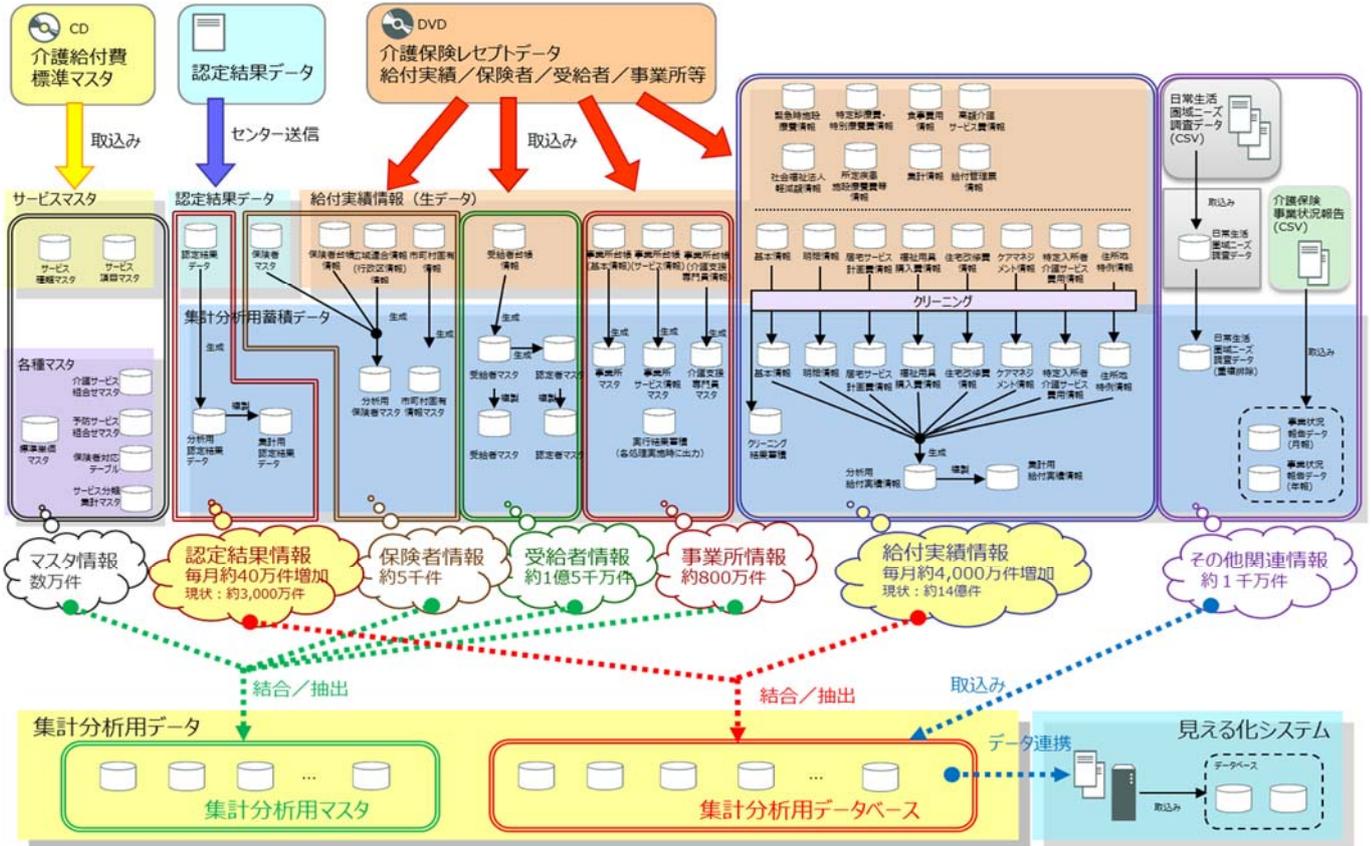


(出所) 厚生労働省老健局資料をみずほ情報総研株式会社で一部改変

(9) システム機能概要

- 介護DBは、認定ソフトからセンター送信機能で要介護認定データをオンラインで受け、認定結果テーブルへ蓄積する。介護レセプト、介護給付費標準マスタ、各種マスタ等のデータは、国保連合会からメディアで受取り、運用保守事業者が介護DBへ取込み、各テーブルへ保存する。
- 各種テーブルに蓄積したデータは蓄積用テーブルと同じテーブル構成とする集計用テーブルへ複製する。この時、集計処理に合わせてデータクリーニング等の処理を実施し、分析結果として精度の高いデータを用意する。

図表 IV-6 介護保険総合データベースのシステム機能概要図

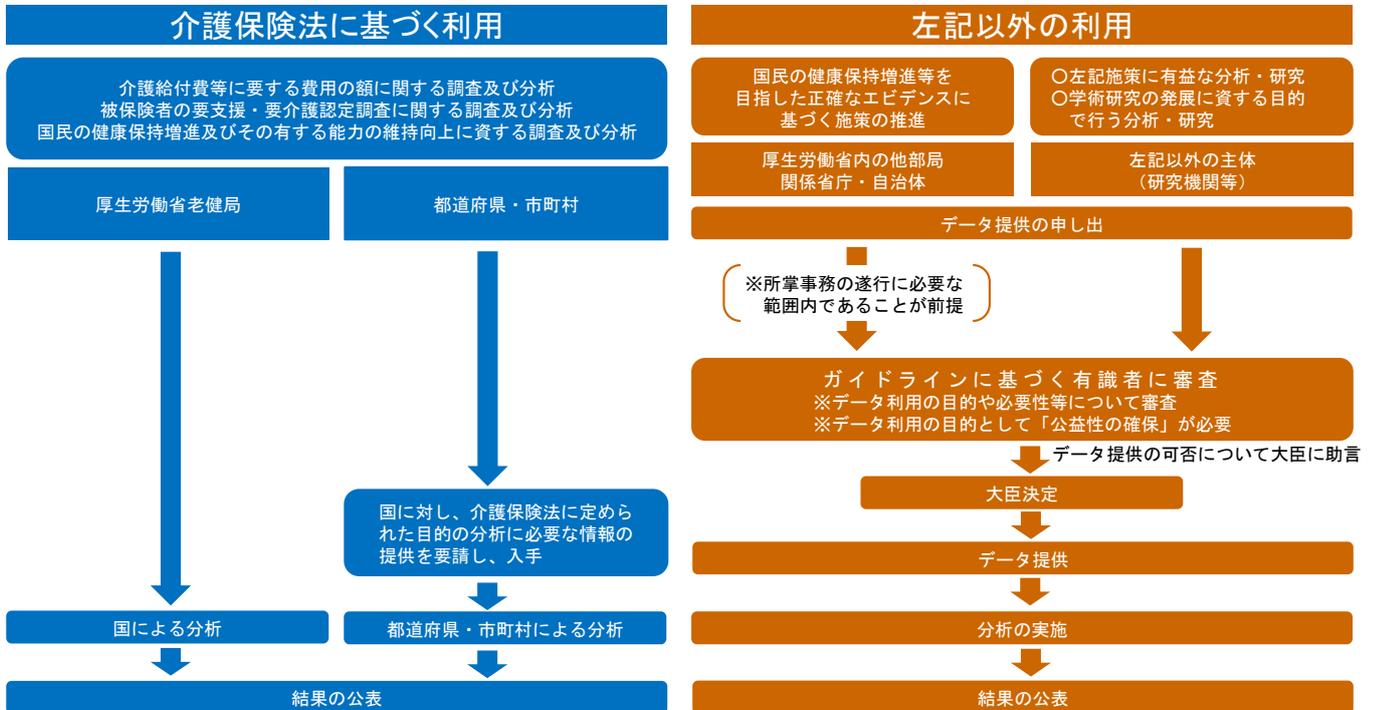


(出所) 厚生労働省老健局資料をみずほ情報総研株式会社で一部改変

(10) 新たな介護保険総合データベースの利用の流れ

- 介護DBにおいては、NDBのガイドラインを参考に、審査の基準となるガイドラインを制定し、平成30年度から「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供」が開始されている。

図表 IV-7 介護保険総合データベースの利用の流れ図

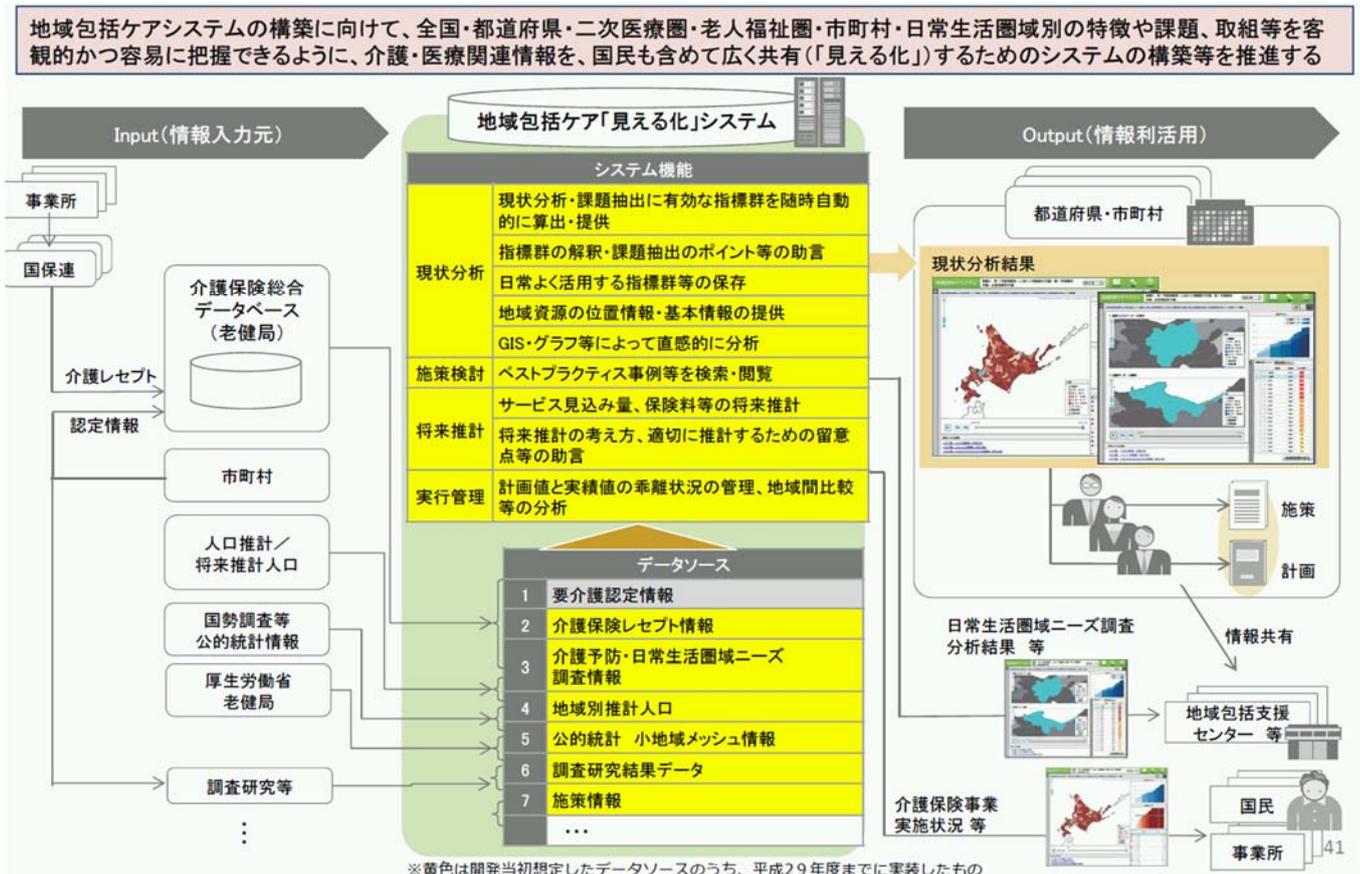


(出所) 第1回 要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議 (平成30年3月14日) 資料

(11) 介護・医療関連情報の「見える化」の推進（イメージ）

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を見える化するためのシステムの構築を進めている。

図表 IV-8 地域包括ケア「見える化」システムのイメージ図



(出所) 第1回 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議（平成30年3月14日） 資料2-2

(12) 地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである。システム構築によるメリットを下図に示している。

図表 IV-9 地域包括ケア「見える化」システムの目的

- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである。
- これにより、都道府県・市町村は地域間比較等による現状分析から課題抽出が容易になり、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすくなる。
- また、都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすくなる。
- 加えて、担当者の人事異動による影響を効果的かつ効率的に補完することができ、スピード感をもって継続性のある施策を実行しやすくなる。
- さらに、一部の機能を除き、誰でも利用することができるようになり、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなる。

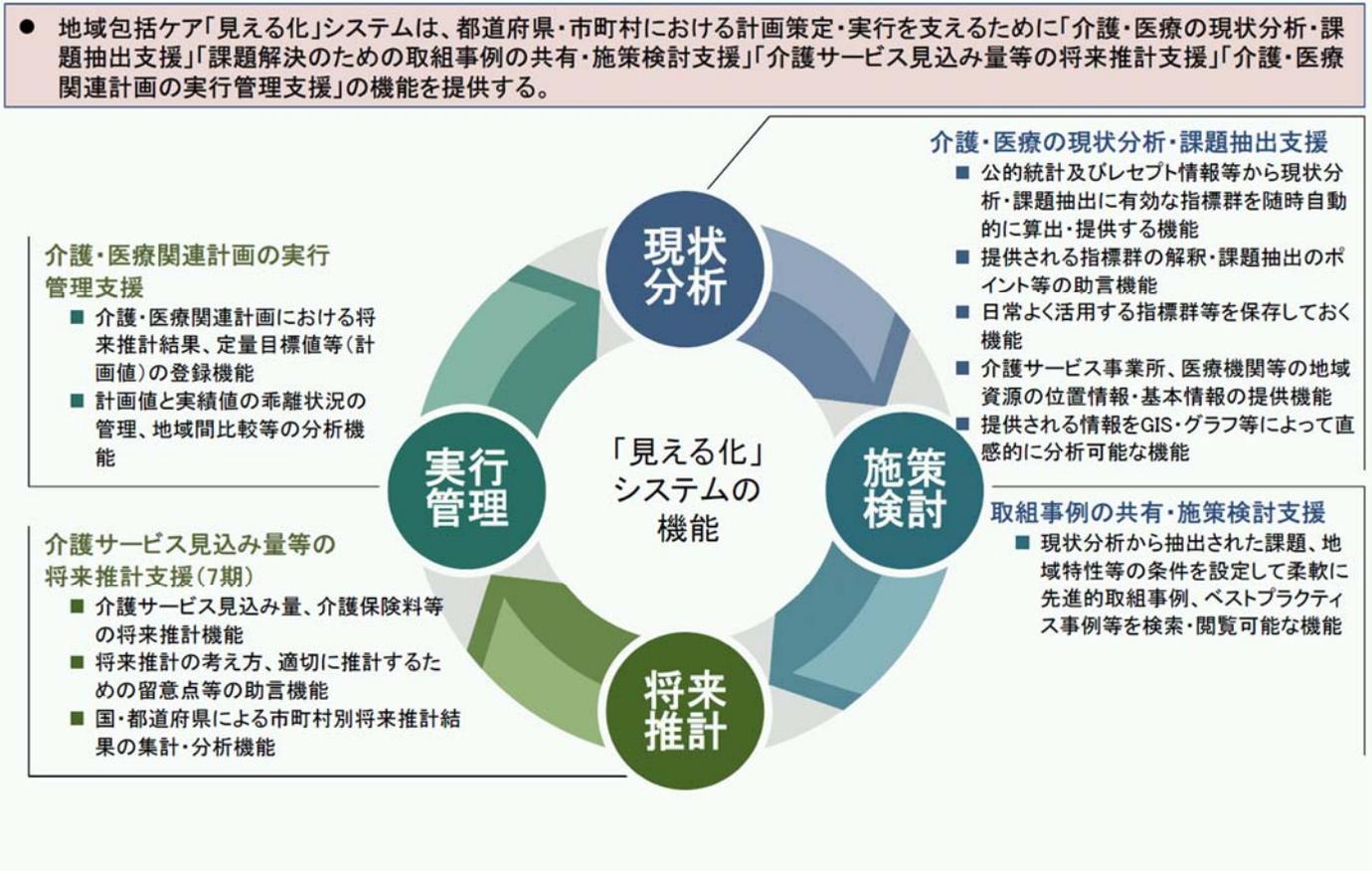


(出所) 第1回 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(平成30年3月14日) 資料2-2

(13) 地域包括ケア「見える化」システムの機能

- 地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における計画策定・実行支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」、「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」、「介護サービス見込み量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を有する。

図表 IV-10 地域包括ケア「見える化」システムの機能



(出所) 第1回 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議 (平成30年3月14日) 資料2-2

6. 自治体・システムベンダーへのヒアリング結果（障害福祉関係データ等の管理状況）

市町村における補装具データや障害者手帳データ等の管理状況について、自治体並びにシステムベンダーに対してヒアリング調査を実施した。ヒアリング結果を以下にまとめた。

- (1) 自治体へのヒアリング結果（6自治体）
 - ・補装具費支給決定データ
 - ・補装具処方せんデータ
 - ・障害者手帳データ
 - ・市町村データの提供について
- (2) システムベンダーへのヒアリング結果（大手の複数業者）
 - ・補装具費支給決定データ
 - ・市町村データの提供について

(1) 自治体へのヒアリング結果 (6 自治体)

調査項目	政令指定都市 A	政令指定都市 B	政令指定都市 C	特別区	市 (人口 20~50 万人)	市 (人口 5~20 万人)	
1. 補装具費支給決定データ							
支給決定件数	<ul style="list-style-type: none"> 年間 3,000 件程度で推移 (区役所での分は含まず) 支給決定データはベンダーのシステムで登録、管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 3,000 件程度で推移 支給決定データは市の独自システムで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 2,000 件程度で推移 支給決定データはベンダーのシステムで登録、管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 600 件程度 支給決定データはベンダーのシステムで登録、管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 800 件程度 支給決定データはベンダーのシステムをカスタマイズしたものの登録、管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 250 件程度で推移 支給決定の結果はベンダーのソフトに登録、管理している。 	
コード管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードは使用していないが、記載する名称は補装具種目名称別コードに合わせて持っている (内部でコード表を持っている)。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コード項目欄無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードは入力・使用している。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コード項目欄無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードを使用している。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コード項目欄無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードを使用している。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コード項目欄無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードを使用している。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コード項目欄無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードも入力しているが、独自コード化して入力しているため、無理やり合わせこんでいる部分はある。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コードの項目欄はあるが使っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードも入力しているが、独自コード化して入力しているため、無理やり合わせこんでいる部分はある。 完成用部品コード項目欄無し。 採型区分コードの項目欄はあるが使っていない。
主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 申請の種類 / 申請日 / 決定日 / 決定金額 (公費負担額、自己負担額) 等 	
他データとの連結	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号等) で住基情報と連結可能。 	

(次頁続く)

調査項目	政令指定都市 A	政令指定都市 B	政令指定都市 C	特別区	市 (人口 20~50 万人)	市 (人口 5~20 万人)
2. 補装具処方せんデータ						
処方せんデータの管理方法	<ul style="list-style-type: none"> データベースソフト (Access) を使って、自作で処方せんと判定書を一部電子化している (処方せんは全て電子化されているわけではない)。 システムを発注して作成するまでとは思わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て紙台帳で保管、管理している。 精神だけは数が多いので PDF 化もしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 処方せんは、紙書類で保管している (決定日順で台帳に綴っている)。 判定書は電子化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 600 件程度 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 800 件程度 	<ul style="list-style-type: none"> 年間 250 件程度で推移
処方せんデータの電子化について	<ul style="list-style-type: none"> 紙書類を電子化して保管する必要性が薄い。 個別案件性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 処方せんの改正に追隨してシステム改修すると考えると費用面で現実的でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具の事務は紙ベースであるため、処方せんだけでなく、全て電子化されないと業務負担軽減にならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要性を感じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具のデータを電子化するなら他の業務の時間に充てるべき。 	
3. 障害者手帳データ						
障害者手帳情報の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システムで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の独自システムで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の独自システムで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> システムで管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> システムベンダーのシステムをカスタマイズしたもので登録、管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> システムベンダーのシステムで管理している。
住民基本台帳情報とのリンク状況	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報システムとリンクしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報システムとリンクしている。そのため、死亡情報も含め一元管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報システムと連携している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報システムと突合するキーを持っているが、システム内で連携してはいない (手動連携)。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳とリンクしている。そのため自動的に更新される。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳情報システムと突合できるので、有効な手帳保持者を判定できる。
主なデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 原疾患名はシステムの入力項目にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 原疾患名はシステムの入力項目にあるが、入力必須ではない。 性別情報は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> 原疾患名や傷病名もシステムの入力項目にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体と療育手帳は疾患名称をシステムに入力している。 精神手帳は ICD10 を入力している。 	<ul style="list-style-type: none"> 原疾患名はシステムに登録しておらず、紙媒体のみに記載されている。 精神手帳の ICDコードも紙媒体のみである。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳にある項目は全て入力している。
他データとの連結キー	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の番号 (宛名番号) で住基情報と連結可能。

(次頁続く)

調査項目	政令指定都市 A	政令指定都市 B	政令指定都市 C	特別区	市 (人口 20~50 万人)	市 (人口 5~20 万人)
4. 市町村データの提供について						
データ提供に 関する意見等	<ul style="list-style-type: none"> 現状でも各自治体で標準化できていないのに、提供できるデータを標準化できるか疑問である。 過去分に遡ってとなるとかなりの手間になる。 提供する自治体のメリットが思いつかない(事務作業が増加するだけで)、不明である。 補装具の判定の仕方が自治体によって異なるので、基礎データとなるか疑問である。 自治体ごとに判定が異なるので過去の情報参照自体のニーズが無い。 本市では、個人情報保護法令が障害となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国で処方せんや判定書の書式が統一されていないので、入力の手間が増すだけではないか。 現場での事務負担が大きいので難しい。 あくまで必要なのは個別の対応状況である。 介護保険との使い分けの実態がわかる情報もデータベース化されるのであれば、ニーズがあるのではないか。 個人情報保護法令があるので、きちんと法令整備がなされないと難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続きが負担になる。 行政報告例と代替でき、フォーム(項目)が統一されれば、実現可能性は高いかもしれない。 受付窓口、予算部署、判定部署でそれぞれ管理するデータが異なるので、どこか一つで実現できるか不明である。 判定基準の平準化といったことに役立つかもしいない。 過去の判定例を参照できるといったことができればよい。 支給決定の際に利用している介護サービスの情報が知りたいので、その部分が可能となるのであればニーズがある(同時利用しているヘルパー情報、通所支援や自立支援の情報、給付実績等)。 個人情報保護法令が障害となるので、個人情報保護法令に抵触しなければ提供はできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具の情報を提出するのなら、区で判定している支給手続きがあるので区から提出することになる。 手帳情報は都が判定していることなので、都から提出する情報になる。 補装具の部品情報はない。処方せんから入力するのであれば誰がその作業を行うのか。今の3倍以上の作業時間がかかるとなる。 利用者ごとに異なる対応が求められる個別性の強い業務であり、障害福祉サービス明細事務のように事務手続きがルーブル化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護条例が障害となる。 当自治体は個人情報保護条例の解釈が他の自治体よりも厳しい。 扱う情報が複数の部署にまたがるので、担当課だけで判断できるものではない。 介護のように見える化されるのは良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 入力作業負担が大きくなるが、そのための予算が出るかが不明である。 福祉サービスにおいて補装具の比率は業務的にも費用的にも低く、優先度が高いと思えない。 データベース化により支給決定のルールが共通化されれば助かる。 介護、医療、福祉のどのサービスで分担すべきかが議論できるようなデータを出せるのであれば価値がある(それによって国は費用配分の最適化を行って欲しい)。 福祉サービスの個別性が強く、統計値にどのような意味があるか思いつかない。 個人の同意が必要となると思うので、個人の障害福祉サービスを国に報告する理由が立たないと実現は難しい。 個人情報保護条例が自治体は厳しいので、現状のままでは提供は難しい。

(出所) みずほ情報総研株式会社作成

(2) システムベンダーへのヒアリング結果（大手複数業者）

調査項目		大手システムベンダー（複数業者まとめ）
1. 補装具費支給決定データ		
対象自治体		<ul style="list-style-type: none"> 全ての自治体が対象であるが、人口20万人以上の自治体が主な対象と考えられる。
システムの支援対象		<ul style="list-style-type: none"> 補装具分野においては、補装具費の申請情報の登録から支給決定情報までをシステム対象としている（いずれのベンダーも補装具処方せん情報は対象外）。
システムの主な機能		<ul style="list-style-type: none"> 申請情報の登録/管理機能。 判定依頼書の作成機能 支給決定情報の登録/管理機能 決定通知書・受給券等の発行機能 報告資料等の出力機能 等々
主なデータ項目		<ul style="list-style-type: none"> 申請書情報や判定依頼書情報、支給決定情報等に係る各項目
コード管理状況		<ul style="list-style-type: none"> 補装具種目名称別コードと自治体独自の補装具コード体系を対応付ける機能等を実装する場合もある。 完成用部品コード項目や採型区分コード項目等については、特段対応はしていない。
データの連携		<ul style="list-style-type: none"> 市町村独自の番号（宛番号等）で住民基本台帳情報等と突合（検索）可能な仕組みを整えている。
2. 障害者手帳データ		
主なデータ項目		<ul style="list-style-type: none"> 原則、障害者手帳に記載されている項目は全て登録可能としている。 精神障害者手帳情報は、傷病名とICDコードを入力する仕組みとしている。 身体と療育は傷病名だけ入力で、原疾患を入力する場合でも文字データとして入力している。 住民基本台帳情報と紐づく形となっている。 紐付けのための番号は各自治体独自の番号（宛番号等）で住民基本台帳情報等と突合可能な仕組みを整えている。
データの連携		
3. 市町村データの提供について		
ベンダーの意見		<ul style="list-style-type: none"> 基本的な情報は、中小のベンダーも含めJAHIS（一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会）に加盟して共有している。 既存機能としての現状は以下の通りである。 行政報告例のための情報をシステムとして管理しているが、報告例を作成し出力する機能があるシステムとないシステムがある。 番号法の副本登録情報を出力する機能はあるが、その他のシステム連携のための出力機能は持っていない。 伝送（電送）機能は保持していない。 データの保持については、ユーザが登録している情報すべてを対象としており、特に制限を設けていない。 そのうえで、データ提供についての対応として、以下のことが言える。 インタフェースが提示されれば、システムが登録しているデータをインタフェースに合わせた形で出力することは可能と思われる。 伝送（電送）機能は保持していないため既存機能を活用してのシステム対応ではなく、新規機能としてシステム対応する必要がある。

（出所）みずほ情報総研株式会社作成

(奥付)

厚生労働省

令和元年度障害者総合福祉推進事業

障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究 報告書

令和2年3月

みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部
電話 03-5281-5275

